

平成15年度

各会計予算審査特別委員会会議録

1. 日 時 平成15年 3月11日

開会 10時00分 散会 16時32分

2. 場 所 幕別町役場 5階会議室

3. 出 席 者

① 委 員 (22名)

| | | | | |
|---------|---------|---------|---------|----------|
| 1 豊島善江 | 2 中橋友子 | 3 野原恵子 | 4 | 5 乾 邦広 |
| 6 杉山晴夫 | 7 古川 稔 | 8 助川順一 | 9 大野和政 | 10 成田年雄 |
| 11 永井繁樹 | 12 伊東昭雄 | 13 小田良一 | 14 瀬瀬太郎 | 15 佐々木芳男 |
| 16 松田外吉 | 17 前川敏春 | 18 坂本 偉 | 19 伊藤一男 | 20 阿部 確 |
| 22 千葉幹雄 | 23 浦田邦夫 | 24 坂下庄蔵 | | |

② 議 長 本保証喜

③ 説明員

| | | |
|------------|------------|------------|
| 町 長 岡田和夫 | 助 役 西尾 治 | 収 入 役 小野成義 |
| 教 育 長 沢田治夫 | 総務部長 新屋敷清志 | 企画室長 金子隆司 |
| 民生部長 石原尉敬 | 経済部長 中村忠行 | 建設部長 三井 巖 |
| 教育部長 高橋平明 | 札内支所長 瀬瀬良征 | |

ほか、関係課長及び係長

④ 職務のため出席した議会事務局職員

局長 谷友 勝 課長 平田正一 係長 澤部紀博

4. 欠 席 者 4 21 前川 正 25 貝森拓司

5. 審査事件 平成15年度幕別町一般会計ほか8会計予算審査

6. 審査結果 一般会計質疑

7. 審査内容 別紙のとおり

予算審査特別委員長 永 井 繁 樹

審 査 内 容

(平成15年3月11日 10:00 開会)

[開 会]

○委員長(永井繁樹) ただいまより、予算審査特別委員会を開会いたします。

報告がございます。貝森議員、前川議員より欠席の旨の届けが出ております。

尚貝森議員はこの予算審査特別委員会の全日程、前川議員につきましては本日のみの欠席でございます。

審査に入る前に、委員長といたしまして一言お願いを申したいと思っております。

不肖、私が予算審査特別委員会の委員長の重任を果たすことになりました。

つきましては、審査の重要性を十分ご理解をしていただき、与えられました職務を全うしたいと思っております。委員会の運営につきまして皆様方の特段のご協力を心よりお願いいたします。

[審査の進め方]

○委員長(永井繁樹) 次に、審査の進め方についてご確認をさせていただきます。

まず、一般会計の歳出、1款、議会費より14款、予備費まで1款ごとに区切り、審査いたしてまいりたいと思っております。

その後、歳入の審査に入りまして、それらが終わりましたから歳入歳出の総括的な質問をお受けいたしたいと思っております。

なお、質疑に当たりましては、必ずページ数と目、節を言ってから発言をしていただきたいと思います。また、関連する質疑につきましては、第一発言者の発言が終わった後、関連と言って挙手をお願いいたします。

次に、特別会計及び事業会計につきましては、各会計ごとに審査してまいりたいと思っておりますので、ご協力をお願いいたします。

なお、答弁に立たれる説明員の方におかれましては、挙手をし職名を明確に言っていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、本委員会に付託されました議案第3号、平成15年度幕別町一般会計予算から、議案第11号、平成15年度幕別町水道事業会計予算までの9議件を一括議題といたします。

一 般 会 計 歳 出

【1款・議 会 費】

○委員長(永井繁樹) 最初に、議案第3号、平成15年度幕別町一般会計予算の審査に入らせていただきます。

それでは、予算積算基礎並びに歳出1款、議会費の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長(新屋敷清志) 初めにお手元に配布いたしております予算積算基礎に基づきまして、平成15年度の予算概要についてご説明を申し上げます。予算基礎の1ページをご覧頂きたいと思っております。

1ページに平成15年度会計別予算額の総括表を掲載してございます。平成15年度の幕別町の会計別予算は、一般会計のほか7特別会計と1事業会計の合わせて9会計からなるものであります。合計欄にありますように、平成15年度当初予算額は207億8,773万5千円となりまして、平成14年度当初予算と比較いたしますと、3.0%の減となっております。なお、先般の町長の行政報告の中でも報告させていただいておりますので、詳細は申し上げますが本年は統一地方の選挙の年となりますことから、骨格編成

となっていることが減の要因であります。また、予算編成にあたりましては原則としまして一般消耗品費、及び普通旅費につきましては5%の減額、町長公債費と各機関の公債費につきましては20%の減額、その他人件費や物件費の節減など経常経費の抑制に努めたところであります。

それでは各会計別に、前年度と比較した増減内訳等についてご説明申し上げます。表をご覧ください。

一般会計につきましては平成15年度当初予算額、120億6,919万7千円で

前年度当初予算と比較いたしまして5.3%の減であります。詳細につきましては後ほど2ページ3ページの款別予算額の中で申し上げたいと思いますが、主な要因と致しましては、先ほども申し上げましたとおり、骨格編成となっていることから減となっております。

次に、国民健康保険特別会計は23億3,033万円で、2.6%の増であります。増の要因と致しましては、昨年度は会計基準の見直しによりまして、11ヶ月の予算でありましたけれども、平成15年度は12ヶ月予算となるための増、また平成14年10月の制度改正によりまして老人医療受給対象年齢が70歳から75歳に引き上げたことに伴う対象者の増などによるものであります。

次に、老人保健特別会計は、26億5,598万5千円で、前年度とほぼ同額でございます。これは国保会計と同じく、平成14年10月の制度改正によりまして老人医療受給対象年齢が70歳から75歳に引き上げられたことから、この会計においては受給対象数に大きな増減が発生しなくなりましたことなどによりまして、ほぼ同額となっております。

次に、介護保険特別会計は、10億7,013万4千円で、0.8%の減であります。これは介護保険事業計画の見直しに伴いまして、サービス利用見込み料の変更や介護報酬単価が改正されたことなどによるものであります。

次に、簡易水道特別会計は、2億503万9千円で、76.5%の増であります。これは明倫簡水と糠内簡水の統合、及び新たな水源から供給を図るための調査設計委託料の計上、また新和簡水の施設回収にかかる負担金の増が主な要因であります。

次に、公共下水道特別会計は、14億7,144万9千円で1.3%の減であります。主に建設事業費の減によるものであります。

次に、公共用地取得特別会計は391万9千円で、前年と同額であります。起債の償還利子分であります。

次に、個別排水処理特別会計は1億6,439万円で、3.5%の減であります。要因は維持管理費及び公債費の増はありますものの、建設事業費の減によるものであります。なお本年度は個人の合併浄化槽設置工事38戸分と、公共施設分といたしまして糠内中学校、駒島小学校の教員住宅の設置工事、それからこれまでに設置した排水処理施設の管理経費を計上しております。

次に、水道事業会計は、8億1,729万2千円で、前年度当初比較では8.9%の減であります。下の表の再掲にありますように、このうち3条予算としまして収益的支出になりますが、当初比4.0%の増となっております。また、4条予算である資本的支出につきましては、当初比28.6%の減であります。その主なものにつきましては、道営事業に伴います配水管の移設工事の減によるものでございます。

続きまして、2ページ、3ページにあります平成15年度一般会計歳入歳出款別予算額についてご説明を申し上げます。初めに、2ページの歳入について主なものを申し上げます。

1 款の町税につきましては、増減欄にありますように前年度当初比較で2.7%の減で計上しております。税目ごとの予算額につきましては、3ページの下の方で説明申し上げたいと思います。3ページの下の方をご覧ください。1 項の町民税から6 項の特別土地保有税まで、それぞれの予算額を記入しておりますが、1 項の町民税につきましては農業所得の増などにより、前年度当初と比較しまして、2.1%の増で計上をしております。2 項の固定資産税につきましては、住宅の新築による増はあるものの家屋の評価買いによる現象が大きいことなどから7.6%の減で見込んでおります。3 項の軽自動車税につきましては、保有台数の増加から7.4%の増。4 項の町たばこ税は喫煙率の低下等によりまして0.5%減。5 項の入湯税は、前年度の利用客の実績見込み等から考慮しまして、4.5%の増。6 項の特別土地保有税は、保有分の減によりまして22.5%の減となっております。以上合計しまして先ほど申し上げましたとおり、2.7%の減となっております。

2ページのほうにお戻りいただきたいと思います。2款の地方譲与税から8款の地方特例交付金までは、過去の交付実績や今後の社会情勢、経済情勢等を勘案の上、増減を見込んでいるところであります。

次に9款の地方交付税でありますけれども、前年度当初比較では8.8%の減で計上をいたしております。これは平成15年度の地方財政計画におきまして地方交付税の総額が前年度対比7.5%の減と、3年連続の減額となっておりますことから、前年度の交付実績等を考慮しまして減額計上をいたしております。

次に、11款の分担金及び負担金につきましては、8.3%の減であります。主に道路橋梁工事の負担金の減によるものであります。

次に13款の国庫支出金ですが、12%の増となっております。これにつきましては知的障害者の福祉サービスにつきまして、北海道のほうから権限委譲されたことに伴いまして、障害者国庫負担金の増が主なものであります。

14款の道支出金につきましては、45.3%の大きな減となっております。主に農業担い手支援センター建設事業あるいは農業生産総合対策事業などによる農業費補助金の減によるものでございます。

15款の財産収入は23.7%の減でありますけれども、主に皆伐材の売り払い収入減によるものであります。

17款の繰入金でございますが、6.7%の減であります。主に財政調整基金繰入金の減によるものであります。

次に19款の諸収入でありますけれども、37.7%の増であります。札内南通り、札内9号南通り改良事業にかかる受託事業収入の増によるものであります。

20款の町債は、10.8%の減であります。地方交付税の振替措置であります臨時財政対策債は増となっておりますけれども、農業担い手支援センター建設事業債や土地改良事業債が減少したことに伴い、減となっております。

次に、歳出でありますけれども、3ページをご覧ください。

初めに、歳出の合計でありますけれども前年度当初比較で5.3%の減であります。

主なものにつきましてご説明いたします。

1款の議会費につきましては、前年度当初比較では8.3%の減であります。議員定数の減に伴いまして報酬が減になったことが主な要因であります。

2款の総務費につきましては、26.3%の減であります。主に札内東コミュニティセンター建設事業費、及び稲士別近隣センター建設事業費の減によるものであります。

3款の民生費につきましては、24.9%の増であります。先ほど申し上げましたけれども知的障害者の福祉サービスにつきまして北海道から権限委譲されたことに伴う増が主なものであります。

4款の衛生費につきましては、9.0%の増であります。主に豊岡ごみ処理場適正閉鎖事業費の増であります。

5款の労働費ですが、24.4%の増となっております。これは主に高校新卒者等の緊急雇用対策事業実施にかかる増となっております。

6款の農林業費につきましては、55.8%の減と大きく減少しておりますが、主に農業担い手支援センターの建設事業費及び農業生産総合対策事業費の減によるものでございます。

7款の商工費につきましては、3.2%の減であります。主に工業団地取得資金貸付金、中小企業融資利子補給費補助金の減によるものであります。

8款の土木費につきましては、10.2%の増であります。札内南通り、札内9号南通り等街路事業にかかる増が主な要因であります。

次に、10款の教育費につきましては、6.0%の増でございます。主に明野ヶ丘スキー場リフト整備事業の増などによるものであります。

11款公債費につきましては、0.2%の増でありますけれども、これは起債償還元金の増によるものであります。

12款の職員費につきましては、3.3%の減であります。主に昨年度の職員給与費削減による減、及び事務事業の見直しなどによりまして職員が6人減となったことなどによるものであります。

13款の災害復旧費につきましては平成14年10月の台風21号によりまして被災しました中里地区の明渠排水路の災害復旧費で新設となっております。

次に4ページをご覧ください。4ページには、ただいま申し上げました歳出予算を性質別に区分したものであります。

主なものについて申し上げますと、1の人件費につきましては、前年度当初比較では3.8%の減でありまして、主な要因は先ほどの歳出12款の職員費と同様でございます。

2の扶助費につきましては58.8%の増となっております。これは先ほどの民生費でご説明いたしましたとおり、知的障害者の権限委譲にかかる経費の増によるものであります。

4の物件費につきましては、5.0%の減となっております。経常的な経費、特に消耗品費、旅費について削減に努めたことによるものであります。

5の維持補修費は8.9%の減であります。道路補修費の減などによるものであります。

6の補助費等につきましては、4.9%の減であります。東十勝消防事務組合など一部事務組合員の一部負担金の減が主な要因であります。

7の投資及び出資金につきましては、69.4%の減であります。主に幕別町農業振興公社設立にかかわる出捐金の皆減によるものでございます。

8の貸付金につきましては、3.3%の減であります。主に農業ゆとりみらい総合資金貸付金の減によるものであります。

10の繰出金につきましては、8.1%の増となっております。主に国民健康保険特別会計、簡易水道特別会計への繰出金の増などによるものであります。

次に12の投資的経費でありますけれども、25.6%の減であります。骨格予算ということから減となっておりますけれども、このうち補助事業につきましては、5.9%の減、農業担い手支援センター建設事業あるいは農業生産総合対策事業の減によるものでございます。

また単独事業につきましては、前年度当初比較では38.0%の減であります。主に札内東コミュニティセンター建設事業、土地改良事業の減によるものであります。

次に5ページ以降でございますけれども、具体的な積算基準等示しておりますのでご参照いただきたいと思います。なお説明については省略をさせていただきたいと思っております。

以上で予算積算基礎の概要説明を終わります。引き続きまして別冊の一般会計予算書の1ページをご覧くださいと思います。

予算書の1ページのほうに平成15年度における幕別町の一般会計予算にかかる各種の定めが掲載されております。まず第1条では、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ120億6,919万7,000円と定めるものであります。また2項で歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額を次のページ2ページから5ページにあります第1表歳入歳出予算のとおり定めるものであります。

第2条は債務負担行為について、また第3条は地方債についてそれぞれ定めるものであります。内容につきましては後程説明させていただきたいと思っております。

次に第4条は一時借入金の借入最高額を本年度も昨年度と同様に、30億円と定めるものであります。

次に、6ページをご覧くださいと思います。

先ほどの第2条関係で上の表にありますように第2表債務負担行為ということでもありますけれども幕別札内線防衛施設周辺整備事業については平成16年度分としまして8,010万円を限度額に債務を負担する行為ができると定めるものであります。

次の幕別町土地開発公社借入資金の債務保証につきましては、公社が金融機関から借入を行う際に町が債務保証を行う債務負担行為でありまして、平成15年度から平成17年度までの3年分を設定させていただくものであります。

次の死亡牛専用処理レンダリング施設設置負担金については十勝農協連が中札内村に建設する施設

の負担金としまして十勝町村会を通じて支払うものでありますが、平成16年度から平成19年度までの4年分、限度額を409万2千円として債務負担を設定させていただくものであります。

次に第3条関係、先ほどの第3条関係であります。下の表になりますけれども第3表地方債にありますように本年度につきましては近隣センター外構整備事業から1番下の臨時財政対策まで合計17事業、9億9,130万円の地方債を起すものであります。なお、起債の方法、利率、償還の方法等はここに記載されているとおりでございます。

それでは次に歳出予算、1款議会費の説明に入らせていただきます。55ページをお開きいただきたいと思っております。

55ページ、歳出議会費であります。なお予算積算基礎の説明の際に申し上げましたけれども、歳出におきましては、1款議会費をはじめ各款にわたりまして原則としまして一般消耗品費、及び普通旅費につきましては5%の減額、町長交際費等各機関の交際費につきましては20%の減額、その他人件費や物件費の節減など経常経費の節減に努めておりますことを申し上げご理解をいただきたいと思っております。

それでは説明させていただきます。1款議会費、1項議会費、1目議会費、予算額1億446万7,000円。本目は議員報酬のほか各種議会運営にかかる経費であります。前年度比較946万2,000円の減となっておりますけれども、議員定数の減によりまして1節の議員報酬、及び3節の議員手当の減が主なものであります。なお9節旅費で本年は道外研修にかかる費用弁償が増額となっております。

次のページ10節交際費につきましては、先ほども説明させていただきましたけれども、前年比20%の減額となっております。以降議会運営にかかる経費であります。

以上で予算概要の説明及び1款議会費の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（永井繁樹） 説明が終わりましたので、予算積算基礎および1款議会費、合わせて質疑をお受けいたします。ございませんか。

（なしの声）

○委員（永井繁樹） 質疑がないようでございますので、予算積算基礎および1款議会費につきましては以上をもって終了させていただきます。

【2款・総務費】

○委員長（永井繁樹） 次に、2款総務費に入らせていただきます。

2款、総務費の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（新屋敷清志） それでは、2款総務費につきましてご説明申し上げます。

58ページをご覧ください。2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、5,207万4,000円でございます。4節の共済費、7節の賃金は、事務補助並びに宿日直業務にかかわる経費、9節旅費は前年比15万円の減額、10節の交際費は議会費で申し上げましたけれども、20%の減、60万円の減額となっております。

59ページ、11節需用費は事務用消耗品費のほか、庁舎にかかる高熱水費などが主なものであります。12節役務費は郵便料、電話料などがございます。13節委託料は細節7の広報配送委託料につきましては月1回とさせていただきますことなどから減となっております。

14節使用料及び賃借料は複写機借上料、給与人事管理システム借上料が主なものであります。61ページ、2目の広報広聴費、950万4千円。11節需用費の毎月発行いたします公報にかかる印刷製本費が主なものであります。

3目の財政管理費、64万円。11節需用費の予算書の印刷製本費が主なものでございます。

4目の会計管理費につきましては、231万円で、本目は出納室にかかる費用で7節の臨時職員賃金、及び11節需用費の決算書の印刷製本費が主なものであります。

63ページ、5目一般財産管理費2,625万5,000円。本目は役場庁舎及び幕別、札内中央会館の管理経費

であります。前年度に比べまして784万3千円の減となっておりますけれども、昨年は緑資源公団からの庁舎借り入れ、庁舎購入費の減が主な要因であります。

64ページ、28節の繰出金につきましては、公共用地特別会計の繰出金で札内9号南通り用地取得事業の起債利子にかかる費用にあてるために繰り出し金であります。

6目近隣センター管理費、6,427万3千円。本目は40カ所の近隣センターと4カ所のコミセンの管理運営にかかる費用であります。前年比、1,485万円の増となっておりますけれども、増の要因は次のページで13節委託料の中でありまして、この中で札内東コミセンと、札内福祉センターの一体的管理に伴いまして、委託料の経費が増となっております。

そのほか66ページの15節工事請負費で、途別及び鉄南近隣センターの2ヶ所にかかる外構工事の増が主なものであります。

次に7目庁舎車両管理費、1,054万3,000円。本目は福祉バス2台、集中管理車両21台などの車両維持管理費用であります。

67ページ、8目の町営バス運行費、659万5,000円。本目は幕別駒島間の町営バス運行にかかる費用でありまして、13節町営バス運行委託料が主なものであります。

9目町有林管理費、1,794万4,000円。本目は町有林の管理費用で68ページ、15節の町有林整備事業でございますけれども、本年は除間伐79.56ha、下草刈り25.8haを実施致します。

10目の町有林造成費、528万5,000円。前年比2,067万9千円の大きな減でありますけれども、本目は町有林の造成にかかる費用でありまして、15節の町有林造成工事は本年度地ごしらえ16.46haを実施致します。なお昨年の災害の影響によりまして、本年度は皆伐工事、植栽工事を見合わせることから減となっているものであります。

次、11目の企画費、834万円。前年比1,265万4千円の減となっておりますけれども、コミュニティーバスの実験運行に係るの委託料の減が主なものであります。

69ページ、項目につきましては企画室にかかわるものでありますが、19節の広域行政だとかコミュニティー関連の負担金補助及び国際パークゴルフ協会の補助金が主なものとなっております。

70ページ、支所出張所費、430万4,000円。本目は札内支所及び糠内、駒島各出張所にかかる費用で、7節賃金の各出張所にかかる臨時職員の賃金のほか、事務用経費が主なものであります。

71ページ、13目職員厚生費、965万7,000円でございます。本目は職員の福利厚生、および研修にかかるものであります。39万7千円の減でありますけれども、道派遣職員の減、および自治大につきましては3部への派遣のための減などによるものであります。9節の旅費では大きく分類しまして、18の種類に研修の参加を予定しております。12節の役務費は、人間ドックが185人、健康診断としましては延べ250人分を計上しております。

14目公平委員会費、5万円。本目は公平委員会開催にかかる経費であります。

15目交通防災費、6,990万4千円。本目は交通安全対策、防犯対策及び災害対策にかかる費用であります。1節の報酬は、交通安全指導員27名分の報酬が主でございます。7節賃金は交通安全推進員1名の配置費用であります。11節需用費につきましては細節4の交通安全啓発関係消耗品費の他、次のページ、73ページの細節7防災対策消耗品及び、細節21の防犯灯の電気料が主なものとなっております。また13節委託料で次のページ、細節7の防犯灯台帳修正につきましては、昨年度調査点検を行いました台帳の修正管理を行うものであります。15節工事請負費では防犯灯新設、30灯、器具更新50灯の実施を予定しております。

16目諸費、3,279万6千円。次のページ75ページになりますが、この目は1節報酬の公区長報酬など公区運営関係経費や19節の各種負担金補助及び交付金など他の科目に属さない経費の支出科目であります。24節の投資及び出資金でありますけれども、地域振興公社への出資金として10株分の計上でございます。

17目基金管理費365万7,000円でございます。本目は、各種基金から生じる利息、あるいは寄付金等をそれぞれの基金に積み立てるものであります。

77ページ、18目電算管理費3,693万9千円、本目は電算処理業務にかかるものであります。昨年度比805万7千円の大きな増となっておりますけれども、本年度は総合行政ネットワークということで全国の地方自治体間を結ぶシステムに参加する費用の増が主な要因となっております。

78ページ、中ほどの近隣センター建設工事費、及び次の札内東コミュニティーセンター建設事業費は事業終了のため廃目となっております。

2項町税費、1目税務総務費、275万7,000円。次のページ、1節の固定資産評価審査委員会委員の報酬の他、賦課事務費等にかかります臨時職員の賃金、事務用経費が主なものであります。

2目の賦課徴収費1,182万7千円。本目は賦課徴収にかかる費用で、1,118万の大きな減となっておりますけれども、要因といたしましては、評価替えにかかる費用の減、それから納税奨励金を本年から廃止したことによるものであります。

80ページ、13節、委託料では昨年度導入いたしました収納管理システムの保守点検を新たに計上しております。また19節の納税貯蓄組合交付金、23節の過誤納還付金などが主なものとなっております。

3項戸籍住民登録費、次のページになりますけれども1目の戸籍住民登録費、645万9千円、本目は戸籍及び住民登録事務にかかる費用であります。13節委託料の住基ネットワークシステムの関係費用、14節の戸籍電送機借り上げ及び住基ネットワークシステム機器借上げにかかる費用が主なものであります。

82ページ、4項選挙費、1目選挙管理委員会費、36万6,000円。本目は選挙管理委員会開催にかかる費用であります。

83ページ、2目知事、道議選挙費、362万円。本目は平成15年4月13日執行の知事、道議選挙にかかる費用であります。

84ページ、3目町長、町議選挙費、679万9千円、本目は平成15年4月27日執行の町長、町議選にかかる費用であります。

85ページ、農業委員会選挙費につきましては廃目となっております。

5項の統計調査費、次ページの1目統計調査費、63万1,000円。本目は各種統計調査にかかる費でございます。

6項監査委員費、次ページ87ページになりますが、1目監査委員費、273万2,000円。1節の監査委員報酬以下、監査業務にかかる経費でございます。

以上で、総務費の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

○委員長（永井繁樹） 説明が終わりましたので、質疑をお受けします。

阿部委員。

○委員（阿部確） 74ページの交通防災費、15節の工事請負、防犯等整備に関してでございますけれども、昨年、私はちょっと病気で欠席しておりますけれども、昨年から30灯となっておりますけれども、以前は100灯あるいは110灯という、非常に多かったわけでございますけれども、これは公区の方からの新設の要望は年にどのくらいあるのか、ということをお聞きしたいと思います。

それと先ほど説明があったかなと思うのですが、聞き逃しましたのでもう一度伺いしますが、いろんな団地等の設置が終わったからこれだけ減ったのかどうか、そのへんちょっと伺いいたします。

○委員長（永井繁樹） 町民課長。

○町民課長（熊谷直則） 14年度から防犯等につきましては数を減らして約30灯ということでやってきております。公区からの要望についてはやはり結構ございまして、60,70灯の要望はございます。ですけれどもその中で精査いたしまして優先順位を決めまして、その中で一番につけていくようなところを優先順位でやっております。以上でございます。

○委員長（永井繁樹） 答弁漏れがございますので追加答弁をお願いいたします。

民生部長。

○民生部長（石原尉敬） ご質問の中でちょっと漏れたのがございました。ちょっと前まで100灯やっていた30灯になった、こういういきさつであります。過去、公区の要望というのは非常に件数多くて平

成10年まで非常に件数が多くございました。その中でいつまでも要望に応えられない状態をいつまでも作っておくのかという問題と、必要度というものを考えたときに、3ヵ年計画、11年から13年までの3ヵ年計画で100灯から110灯を新設をすることを要望として受け入れながら一定の整理を3ヵ年で終わらせましょう、ということでやっております。設備は際限なくいろんな要望がございます。ちょっと暗くなれば間に入れれとかいろんな要望が増えておりますので、それで一応3年で一定の整備は済んだつもりであります。その中で残り30灯はどうしても必要な新設分がでてくるだろう、という中で今やっているつもりではありますが、要望は非常に多い状況にはあります。ただその必要度というものを十分我々も考えながらそれを整理していきたいというのが今の考え方でございます。

○委員長（永井繁樹） 阿部委員。

○委員（阿部確） 今の答弁でも理解はできるわけですがけれども、非常に新興住宅の造成もだいたい落ち着いてきたわけでございますけれども、その反面変質者とかストーカーとか、あるいは車上の盗難とか増加していることはご承知のことと思っておりますけれども、本年30灯新設すれば本当に防犯の暗いところが万全な措置が取れたのかどうか、そのへんどう考えているかお聞きします。

○委員長（永井繁樹） 民生部長。

○民生部長（石原尉敬） 30灯が100%カバーできるのかと言われますと大変答えづらいであります。確かに暗いという解釈は非常にいろいろございまして、今例えば郡部のほうと言いますか農村地区も非常にそういう要望もございます。特に交差点等についても非常に要望ございます。それと市街地もないわけではございません。多くございます。ただ、これも限りある予算の中でどうやっていくかということをも十分考えて今後も進んでいかなければならないということは十分承知しております。ただ、本当に危険なところが本当にどれだけあるのかということも十分精査しながら、この30灯が本当に正しいのかということは途中でどうしても必要なものが出たとしたら危険ということも十分承知しながらそういう問題が発生した場合は、十分公区とも相談しながら対応してまいりたいというふうなことも考えております。

○委員長（永井繁樹） 阿部委員。

○委員（阿部確） 数については理解できました。さらにお聞きしますけど、この防犯対策についてお聞きするわけですが、こども110番というのはよくわかります。夜間に帰るイベント等々行われる場合に、非常に青少年の行動に向けてPTAとか交通指導員、また公区の人方が対応して非常に苦労しているというふうに伺っております。その中で防犯に対する登録団体というのはあるのかどうか、そのへんお聞きしたいと思います。

○委員長（永井繁樹） 町民課長。

○町民課長（熊谷直則） 現在幕別町においては防犯協会ということで一つの団体がございます。その中で公区から1名の方が出ていただきまして、役員それなりの活動をしていただいているところであります。

○委員長（永井繁樹） 他に質疑ございますか。

野原委員。

○委員（野原恵子） 71ページ、職員厚生費ですが、職員研修の件なのでございますけれども、先ほど説明の中では18の研修というふうに報告を聞いておりますが、どういう研修がされているのかその内容をお聞きしたいと思います。

○委員長（永井繁樹） 総務課長。

○総務課長（増子一馬） 18種類の研修の内容についてご説明申し上げます。まず一つには北海道自治政策研修センター、江別市の野幌に研修所がありますが、こちらでやっている研修、この中には長期の研修、法制研修、指導能力、管理能力、それから政策研修がございます。そのほかに専門研修といたしまして、法令実務、税務事務、会計事務の研修。それから次には千葉県にあります市町村アカデミーという研修施設がございますが、こちらの研修。さらには東京都内ではありますが自治大学校への研修。その他に十勝町村会が主催をしていただいております初任者の研修、初級者そして中級者の研修。そのほか

には自主研修と致しまして職員が自らの組み立てをして研修をする制度、こういったものを含めまして全部で18種類ございます。以上です。

○委員長（永井繁樹） 野原委員。

○委員（野原恵子） 報告のなかでは実務の研修を様々されているということなのですが、庁内自主的に行う研修もあるということなのですが、職員の町民にたいする姿勢、そういうところでの研修、そういうところもされているのかどうかお聞きしたいと思います。

○委員長（永井繁樹） 総務課長。

○総務課長（増子一馬） 町民に対する接遇という部分かと思いますが、私ども新人職員につきましては、まず5月、6月の早い時期に庁舎内の職場内研修ということで接遇の研修、これをまず実施しております。この研修では他に地方自治法ですとか地方公務員法、地方財政法関係、合わせて新採用職員のための研修会を行っております。それから民間研修ということでフクハラというスーパーがございますが、こちらにも職員を数名程度、毎年参加をさせまして、フクハラに採用になった職員の方と一緒に接遇の研修、あるいはその他政策形成能力等々の研修を実施しております。さらには講師をお願いいたしまして接遇の研修を過去にやったことがございますけれども、本年度につきましては特に接遇のこのみで研修会を開くという考え方は今のところ持ってはございません。以上です。

○委員長（永井繁樹） 野原委員。

○委員（野原恵子） 初任者に対する研修はお聞きしたのですが、やはり長年勤務されている方に対しても、そういう住民に対するサービス、そういうところでの研修も必要ではないかというふうに町民からの意見も聞いておりますので、そういうところの研修も必要かなと思うのですが、その点はいかがでしょう。

○委員長（永井繁樹） 総務課長。

○総務課長（増子一馬） 確かに私ども役場というのは住民サービスが何よりも必要なことだということは認識しております。当然その中堅職員、あるいはそれ以上長くおられる職員の方々、みなさん意識として町民の方々に対する接し方等々については十分いろいろな経験も踏まえ接していただいているという認識をしております。ただ、今後におきましてはさらに初任者のみならず接遇にむけての研修については非常に重要な部分だというふうにも認識しておりますので、今後に向けての課題としては検討してまいりたいと思います。

○委員長（永井繁樹） 他に質疑ございますか。

坂下委員。

○委員（坂下庄蔵） 2点について質問致します。まず最初は69ページ、企画費の中の19節、負担金及び交付金の中で細節12番、国際パークゴルフ協会補助金、これは例年と違いますか経過がいろいろありますけれども、今年も200万円計上されておりますけれども、この目的と今後はどういうふうに考えておられるのかお伺いいたします。

それからもうひとつ、81ページ、戸籍住民登録の中の細節13委託料、これは主に住基ネットについてお伺いしたいのですが、保守点検あるいは導入委託などなど入っておりますけれども、まず住基ネット、基本的にその専用回線が言われておりますけれども、幕別町の場合は専用回線で結ばれているのでしょうか。

それからもうひとつ、導入されてまだ日が浅いのですが、他からのアクセスといいますか幕別町に対する住基ネット通じての利用状況についてお伺いします。

○委員長（永井繁樹） 企画参事。

○企画参事（菅好弘） まず1点目の国際パークゴルフ協会の補助でございますけれども、国際パークゴルフ協会がNPO法人の取得をしまして、行政と住民の組織、この役割分担を明確にしようということでスタートしたものでございます。その段階で行政として国際パークゴルフ協会がひとり立ちをしていく上で必要な支援ということで一定の補助を考えております。今年の200万円につきましては、昨年

に比べまして50万円の減額ということになっております。これは一定の期間補助をし、自立にむけ運営をしていただくという形で進めております。

○委員長（永井繁樹） 町民課長。

○町民課長（熊谷直則） 住基ネットの関係でございますけれども、これにつきましては専用回線で実施しております。また、今第1次稼働ということでございます、本町におけるアクセスなどについてはございません。以上でございます。

○委員長（永井繁樹） 坂下委員。

○委員（坂下庄蔵） パークゴルフにつきましては本町が発祥の地ということもありまして、普及に多大なる関係者の努力がなされ、これは非常に幕別のオリジナリティーとして評価されると思います。ただ10年以上過ぎて、現在我々の見るところひとり立ちできているのではないかと思います。この補助金については対前年50万円減額ということでありまして、かつては職員を一人派遣して、その2001年から補助金という形で毎年若干ずつ減ってはいますけど、やはりこういう例えば介護とか医療とかそういう部門とか違って、特定のどちらかといえば趣味に属するこういうものに対して補助金をいつまでも支出するということは、町民感情としてあまり好ましいものではないというふうに私は思います。この200万円なのですけれども、この数字で見ると3年間減っているんですけど、いつまで続けられる予定なのか、それとそういうひとり立ち云々ということ、非営利団体ではありますけれども、やはりひとり立ちされた場合については、その団体の努力によって賄われるべきものであり、さらにコースなどについても公園と併設しておりますから町も相当な出費をしているわけです。そういう観点から今後の考え方をもう一度お伺いします。

それから住基ネットなのですけれども、これはある専門家、その道の詳しい人というか、そういう人の話しの中によりますと、基本的には専用回線なのですけれども、全国3千いくつかの市町村の中に小規模な、主に西日本から向こうだそうなんですけど、0.8%くらい専用回線ではない町村があるそうです。ということは全国の町村がすべてネットワークされておりますから、もし専用回線でないところから意識的に侵入されますと一瞬にして例えば幕別町の情報を引き出せる、こういうことなどは聞かされたけども、このへんの安全対策、今聞くとところによりますと他からの利用がないという話しですけども、やはり安全対策がきちっと確立されるまで一時この運用をやめるとか、そういうことでないともし侵入されて情報が漏れるということは十分私は考えられると思うのです。ですからこのへんの安全対策をきちっとするまで、そのへんの考えをどのように持っているのか、あるいは今年中にきちっとなるという確信があるのかどうかそのへんをお伺いいたします。

○委員長（永井繁樹） 西尾助役。

○助役（西尾治） 最初に国際パークゴルフ協会の補助金の関係についてご答弁させていただきます。パークゴルフ協会の補助金につきましては、今坂下委員がおっしゃられましたとおり、過去から町の職員も一緒になりましてパークゴルフ全体の普及促進について、協会と歩調を合わせた中で事業をすすめていた経過がございます。国際パークゴルフ協会がNPO法人の資格を取りまして、単独で今後運営してくような方向がいいだろう、その役割分担を明確にした中で協会の役割、あるいは町の果たすべき役割、それぞれをきちんとして進めていきたい。ただ過去の経過を対しまして一緒に職員も派遣しながらやってきた経過がありますので、私どもとしても5年間を期限に補助金については毎年減額しながらその人件費分についてそれ相応の手当てをさせていただきたい、ということを考えておりますので一応今の考えでは5年を目処に補助金は打ち切ってまいりたい、というふうに考えてございます。

○委員長（永井繁樹） 民生部長。

○民生部長（石原耐敬） 住基の関係で大変ご心配していただきまして、実は今第一次稼働ということで国の業務の諸証明関係だけが今年の8月までに稼働するということでありまして、今一般の例えば音更町が幕別町に介在できるような仕組みの時期ではございません。それと今ご心配なされているようにいろんな問題、例えば秘密の問題、いろんなことがございます。国でも法律が審議されようと言う形の中で、個人情報の部分はずすとかいろんなことを議論されている経過がございます。それで今8月ま

でに例えばどういう安全な対策を必ず打てるのかということでもありますけれども、これは法律も中身も含めてこれから検討される部分と、それに基づいて今いった侵入に対するガードをどういうふうに持てるのかということも十分、第二稼動にいきます8月までには十分このへんの審議をこれからも我々はしていかなければならないし、国、道の指導を仰ぎながらやっていかなければならないというふうに思っております。今の仕組みで年金だとかの例えば証明関係、これは一回幕別町の分を道が吸い上げて、道のコンピューターから国にあがるというシステムです。ですから北海道の全部の住民の状況というのを一回道にあげまして、道から国とのアクセスの中で道が年金情報だとか年金の住所要件だとかいろんなことを吸収していくというようなアクセスの仕方をしているようであります。それで8月までには当然幕別町としてもそういう異常な状態が発生したときの対応だとか、当然具体的に稼動になるまでに検討はしていかなければならないということは当然だと思います。

○委員長（永井繁樹） 坂下委員。

○委員（坂下庄蔵） 住基ネットの話ですけれども、8月云々ということですけど、道がいったん情報を集約して再配信するという形だという説明ですけど、もうひとつそれであれば住民にとって心配というか、その担当するうちの役場の職員、この異動がありますよね、そのへんの安全といいますか言葉が適当ではないんですけど、キーワードというかそういう特定の職員に限り運用、タッチできるというそういうことでないとうまくないと思うのです。異動とかそういう場合の対応はどういうふうになっているのですか。

○委員長（永井繁樹） 民生部長。

○民生部長（石原尉敬） 今でも実はこの部分、例えば税務課なら税務課、税務課のこの部分については、この機種についてパスワードは当然この機械の税務課の職員しかここは使えません、どこかへ行って税務課がこの機械で税務課のパスワードを入れて自分のパスワードを入れて使えますかということにはなりません。ですから例えば住民係であれば住民係のところであればパスワードの使える人間の固定ということでもありますので、例えばこの人間が人事異動で例えば総務課へ行きました。総務課で例えばコンピューターを眺めて、それで自分のパスワードを入れて使えますか、ということになると当然使えないということになりますので、それと当然その管理は、戸籍住民係にしてみれば当然あの部署というのは一応一定の人が入りやすい条件は作っておりません。今後の具体的にそういう状態がだんだん出来上がってきますと、当然人の出入りというのも一定の制限をするような仕組みも考えていって、秘密についても十分管理をしていかなければならないというのは考えていかなければならないと思います。ただ人事異動で異常な状態で漏れるとかそういうことにはないと信じております。

○委員長（永井繁樹） 坂下委員。

○委員（坂下庄蔵） 僕も電算機について知識はありませんので聞き方が悪いかもわかりませんが、もうひとつ、現在庁内LANでパソコンがネットワークされておりますけれども、そうしますと今の説明によりますと住民基本台帳の電算機とほとんど重複していて、住民基本台帳をその全国にネットワークさせてやる必要がないようなふうに思うのですけど、その部分がすでに庁舎内のネットワークで構築されているということになれば、あえて住民基本台帳のネットワークと接続する必要はないのではないかと思うのですが、もう一度。

○委員長（永井繁樹） 民生部長。

○民生部長（石原尉敬） 住民システムというのは庁舎内のLANと直接全然関係ございません。住基が住基と例えば個人コードもございます。庁舎内の他のコンピューターで個人コードを見られますかというのと一切見られません。ということは住基上の専門的な管理をされた中で、道と国と他町村と、というのが今年の8月から、道、国は去年の8月からやっています。ですから庁舎内のLANと直接住基のセッティング、設定がありません。それとこれから8月になると当然他町村から直接わが町にアクセスが起きる。ですから先ほどから言っているように、アクセスについては十分慎重な対応ができるような姿をわれわれの目に見えるようにわれわれもしていかなければならない。住民が不安を抱くようなことのないような仕組みを作っていかなければならないというふうに考えております。

○委員長（永井繁樹） 審査の途中でございますけれどもこの際11時15分まで休憩を致します。

（休憩10:57）

（再開11:15）

○委員（中橋友子） 3点ほど伺います。関連のほうはただいまの住基ネットシステムの問題なのですが、ページ数は81ページです。1目の13、委託料のところなのですが、確かこれ開始されます時に昨年になりますけれども、幕別町の個人情報保護法案というのを改正いたしましたして、スタートいたしました経過があります。そのときにも前段質問がありましたように情報が漏れる場合、もれた場合、あるいは侵入された場合、どうするのかということで質問をいたしました時に、その時点で道なども安全対策、セキュリティを作っていくので、その点を詰めてそういうことが起きないようにやっていくというお答えでありました。それでその後半年以上経過しておりますので、その点がどのように詰められたのかということをお尋ねしたいと思えます。この場合、わが町から情報が漏れるということについては今はそういうことはないということがひとつありますけれども、侵入されるということもあります。そういう場合にどうしていくのかということが非常に大きな問題になってくると思うのですけど、どのように詰めてこられたのかお伺いします。

それと次からは関連ではありません。ページ数を申し上げます。68ページ、1目企画費の項目、節にはないのですが5節目の中で減額になっている分、コミバスの予算がここには入っていないので減額だということでありました。そこでこのコミバスにつきましては、昨年試行運転されましてその結果が新年度に反映されていくと思ったのですが、今回ここには載せられませんでした。骨格予算といわれておりますので、その次になっていくのかなと思うのですが、実際に昨年試行運転したという経過がありますのでそれをどのようにまとめられて、今どのように準備を考えておられるのか伺います。

次71ページの13目、職員厚生費の9、旅費・特別旅費として307万円が組まれています。これはこのところだけではなくて幕別町の職員のみなさんあるいは全体の旅費について基本的にどのような支給をされていて、どのような基準に基づいて支給がされるのか、現金支給なのかそれとも現物、つまり切符の支給なのか、それをまず伺います。

次77ページの18目、電算管理費。ここは全体の電算管理にかかわる予算がここで計上されております。いろいろ経費が節減されていく中で、この点では毎年毎年予算が増額されてきた経過があると思うのですが、主に幕別町が庁舎の中でコンピューターなど活用されまして業務を遂行されています。それが今どのように整備されてきているのか、職員一人に対して何台の整備がなされていて、どのように活用されていて、そして一人当たり一台あたりの経費はどのくらいに予算として盛り込まれているのか、その効果ですね、いろんな経費が削減されていく中でここを増やしていくというふうになれば更にその効果をたくさん期待されてやっていると思うので、その効果の程も伺います。以上です。

○委員長（永井繁樹） 民生部長。

○民生部長（石原敬敏） ご質問いただきました一定の経過を得たのでどういう結論に達しているのかということでもあります。前回、特別委員会の中で私答えたつもりでありましたけれども、委員会の中で今後法案の審議の過程を見ながらという話をしたつもりでありますけれども、法案がこういう形でできております。その中で幕別町は法案を見ながらということと、道との検討の中でひとつ確たるものを作っていきます、例えば安全対策はとかいろんな形で協議しております。今一番こちらで考えなければならぬのは、個人情報保護法案が今提案されようといういろいろな形で新たな提案の仕方があるのかなということも踏まえて、その中でどういう審議をされるのかなということも十分推移をみていきたいというふうに思っております。ただ、今8月からいづれにしても他町村とのアクセスも起きるような状態があります。そういうことでは安全をどう守るのかということも十分これから法案の中でもひとつ違う形で審議されるのであろうと思えます。そういう中で十分見ていきたいなというふうに思っておりますのでよろしくお願ひします。

○委員長（永井繁樹） 総務課長。

○総務課長（増子一馬） 2点目の研修旅費の関係についてご説明申し上げます。職員の旅費につきまし

ては、幕別町職員の旅費に関する条例に根拠がございまして、ここで鉄道賃、車賃等々、それから交通費、日当などに決めがございまして、この条例に基づいて支給がされております。

支給の内容につきましては現金で支給がされております。

○委員長（永井繁樹） 企画参事。

○企画参事（菅好弘） まず1点目のコミバスのまとめと今後への対応というようなご質問をいただきました。コミュニティバスの実証運行につきましては昨年の10月から1月まで4ヶ月間ということで行いまして、そのあと1ヶ月間効果測定ということで行ってまいりました。実態を申し上げますと、10月から1月迄の4ヶ月間で1便あたりの利用者、4.1人というようなこととございます。当初4.1人というのに対しましては、私たちのほうとしましてはちょっと少ない実態だったのかなというようなことで考えております。また業務の中と致しましては、利用者のアンケート、それから一般住民がどのように受け止めているかというようなことについてのアンケートを取りまして、そういったアンケートの中では特に利用者については非常にいいと。ただ便数ですね、それと時間の問題についての指摘があった。そのようなことが出ております。このようなことが2月に入りましていろいろ効果測定など行いまして、今後についてということとございますけれども、こういったデータなどを元に、これから一昨年に検討委員会に住民のみなさんに入っていたいただいて作りました委員会があります。本来はルート検討ということできたわけですけど、福祉関係の方とかいろいろ住民の方いらっしゃいますので、もう一度お力添えをいただきまして、そういったみなさんとも今回の結果について協議をさせていただいて、いろいろとご意見をいただいて方向性については今後まとめていきたいという考えでおります。

それからコンピューター活用についてということで、一人当たりの経費と効果ということでしております。コンピューター、庁舎内にいろいろあります。オフコンもありますしパソコンもあります。そういった経費につきまして一人当たりというのはなかなかでないのですけれども、パソコンということといきますと、これまで平成11年から計画的に導入いたしまして、143台導入を致しております。こういった形のなかで、今、庁舎内、ネットワークが図られまして、細部にわたりまして2ヶ所ほどネットワークが整っていない状態がありますけれども、今のところ90%くらいは職員間で情報の共有ということと進めております。一番効果が何があったのかということになりますと、情報を共有できる、一つは課の中で行っている業務がそれぞれが見ることもできるし、またそれぞれについて返答できる。それから庁舎内におきまして、それぞれの部署において今進められているいろいろな計画だとか、そういったものが共有できるというようなことによりまして、計画書などそういったものについて印刷など部数を少なくして、データとして庁舎内のネットワークの中で見る事が出来る。そのようなことが効果として考えられるのではないかとこのように思っています。また文書管理におきまして、体系的に文書を管理できるようなことがメリットとして考えられるということと今進めております。

○委員長（永井繁樹） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 最初に住基ネットのほうですが、今法案を準備されているので、それを見ながら幕別町としての安全策についても講じられるということとあります。それはそれとして、当然整合性を持っていかねばならないと思っておりますので、町民一人一人が本格的に利用するというのは8月になってくると思っておりますので、それまでに十分な審議と提示、説明を作られまして町民の安全を保っていただきたいというのがあります。ただ、もう一つこういう中でやはり侵入されて事故が生じるという危険性については、今の状況においてもなおかつ払拭されていないというのがありますね。わが町で安全を保っていてもそういう状況が生まれかねない、そういう場合に事故が起きた時ということになるのですが、こういう場合はいったん止めるとか、そんなことまできちっとお考えなのでしょうか。私どもはやはり安全を保っていただきたいということがあるものですから、そういう不測の事態に生じたときには、離脱ということも含めましてお考えをもっていられるのかどうか再度伺います。

それから2点目の旅費のことなのですが、一度、予算の委員会の中で過去において旅費の規定が審議なされて変えてこられた経過があったと思うのです。それは普通の旅費とかそういうことも含めまして、私は十分にきちっと実費が保証されて仕事に支障ない体制をとって行って、さらに経費は安くというこ

とが今の時点で望まれるのだと思うのですが、最近パックでいっぱい出ていまして、車ですとかそういうことについては実費そのものでいいと思うのですが、鉄道運賃なんか最近ホテルとのパックとかというものでできています。こういうふうになってきますと自分自身が出張する中で非常に経費を有効にやる、そういう状況が生まれてきているものですから、そうなるべくと切符での支給というのでも検討されてはどうかというふうに思いまして伺ってみました。どうでしょうか。

それとパソコンなのですけど、143台今入っております、全体の情報を一番共有しあうというところに効果があるということで、私もパソコンのことはそんなによくわからないのですけども、この契約などは、143台は買い取りとそれからリースというような形でありまして、昨年決算のときにも学校に納められているパソコンのことで伺ったのですけど、庁舎のパソコンはどういう契約の中身で予算が組まれているのか、そうすると1台あたりはいくらぐらいの予算で見られているのか、それは機械ですからどんどん更新されていきます。そんな計画はどんなふうにとってやられるのか、一度に更新していくというのは非常に予算がかさんでいくと思いますので、こういうところでも経費をきちっと詰めながら有効に活用していくことが大事だと思っております、その点でいかがでしょうか。

結論からいけば、いつごろまでまとめられるのか、いろいろな方のお力を借りられるということでありますから、一定方向をどこで示していただけるのかということが一つと、私はこのコミバスについては委員会でも勉強させていただいて、実際に乗せていただいたり、あるいは実施されている時の町民のみなさんの声なども聞いて思うことは、予想より利用が少なかったという点で、これがもっと利用されるように、あるいは経費もかからないようにというふうにしていかなければならないと思うのです。その場合に、一つにはその時にも申し上げたのですけど、普通の公共交通機関と違って町がやるという場合には、なぜ町がやるのかということが明確になっていかなければならないですね。当然その交通弱者というところに視点が当たっていくと思うのですけども、今回のバスは残念ながら障害者などは利用できない形になっていたのです。試運転ですから当然既存のバスを使われてやりますから当然だと思うのですけど、実際町の政策として踏み込んでやっていく場合には、きちっと交通弱者なら弱者にターゲットを当てて、それに対応できるような手法でいかなのか。購入のときにお金がたくさんかかるのであれば、きちっと年次の計画を持ってそういうことが出来ないのかということと、もうひとつはやはりそういう人にターゲットは当てていく、また高齢者などもみんなそうなのですが、やはり限られてきます。そうすると今回試運転されたようなバスの大きさでは大きすぎるというふうにも思いまして、バスを小さくして障害者にも対応できてしかも交通弱者にうちの町としてきちっと手立てをとるのだというような方向が、多少時間がかかっても見出していけないものかというふうにも思いまして質問を致します。

○委員長（永井繁樹） 町民課長。

○助役（熊谷直則） 住基関係のセキュリティー関係でございますけれども、これにつきましては、町といたしましても不正アクセス等のあった場合についての基準等を作っております。これでそういう状態になりますと当然ながら切断をすることで考えております。

○委員長（永井繁樹） 総務課長。

○委員（増子一馬） 旅費の関係についてお答え申し上げます。中橋委員が言われます旅費の実費支給の関係でございますけども、これにつきましては行政改革の推進計画、この62項目推進事項あるわけですが、この中の1項目として旅費の精算方式という項目として載っております。推進計画ができて以降、私どものほうでも旅費を精算する実費弁償にする手法がどういう形ができるのだろうか、種々が検討しているところであります。ただ精算する際にチケットあるいは宿泊料、交通費と宿泊料をどう扱えるのか、限度額はどうかというようなこともございます。さらにはこの関係につきましては支出負担行為、経理事務になりますけれども、そのへんの整合性が今の財務規則とどうなるのかという問題点もございます。さらにはよくパックと言われます宿泊込みの運賃、設定されているものは主に札幌が中心であると、その他のところへ出張する際の手続き、旅費の考え方をどうするか、いろいろの精算方式に伴います課題が実はありまして、今なお推進項目の一つでありますけれども達成されてい

ないという状況であります。ただ、今後におきましては中橋委員が言われたことについても当然私どもも必要性があるだろう、という認識はもっておりますので、検討させていただきたいと思っております。以上です。

○委員長（永井繁樹） 企画参事

○企画参事（菅好弘） まず一つ目のコミュニティーバスの関係でございますけれども、いつごろまでにまとめていくのかということでございますけれども、非常に難しい問題だなというふうに私は思っております。と申しますのは、結果だけで判断できない部分、今、中橋委員が言われましたように障害者対策がどうなのかそういったところの分析もいると思いますので、ただ、あまり長く時間をおく気はございませんので、出来るだけ早い時期にまとめあげていきたいと思っております。

それからコンピューターの関係でございますけれども、まず一つは契約ですね、庁舎内につきましては買い取りということで進めさせていただいています。1台当たりの単価は昨年の入札の段階では12万円というような数字でございます。こういった導入したパソコンなんですけど、対応年数につきましては5年から7年というふうに言われています。当初に比べますと非常に機械も頑丈になりまして、なかなか壊れずらいようですから、7年くらいをひとつの周期として見られるのではないかというふうに考えております。そういったことも念頭におきながら計画的に更新なども組んでいきたいと考えております。

○委員長（永井繁樹） その他質疑ございますか。

額縁委員。

○委員（額縁太郎） 75ページ、あえて聞くのですが報酬について伺います。今、同僚委員から旅費のことについて伺ったのですが、私は報酬のことについて伺いたい。この中でいろんな報酬、1から5まである。これからまだまだ出てくる項目があるかと思えます。そういった中でちょっと報酬の支給の意味合いですか、1回出席したらこの報酬、支給額。1日なのか、このへんをお聞きしたいと思います。

○委員長（永井繁樹） 総務課長。

○総務課長（増子一馬） 報酬についてでありますけれども、報酬につきましては条例で報酬を支給する規定が設けられるわけですが、それぞれの非常勤特別職といわれます委員さん、各種委員さんですね、こういった方々の報酬の額が定まっておりますけれども、例えばここにあります校区長さんであれば非常勤特別職の報酬の条例で年額いくら、という決め方がある。かたや2番目の表彰者選考委員会となりますとこの方々はその他の専門委員ということでございますので、1日のうちに1回その委員会に出席をいただければ1回あたりいくらという報酬の決めになってございます。これにつきましてはそれぞれの委員さんの業務の内容等によりまして、報酬の内容が決まってくるということで認識をしております。以上です。

○委員長（永井繁樹） 額縁委員。

○委員（額縁太郎） 業種の内容によって報酬も違うといったようなお答えなのですが、報酬とはなんぞやというここに辞典を引いてみて、勤労に対する礼金だとかと書いてあります。これはさておき、実はある委員会に入っている民間の人が委員会に出席して、30分足らずで2,000円の報酬をいただいた。もらっているほうもびっくりしているといった中で、これはもう少しそういった面で基準の考え方といいますか、そういうことができないのか、各種助成金、補助金の削減等々やっているわけで、こういった面の財政改革の一環として、1時間足らずで2,000円の報酬をいただいたというような事例もございまして。そういった中で変な話ですけど、時間に対する報酬という考え方はないのか再度聞きます。

○委員長（永井繁樹） 総務課長。

○総務課長（増子一馬） 公共団体におきまして報酬が支払われる方々と申しますのは前段申し上げましたように、非常勤特別職の公務員という身分を持ちながら、その業務についた時に適正な報酬が支給されるという内容になっております。勤務時間の概念が言うなれば非常勤特別職の公務員の方々というのではないのだと認識しています。ですからその与えられた業務が遂行されることによって支給がされると

ということから1回あたりいくら、あるいは月額単位でいくらというような決め方がされていいのかなということも考えておりますので、今、額委員が言われます例えば1時間あたりいくらという支給の仕方がどうなのだろうというご提案ではありますけれども、非常に現段階ではそういう形が難しいのかなというふうに思っております。以上です。

○委員長（永井繁樹） 他に質疑ございますか。

他に質疑がないようでございますので、2款総務費につきましては以上を持って終了させていただきます。

【3款・民生費】

○委員長（永井繁樹） 次に、3款民生費に入らせていただきます。

3款、民生費の説明を求めます。民生部長。

○民生部長（石原慰敬） それでは民生費のご説明をさせていただきます。88ページであります。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、本年度予算額5億259万3,000円であります。本目は民生委員53名、同委員会推薦委員会12名等の報酬及び費用弁償のほか、社会福祉協議会、授産施設ひまわりなどの運営費、身体障害者保護措置費、並びに国保会計繰出金などが主なものであります。

89ページをお開きください。13節委託料は身体障害者のホームヘルプサービス事業、短期入所事業、デイサービス事業であります。19節の細節5は社会福祉協議会の運営費及び福祉団体を支援するものであります。細節6は授産施設ひまわりの家の運営費を補助するものであります。

90ページであります。20節扶助費、細節3は重度身体障害者のベッド、車いす、便器等を購入するものであります。細節4は身体障害者保護措置費に要する経費であります。細節6は腎臓機能に障害をお持ちの方、人工透析を受けるための交通費を助成するものであります。28節は国保特別会計の繰出金であります。これは保険基盤安定分と職員給与費等でございます。

2目、福祉医療費、本年度予算額9,569万円であります。本目は重度心身障害者及び母子家庭等の方々に対する医療費扶助及びその事務に要する経費を計上しております。対象者は、重度心身障害者は445名、前年より25名の増であります。母子家庭が509名で33名の増であります。

91ページをお開きください。13節委託料の福祉医療電算システム開発委託料は本目の医療費扶助と乳幼児医療費の受給対象者の管理を電算化し、住民基本台帳、住民課税台帳と連携させ、事務の省力を図るために導入するものであります。20節扶助費は対象者の増に加えまして、医療制度改革によりまして本年の4月から健康保険などの被用者保険の自己負担が3割に統一されますことから対前年比10.1%の増を計上させていただいております。

3目、社会福祉費、本年度予算額268万4千円であります。本目は千住生活館の管理に要する経費であります。

92ページです。4目、国民年金事務費、本年度予算額292万2,000円であります。本目は前年度に比較して増となっておりますが、これは嘱託職員を配置し資格移動、及び免除申請等の事務を行うものであります。

93ページをお開き下さい。5目、老人福祉費、本年度予算額4億6,219万5,000円であります。本目は高齢者の方々の生活支援や介護予防に関する事業、また敬老会、老人クラブ、健康増進センターの生きがい事業など高齢者福祉に関する経費を計上しております。現在の本町の高齢者の状況であります、3月1日現在高齢者は5,011人です。率に致しまして19.6%であります。昨年より0.8%上昇しているところであります。

8節、細節3、敬老祝い金は、80歳以上の方に祝い金を支給するものであります。

94ページです。13節高齢者訪問給食サービス、外出支援サービス、生きがい活動支援通所事業などに要する費用を計上したものであります。

95ページをお開きください。19節、細節3は老人クラブ連合会補助金で、前年度同様の基本で計算され補助するものであります。

次ページの細節7は老人保健施設費整備事業補助でありまして、老健施設あかしあに対する平成13年

度から15年度までの固定資産税相当分を助成するものであります。

20節、細節2、老人保護措置費は、自宅での生活が困難な方が入所される養護老人ホームの入所に係る措置費であります。細節3、低所得者等訪問介護利用料扶助は、訪問介護に係わる利用者負担を3%に軽減するもので、ここでは軽減された7%を補助するものであります。細節4、社会福祉法人介護サービス減免費扶助は、本町では平成13年から実施している軽減措置であります。細節5、低所得者等訪問介護であります。これは13年7月から町の単独事業として補助を創設したものであります。28節2つの特別会計の繰出金であります。

6目老人医療費、本年度予算額453万5,000円であります。本目は北海道老人医療給付事業にかかわる65歳以上の老人世帯に対する医療費扶助と、その事務費を計上しております。対象者数は37名で、前年度より4名増えている現状であります。

97ページであります。7目、老人福祉センター管理費、本年度予算額646万1千円であります。本年度より入浴に関しまして、土曜日も新規開設し利用者に大いに利用していただくということで1日増となっている予算でございます。ちなみに入浴の状況であります。13年度、19,600名程度が利用されております。本年度14年度2月末の、去年の4月から2月までですけれども、2万4,166ということでありまして、1ヶ月少ないところで既に5,000人をオーバーする利用者の状況にもございます。

8目保健福祉センター管理費、本年度予算額2,198万8千円あります。本目は同センターの管理に要する費用であります。

100ページをお開きください。9目、南幕別老人交流館管理費、本年度予算額243万3,000円あります。本目は同交流館の管理に要する費用であります。

101ページをお開きください。10、介護支援費、本年度予算額1,030万6千円あります。本目は介護に関する相談窓口に要する経費であります。

13節は地域型介護支援センターとして、幕別地区は社会福祉協議会、札内地区は幕別真幸協会に委託するものであります。

102ページであります。2項、児童福祉費、1目、児童福祉総務費、本年度予算額8,299万1,000円あります。本目は児童福祉に要する経費であります。

20節の細節1は、児童延べ1万3,747名分の児童手当であります。

次ページをお開きください。細節4は心身障害児療育通園費を補助するものであります。

2目、児童医療費、本年度予算額3,023万7,000円あります。本目は6歳未満の乳幼児の医療費扶助と、その事務費を計上してございます。対象者数は1,349名であります。

3目、常設保育所費、本年度予算額1億3,178万7,000円あります。本目は常設保育所6カ所の管理運営に要する費用であります。

106ページをお開きください。4目、へき地保育所費、本年度予算額3,608万4,000円あります。本目はへき地保育所6カ所の管理運営に要する費用であります。本年度の3月末をもちまして日新保育所は閉鎖ということになりますので、7施設から6施設というふうになります。

108ページをお開きください。5目、肢体不自由児通園訓練施設費、本年度予算額732万3,000円あります。本目は愛育園の管理運営に要する費用であります。

110ページをお開きください。13節細節8、訓練師派遣委託は現在旭川の療育センターより医者とOT、PTの指導をされる方が、年10回愛育園に来ていただいております。これらの中で日常的にもう少し指導の体制の充実を図っていただきたいという形の要望もございまして、今回なかなか人材確保が難しかったのですけれども、医療法人でご協力をしますというところがございまして、それでOT、PTを毎週1回だけですけれども、OT、PTを派遣していただいて、指導し訓練をしていただくということで充実を図ろうとするものであります。

6目幼児ことばの教室、本年度予算額47万7,000円あります。本目は言葉の発達の遅れや情緒障害児に対する回復訓練を行うための経費であります。

111ページをお開きください。7目、児童館費、本年度予算額1,420万8,000円あります。本目は札

内南、札内北、幕別南の3館の管理に要する費用であります。昨年から学校週5日制の完全実施がなされ、家庭生活をする上での一助となるべく対策として、本年度よりすべての土曜日にも指導員を配置し開館することといたしました。

112ページであります。8目、子育て支援センター費、本年度予算額149万9千円であります。同センターは平成13年10月より開設しております。幼児期の子育てをしている家庭に対し、児童の健全育成の支援する費用であります。

113ページをお開きください。3項、災害救助費、1目、災害救助費、本年度予算額555万円です。本目は災害見舞いに要する費用であります。

以上で、民生費の説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○委員長（永井繁樹） ただいま説明が終わりましたが、ご質疑を予定されている方おられますか。

説明が終わったところでありますけれども、この際13時まで休憩といたします。

(休憩11:53)

(再開13:00)

○委員長（永井繁樹） 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは3款民生費の質疑をお受けいたします。野原委員。

○委員（野原恵子） 社会福祉総務費、90ページの20目の扶助費の件なのですが、身体障害者の支援費制度が10月から申請が始まりまして、4月から実施という制度変更になりましたけれども、幕別町では今現在、その申請がどのくらい始まっているのか。また、身体障害者、知的障害者、ホームヘルプですとかショートステイ、デイサービス、どのような状況に進んでいるのかお聞きしたいと思います。

○委員長（永井繁樹） 保健福祉センター所長。

○保健福祉センター所長（佐藤昌親） 支援費制度についてお答えいたします。まず施設入所につきましては、身体障害者が8名、それから知的障害者が新年度15年度から町のほうに移管になりますけれども、この方々につきましては既に申請の事務は順調に進んでおります。それと合わせて知的の居宅サービス、グループホームのことなのですが、これも道内広く5人ほどいらっしゃいますので、その手続きについても順調に進んでおります。なお、それ以外の自宅サービス、例えばホームヘルプ等々につきましては、まだ申請は上がってはきておりませんが、年前にも該当者の方々につきましてはその制度のことにつきましては周知しておりますし、今月中に速やかに手続きが終了するものと考えております。

なお、サービスの状況についてであります。基本的に支援費制度、現在サービスを受けている方々が、すべてが支援費の制度に移るとなっておりませんが、いずれにいたしましても今あるサービスがそのまま何らかの形で同じような状況でサービスが受けられる見込みがたっている状況にあります。以上でございます。

○委員長（永井繁樹） 野原委員。

○委員（野原恵子） 今のお答えでは今施設入所している方々は道内も含めて今まで通り、現状通り利用できるという状況ということがわかりました。それからこれからまだ申請されてない方も手だてを打って、これから申請も受けられるような方法もこれから考えていくというお答えでした。それでこれは自治体によりまして、その支援の額というのが決まってくるよ。幕別町は幕別、そここのところのその支援費を決めるという体制は、今どういう方たちが支援費の額を決めていくのかというところを1点お聞きしたいと思います。

○委員長（永井繁樹） 保健福祉センター所長。

○保健福祉センター所長（佐藤昌親） 支援費の額についてでございますけれども、町村町村によって額が変わるということでございませぬので、国の基準に基づきましてその施設の種類、たとえば授産施設ですとかあるいは養護施設ですとか、あるいはグループホームですとかそういう施設の種類ごとによって支援費が定められておりますので、それはどこの町村であっても同じだと思います。

○委員長（永井繁樹） 野原委員。

○委員（野原恵子） それでは今までとほぼ同じ状況で支援費の額は決まっていくという状況で、今進め

ていられるということですね。

○委員長（永井繁樹） 保健福祉センター所長。

○保健福祉センター所長（佐藤昌親） 今までとは若干ではありますけれども、金額の変動はございますけれども、ほぼそれと変わりなくサービスが提供されるということで考えております。

○委員長（永井繁樹） 野原委員。

○委員（野原恵子） 今申請を進めていくという状況で、利用する方々と調整、相談を受けながら進めていくというお答えだったのですが、そこはきちっと申請できるところまで手立てを打って相談も受ける、そういうところまで進んでいるってことですね。

○委員長（永井繁樹） 保健福祉センター所長。

○保険福祉センター所長（佐藤昌親） 当然新しい制度に移るわけでごさいます、利用されている町民の方も非常にそういう意味で不安になっているかと思えます。そういう意味で先ほども、年前には制度のこと、あるいは今受けているサービスがどうようになっていくのかということ、さらには今後どうなのかということも周知しておりますし、不安の与えないように当然やっていくべきものと考えておりますのでご理解願いたいと思えます。

○委員長（永井繁樹） 他に質疑のある方。

豊島委員。

○委員（豊島善江） 2点質問します。ページ98ページの8目、保険福祉センター管理費の中で、施設設備についてなんですが、保健福祉センターでデイサービスを行っています。そこに参加されている方などから非常に夏場は暑くて大変だという声がたくさん寄せられているのです。それで実際このデイサービスの場所はそういう冷房設備がないということで、これは元気な人が通って遊んでいるわけではないですから、そういうふうなデイサービスに対応するような冷房装置をきちんとつけるなどの改善をすべきではないかと思うのですが、その点についてお聞きします。

それから112ページの子育て支援センターについてお聞きいたします。これはこの制度は平成13年度の10月から始められていまして、その経過としては様々な改善なども行って、年齢別に開設するだとかいろんな工夫がされてこれまで取り組まれてきています。それで実際に参加されている親子も非常に好評で、たくさんの方が参加されているということも、これまでのいろいろなことでお聞きをしてきました。そういう中でこの子育て支援センターをやはりひとつにはもっと充実をさせて、幕別全町のそういう親子を対象にできるような、そういうふうに充実をさせるべきではないかということが一つと、それからもう一つは、子育て支援センターにかかわると思うのですが、なかなか冬の親子が集える場所がないというそういうことも聞かれるのです。それで子育て支援センターを拡充する中でそれが実現されると思うのですが、冬場の、特に親子が自由に出入りができて集えて交流もできるというような、そういうような方向も手立てを打ったらいいのではないかとということでひとつお聞きをしたいと思えます。

○委員長（永井繁樹） 保健福祉センター所長。

○保険福祉センター所長（佐藤昌親） デイサービスのエリアにおきます冷房のことでございますけれども、確かに現在冷房がついてございません。ただ現状の中で広い空間を占めるデイサービスの中に、効果ある冷房機能を設けるとなると、それ相応の費用もかかるということでございます。今も十分な換気をしながらということで対応してございますけど、そういうような方向を今後も基本にの対応してまいりたいと考えてございます。

○委員長（永井繁樹） 町民課長。

○町民課長（熊谷直則） 支援センターの関係でございまして、13年度10月から開設しております、かなり好評でいろんな要望もきております。15年度につきましては父親を対象とした事業を展開する予定でございまして、これについては日曜日に開催しまして、出やすい体制をしていきたいと思っております。また1歳以上の子供について対象としているところでございますけれども、これについても1歳未満も対象にして実施したいと思っております。また、冬等に使用できる場所、これについてはや

はり要望等もございますけども、今一番出来るのは児童館等が集まる場所としてはいいと思うのですが、ただこの場所について午前中は開催といますか開けておりませんので、昼からは開けておりますので、児童館の指導委員もございますので、もしできればそういうところを利用していただきたいなと思っております。以上でございます。

○委員長（永井繁樹） 豊島委員。

○委員（豊島善江） 冷房の件ですが、今後も換気で対応というご答弁でした。換気で対応ということは、要するに窓を開けたりしながら対応するということだと思っております。非常にそういうことではなかなか限界があるのではないかなと思うのです。費用がかかるということは、それはそのとおりなんですけども、やはりふさわしい施設にするということが町民のそういう声に答えることではないかなと思うのです。そういう点での計画を立てるべきだと思うのですがいかがでしょうか。

それから子育て支援センター、これは1歳未満児の子供も預かるだとか、日曜日にも行うということで今お話がありました。ただ私がもう少しがんばっていただきたいと思うのは、それでもやはり青葉の1ヶ所なのでよね。そこにやはり限界があるのではないかなとすごく思うわけです。これまでも実態を聞きますと、やはり青葉に通える周辺の参加者が多いということなのです。全町を視野に入れたということがやはり必要ではないかと思えますし、幕別町のエンゼルプランの中でも、そういうやはり少子化の中にあって相談をしたいだとか、子供を遊ばせたいとか、そういう要望が物凄くででているんです。そういうことを計画的に広げる、拡充していくこともしていくべきだと思います。

それからもうひとつ、児童館での対応という話がありました。お母さん方から出されている要望では、そういうことも中に含まれているのです。ただ児童館というのは学童保育所も使っていますから、そういう点で考えますと、今おっしゃられた午後と一緒にということではなくて、思い切って例えば午前中を幼児に開放して、午後は児童のほうに使うとか整理をしながら、ここも拡充をしていくべきではないかと思うのですがいかがでしょうか。

○委員長（永井繁樹） 保険福祉センター所長。

○保険福祉センター所長（佐藤昌親） 冷房の件でございますけれども、保健福祉センター建設当初、その建物を建てるコンセプトと致しまして、その冷房器具を入れるかどうか、例えばお年寄りに対して外気とも気温差を大きくするという事は、決して好ましいものではないという考えもあったと聞いております。例えば特養さんなんかではつけていないと聞いていますけれども、そういうような状況がありまして冷房機能は取り入れてなかったということなのだろうと思います。ただ、換気、先ほども言いましたけども、社会福祉協議会とも協議しまして、例えば換気といいましても扇風機等々であればどうなのか、そのことについては検討してみたい、協議してみたいと思っております。

○委員長（永井繁樹） 町民課長。

○町民課長（熊谷直則） 今、青葉1ヶ所でかなり混雑と言いますか、かなり希望の方がきております。ただこれを2ヶ所、3ヶ所と増やしていくということになりますと、なかなか財源的な問題もありますし、また今保育所の建て替え等の問題もございまして、保育所の建て替えをする場合には、こういう支援センターだとかほかの事業も一緒にでないとなかなか補助対象にならないというようなことになってきていますので、これらについては時期がきましたら中にいれて検討したいと思っております。また、児童館等ということでございますけれども、今、公区にも近隣センターもございます。これについてはある程度公区の方などが集まって申し込まれば利用はできると思っておりますので、それらのところも活用されてやっていただきたいなと思っております。以上でございます。

○委員長（永井繁樹） 豊島委員。

○委員（豊島善江） 1点だけですが、保健福祉センターのことなんですけども、今お話がありました建てる時からそういうことだったということですが、ただこの施設はデイサービスの専用施設として作ったわけではないですから、非常に日差しがものすごく強いということもお聞きしていますし、実際に見学したときもお日様がバンバン入る施設なのでよね。そういうことも考えますとやはりそういう特養だとかの専門施設と違いますから、そういう点ではあらゆる工夫をしながらぜひデイサービスとしてふ

さわしいような施設になるように改善を引き続き努力をしていただきたいと思います。

○委員長（永井繁樹） 他に質疑のある方

中橋委員。

○委員（中橋友子） 2点お尋ねいたします。1点目はページ数で103ページの3目、常設保育所費にかかわりまして、保育時間のことについて質問いたします。現在幕別町の常設保育所の保育時間は7時半から6時15分と聞いております。その中身も普通保育といたしますか、それが4時までで、それ以降はいわゆる暫時保育という形でとられているということではありますが、これはそのとおりでしょうか。

それと働く人たちの施設として設けられている保育所ではありますが、なかなか今の預けている人たちの実態からいって、これまで保育時間を延長してきた経過があると思うのです。うちの町として保育時間を延長するというので、それで6時15分まで延長されてきたように思うのですが、今のその実態から見まして6時15分という時間帯が短いというような声もありまして、そのへんは要望も含めてどんなふうにおさえていただけるのか、検討もされていることなのかどうか、その点もお伺いします。

それからこれは常設保育所、それから次のページの106ページのへき地保育所、さらに108ページの肢体不自由児の愛育園、それから110ページの幼児ことばの教室、これに関連してお尋ねするのですが、いずれもそれぞれの役割を持った施設で保母職の人たちが対応されている施設だと思うのです。先ほどご説明の中で肢体不自由児施設愛育園につきましては、専門の訓練士の方たちをお願いおして指導にあたられるということもありました。この4つの施設の中で、それぞれことばの教室であれば言葉の不自由な人たちに対する特別な手だて、あるいは肢体不自由児は肢体不自由児のついでというようなことで、専門性が持たれてくると思うのですけれども、その点での保母に対する技術指導といたしますか、講習といたしますか、研修といたしますか、どのようにやっていらっしゃるのでしょうか。さらに常設保育所、へき地保育につきましても、最近やはり発達が遅れているとか、あるいは言葉が出ないとか、いろんな点で特別な手立てが必要な子供も増えていると聞いています。その点で、研究をされながら対応されていると思うのですが、どのような取り組みを行っていらっしゃいますか。

○委員長（永井繁樹） 町民課長。

○町民課長（熊谷直則） 現在常設の保育時間でございますけれども、朝7時半から4時と。あと希望者につきましては暫時ということで18時15分まで実施しております。延長と保育に係ると思いますけれども、これらについてはなかなか要望もありますけれども、今の体制の中ではやはり難しいのかなと思っております。

あと愛育園、幼児のことば、へき地ということで、これはみなさん保育士が対応しているところでございますけれども、ことばの教室については2人、言葉の資格等ございまして、そのへんについては試験を受けに行っているところでもあります。これらにつきましても当然ながら研修する機会等もございまして、これらについても内部の研修、その他外にも出して研修をさせているところがございます。以上です。

○委員長（永井繁樹） 説明者に求めます。4つの施設の質問が出ておりますので、それぞれの施設についてお答えを願いたいと思います。

町民課長。

○町民課長（熊谷直則） 常設、へき地、それらの保育士等につきましても、先ほど申しました通り研修等実施しているところがございます。ただへき地保育所については、なかなか出せない部分もありますけれども、行事関係の研修等については交代で研修させている部分がございます。あとことばの教室につきましても、当然ながらそれなりの専門研修をさせていただいているところがございます。愛育園についても同じでございますし、旭川の療育センターに行きまして、専門研修をしているところがございます。以上です。

○委員長（永井繁樹） 中橋委員。

○委員（中橋友子） この1点目の常設保育所の保育時間の7時半から4時までということなのですが、これはいつごろから設定なのですか。特に4時というのは相当前に設定された保育時間じゃない

かと思うのです。適切な保育時間というのがどこかということになってくるのですが、なかなか働いている方たちの子どもさんをお預かりする施設として時間を設定されていると思うのですが、4時というのは今の現状の中では働いている人にとっては4時で終われる保障はほとんどない実態もありますから、私は確か幕別町の保育所の流れとして、農村地帯のうちの町は季節保育所の色合いが濃くスタートしてきたと思うのです。それでそういうその時間に合わせて設定されてきた経過があるのではないかと思うのですが、そういう中で常設保育所も開設されて、そして来ているのですが、今、札内地域なんかでは特にいろいろな新しい住宅地がでていまして、他町にまたがって保育もお願いすることもできますし、いろいろ他町との時間帯の比較なんかもよく出されるのですが、音更だとか帯広だとか、こういう設定はないというのですよね。ですから通常保育の時間ももっと長いということと、それから延長してもその保育時間がさらに帯広市や音更は7時までやってらっしゃると聞いているのですが、そういう実態がある中で延長してほしいという要求もあるのだということを課長がおっしゃられて、これもかなり大きい数字で、こちらでは28%ということを知りましたが、あると思うのですよね。こういうことにも対応されて柔軟な時間とそれから通常保育の時間の見直しの時期にも来ているのではないかと思うのですがいかがですか。

それとことばの教室を始め4施設のことをあえてお尋ねしたのは、それぞれ専門職であって子供を預けるのだけれどもなかなか親の要望もいろいろあるでしょうけど、その対応が一般の保育の域を出ないと聞きます。当然あたっていらっしゃる先生方というのは、常設も含めて保母職の方たちがそれぞれ異動しながら配置されていらっしゃると思うのですが、やはりこの4つの施設、常設と季節は保育専門ということですからそんなに違いはありませんけれども、ことばの教室にしてもあるいは肢体不自由児の施設にしても特に専門性が要求される場所です。ですからもっとも保母自身の専門的技術を身につける保障というのが今の単なる全体の研修というのではなくて、特別にきちっと手立てを取っていく必要があるのではないかと思うのです。

それともう一つ、そういうところありますから、単に全体の中で移動するというよりはむしろ専門性が身につけられるのであれば、そこを核とした人事体制なんてことも考えていく必要があるのではないかと思うのですがいかがでしょうか。

○委員長（永井繁樹） 民生部長。

○民生部長（石原敬敏） 最初に保育時間の問題であります。保育時間、実は平成9年に当時私もその職に携わった時に、父兄を通じてアンケート的にどの時間を希望されますかということでみなさんの意見を頂戴しながらそれで時間を決めた経緯があります。その後再度12年になると思いますけども、12年にも延長を図っている状況があります。それで当時のみなさんの意見を聞きながらやらせてもらっている状況もありますので、帯広が、音更が、といろんな意見がありますけれども、そのへんはある程度調整された中でご意見をいただいているのかなと。まれに夜中の12時までという方もいますでしょう。けれどもそのへんは全体の問題として努力していただくところはしていただきたいなという部分と、ご意見をいただきながら決めてきた経緯があります。

それからもう一つ、研修と人事の配置であります。確かにことばの教室、例えば愛育園、専門性が要求されてまいります。それで愛育園につきましても先ほどもちょっとOT、PT、ということばを使いましたが、これは理学療養士と作業療養士の意味であります。それでこういう方の専門性というのは実は私こないだ旭川の療育センターの方へ実はいろいろお願いに行っていました。もう少し充実した道からの派遣をお願いできませんかということでお願いした時にいろんな話がありました。町村レベルでその専門性を持つ人間が果たして理学療養士を配置して本当にもつのでしょうか。という意味は、日夜研鑽をつまなければならぬということは相手のそういう同じような資格を持った方がいろいろ周りにいて、研鑽を積んでいく。その中で技術を上げていくという問題もありまして、例えば一町村が1人を採用しますということになると、必ずこの方は辞めますと。なぜかといったら自分が研鑽することができないのです。ですから小さい町村で本当にOTの方とかそういう方が覚悟していけますかと。例えば1年なり派遣をし、療育センターで1年なり勉強をじっくりしてもらってまた戻るといふ仕組み

を構築できればいいのです、定期的に異動したり。そういうことがあって、あるところではやはりやめていくケースが実に多いという話を旭川の所長先生から実は聞いてきました。それで専門性の難しさに非常に悩んでおります。それで特に幼児の場合の専門性というのは特に高いものですから、過去にも幕別町も募集をかけたことがございます。だけども一人も募集はきませんでした。ですから高齢者のリハビリ療養士は意外と募集、対応くるのですね。ところが幼児については非常に難しいという問題もありまして、技術的にかなりいろんなことで悩むそうです。ですからこのへんも十分議論をしながら本当にどういう形がいいのかということは、今帯広で言えば児童相談所がこういう窓口になって我々の相談を受けていただけるのですが、いろんな相談をしております、どういう方法が今後いいのかと。だからことばの教室にしても、専門性がある、これ確かです。そういう専門性の中で資格を取らなければならぬということになると、資格というのは国家資格でありますのでなかなか難しい問題もあります。そしてそこへ置いたからといって異動を何十年もしなくていいのかという問題も含めてあります。広くいろんな人生経験をしながら精神的なケアもあつたり、また技術的なケアもあつたりということを含めたらちょっといろいろ難しい問題もありまして、もう少しいろんな部分で研究しながらいい方向に努力してまいりたいと思います。

○委員長（永井繁樹） 中橋委員。

○委員（中橋友子） まず1点目の保育時間のことですがわかりました。平成9年、平成12年とやられてきたと。一つはそういう中でもさらに情勢の変化の中で改善を求めている声が3割近くありますよということで一つ受け止めていただきたいのと、通常保育時間4時というそのところの定めがどうなのだというところをお尋ねしたのですがそこはいかがでしょうか。

それと2点目の専門技術ということですが、私が申し上げたいのは、今回の愛育園のように専門の方に来ていただくというこういうことは非常に大事だといいますか、一步踏み込まれたことだと思うのです。ですからそれぞれの施設に専門の技術が必要とするところに民間なりあるいは道なり直接の系列の中から指導をもらう、定期的にももらうということも含めてやることと合わせて、もうひとつはそこにいらっしゃる先生方のそれに伴ったその研修ですよね。これが実際足りないという声が父母から聞こえてくるものですから、それでそういう機会をもっともっと持つようにはならないだろうか。それと加えて季節保育所なんかは確かに保母資格を持ってらっしゃって入ってらっしゃると思うのですが、なかなか交流の機会がなくて、人の配置もあるでしょう、ほとんどその交流ないままに全期間を過ごしてまた次の年を向かえるという中で、やはり難しいこどもさんが預けられて、トラブルになってしまうケースも多いと、もっともっと技術的に学びたいという声があるのだということなのですね。これらも含めて改善にむけての研修、常設にもいえてくると思いますが、それはどうでしょうか。

○委員長（永井繁樹） 民生部長。

○民生部長（石原耐敬） 保育所の時間の問題ですが、私も各町村の定かな時間帯をおさえておりませんので、このへんについては今4時が例えば5時ですよといっても、例えば今の状況のままですと現時でやっていますので、そのことが大きな問題にはならないと思います。ただ管内の事情がどういう状況であるか調べて、いろんなことで時間の調整は可能だというふうに思っております。

それと研修のこともありますが、へき地の研修は情報の交換がなかなかしづらいという問題もありまして、いろいろあります。それでへき地保育所がずっとへき地保育所にいるのがいいのかという問題もあります。それでへき地保育所の保母の方は常設の臨時の保育所もやってもらったり、入れ替えたりすることもこれから視野に入れていきながら、常設の保育所にしてそこに所長さんもいますので、いろんな行事だとかいろんな指導を受けて、また僻地に戻ってもらうという工夫も十分していきたいというふうに思っております。それから待遇の問題もありまして、いろいろ難しい問題もありますけれども、そんなことでいろいろ研修についてはそういうことができるかなというふうに思います。

一般の保育所についても、お遊戯を習いに帯広に行くとかいろんなことをやっておりますけれども、どこまで果たしてやるのが本当に全体の人の配置の問題もありますけれども、やれる努力はなんでもしたい。ただ今言ったようなことで人に限りがありますので、人の配置の問題も含めて研修できる場を

作っていきたいと思っております。

○委員長（永井繁樹） 質疑をお受けいたします。

関連、成田委員。

○委員（成田年雄） 今のへき地保育所の関係で、実際に預ける側の問題はないのかどうか。この前ちまたの噂では問題があったようなことを聞いたのですが、さらに町の対応として問題はないのか、へき地保育所に果たして臨時保育士だけ置いて責任問題はどこに行くのか、それを詳しく説明してください。

○委員長（永井繁樹） 町民課長。

○町民課長（熊谷直則） 今、へき地保育所におきましては、4月から3月とその中で1月2月は休所させているところがございますけれども、これらについては保育士につきましては2人体制ということで配置しております。年間10ヵ月ということもございまして、また保育所に入っている子供が7人とか10人とかそういう問題もございまして、なかなか正職の配置は難しいのかなと思っております。実質的に運営では本来は町でやっておりますけれども、各保育所におきまして運営委員会というのを設置していただきまして、それらの中でいろんな行事だとか、そのへんのことをやっていただいております。最終的にへき地保育所の施設長ということになりますと、町民課長が兼務してございますので、最終的に何かあれば私のほうで責任を取る、そういうようなこととなっております。以上でございます。

○委員長（永井繁樹） 成田委員。

○委員（成田年雄） 課長の説明もわかりますけど、預け入れ側の苦情をそのまま保育士の責任にしたり、本来ならば町側として給食、調理師の関係でもほとんど保育士にやらせているのですよね。その責任問題、あとでどうのこうのとなった場合、どういう責任がとれるのかなど。だから預け入れ側のほうに対しても把握した状態で保育士との問題を解決するべきであって、一方的なその話を聞いて保育士が悪いとか。自分で言わせてもらえば、保育士の問題というより町側の問題なのですよ。ある程度の責任を持たせてやらせているのだから、保育士に対応のあれをさせるべきであって、それをあとで町の職員が行って、いや、あんたはだめだと一方的なものにはならないではないかと思うのだけど、そのへんはどうですか。

○委員長（永井繁樹） 町民課長。

○町民課長（熊谷直則） 保育所内のいろいろ問題等ございますと、やはり運営委員会、保育所内にもございますけれども、そちらの運営委員長と町の児童係といいますか、こちらのほうと色々協議しながらいろいろ問題等の解決に当たっているところがございます。ですからいろいろ片方の意見だけを聞くとか、そういうことではなくて、もしいろんなことがあれば両方の意見を聞いた中で判断しているということでございます。

○委員長（永井繁樹） 成田委員。

○委員（成田年雄） 今言っているのは保育士がへき地の保育所に対して2人置いていると言いますが、2人の時間差というのはいろんな問題があるのだろうけど、そういう部分では保育士2人、町民課長が常時常駐しているわけではないのだから、そのある程度その責任を持たせた状態の中で、保育活動をさせているのではないかと思うのだけど、そのへんを預ける側の体制に対しても、やはり運営委員会にどんな人がいるのかわからないけど、もう少し預ける側の体制もしっかりしてほしいしなと、今後の問題として。そのへんを答弁いらないからもう少し考えた運営をして下さい。

○委員長（永井繁樹） 他に質疑ございますか。

伊東昭雄委員。

○委員（伊東昭雄） 89ページの節の19、社会福祉協議会の補助金の説明の中で、老人の除雪費の説明がなかったかなと思うのですが、もし除雪費に金額がわかれば説明してほしいと思います。

○委員長（永井繁樹） 保健福祉センター所長。

○保健福祉センター所長（佐藤昌親） 社会福祉協議会の補助金、それと高齢者の除雪の関係だと思っておりますけれども、高齢者の除雪につきまして社会福祉協議会の単独事業としてやってございますので、この予

算の中にそれを見込んで入れているということではございませんので、ご理解願いたいと思います。

○委員長（永井繁樹） 伊東昭雄委員。

○委員（伊東昭雄） 意味わかりました。私は非常に老人の除雪問題が出されておりますので、この除雪問題がこの福祉協議会でやるのがいいのか、それとも町独自の政策でやるのがいいのか、今後検討すべきではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○委員長（永井繁樹） 民生部長。

○民生部長（石原尉敬） 答えづらいのですが、一般質問で十分議論されたものだと思っていましたもので。例えば必要な社会福祉協議会でお願いしている分、人数もこないだお話いたしましたけども、今後の例えばあり方についても町長がお話したのは十勝管内の事情だと状況を見た中で、どういうふうな検討ができるのかということも考えることを視野に入れながらと言ったような記憶をしておりますけど、そんなことで今除雪費がどうのこうのとなると、ちょっと答えようがございませんけども。お年寄りの除雪については一般質問の中でご説明申し上げたとおりやっていきたいと思っております。

○委員長（永井繁樹） 他に質疑をお受けいたします。

前川敏晴委員。

○委員（前川敏晴） 2点ほどお考えをお聞きしたいわけなのですが、93ページの6、老人福祉費、第5目なのですが、その中の報償費の敬老祝い金についてでありますけれども、これについては本当に幕別町の大変貢献されてきている方たちに、町として感謝の意味を込めてお祝いを支給するといういい制度で、素晴らしい制度だというふうに理解をしているわけでもありますけれども、ただ、今こういう厳しい財政状況の中において、それぞれの補助金とかいろんな経費について精査しながら縮小といいますかそういう考えのもとに立つときに、今後果たして毎年150万から200万くらいずつ計上が増えてきているような状況ですけれども、これについて今どのような考えをこれから持っておられるのか、お伺いすると同時に、あと敬老会でもありますけれども、今聞くところによりますと、非常に札内の体育館で1ヶ所で敬老会を催しているわけですが、これについても75歳以上ですか今、そういう方たちにご招待申し上げておるわけですが、非常に狭いというか、なかなか厳しい状況にあるように聞いております。そんな中で出来れば75歳が今本当に老人の方が元気で健康でそれぞれ平均寿命が延びている中で、75歳が78歳になってもよろしいのではないかとこの考えもしているわけですが、それから先ほど敬老祝い金についてですけれども、これから今の状況の中で、老人の方たちにも理解を求められる時期にきているのではないかと思う中で、節目80歳、90歳、100歳そういう形の中のお祝いの支給にしていってもいいのではないかと、私自身考えておるわけですが、そのへんについて今度どのような考えを持っておられるのか、お聞きをしたいと思います。

○委員長（永井繁樹） 民生部長。

○民生部長（石原尉敬） 今、年齢は確かに75歳からの方をお招きし、札内のスポーツセンターで9月にお祝いをしているところであります。確かに年齢の問題につきまして、いろいろ議論があるところでありますし、また場所の問題についても今後1ヶ所でできるのかという問題もあります。それで先ほどお話にありました場所の問題につきましては、例えば場所を1回で終わらないとしたら例えばコミセンを核としてできないのかとか、いろんな議論をしていかなければならない時期が来たかと思っております。ちなみに帯広市の場合は30数ヶ所にわたって実はやっているのが現状です。それで幕別町、今まで1ヶ所でバス11台ほど手配いたしましたして、体育館まで来ていただいてそこでお祝いをするという仕組みですが、これも場所については1,000人を超えると甚だ厳しいような会場の状況であります。それでこのまま推移していくと厳しくなっていく、15年はできてもその以降は厳しい状態になるのかなと思っております。今言った複数の日数に分けるのか、場所をどういうふうにするのかということも今年中くらいにいろんなことを議論して、最終的に決めていかなければと考えているところであります。

お祝いの出席者につきましては、75が例えば70ですとか80ですとかいろんな意見があります。これは会場の問題も含めまして、今の75はまだまだ若いよと申されるお年寄りの方もいらっしゃいます。そういうことも含めて、老人クラブ連合会もございますので、そこも十分お話を聞きながら、数の制限の

ために年齢をあげるというのではやり方としてどうだろうという感じがするので、本当に我々が老人をどう思っているのですか、そういうことの中で80歳というのならいいのですが、ただ場所の問題でというのは私も抵抗があるところでもありますので、このへんも十分議論したいところであります。

それと敬老祝い金問題も、全国の官庁速報という実は役所に入る速報があるのですが、その中でも敬老祝い金の見直しということについて本当に多く最近出ております。というのは今委員がおっしゃいましたように、基準というかけじめといいますか、例えば80とかいろんな言い方、米寿とか白寿とか100歳とかいろんな言い方があります。そういう中でやる方法をかなりそちらの方向に大きく動いているのも事実あります。こういう財政事情でありますので、これも今までの過去の歴史もございますので、今言った老人クラブ連合会とも十分このへんの意思の疎通を図りながら、本当にどこに落としどころがあるのか、十分相談をしながら財政事情も踏まえた中で場所、年齢、金額等も十分これから相談し、あまり強引な手法も取らないつもりでいたいと思っていますので、十分検討いたしたいというふうに思っております。

○委員長（永井繁樹） 他に質疑をお受けいたします。

（なしの声）

他に質疑がないようでございますので、3款、民生費につきましては以上を持って終了させていただきます。

【4款・衛生費】

○委員長（永井繁樹） 次に、4款、衛生費に入らせていただきます。

4款、衛生費の説明を求めます。民生部長。

○民生部長（石原尉敬） それでは衛生費のご説明をさせていただきます。

114ページであります。4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、本年度予算額2,821万円です。本目は嘱託医師14名の報酬及び費用弁償のほか、健康診査の委託や各種保健医療に関する負担金、補助金などが主なものであります。

115ページをお開きください。13節、細節5、夜間救急診療委託料であります。これは現在帯広第一病院と契約しているところでありますが、この委託につきましては昨年度もご説明申し上げましたが、当病院に対しましての契約につきましては平成13年度から毎年度契約金額を10%ずつ5年間減額し、その後契約を廃止するというところで確認させていただいているところでありますので、今年も昨年より10%減額となっております。

116ページであります。19節は十勝圏複合組合の高等看護学院負担金ほか、細節11は公衆浴場確保対策事業補助金、細節13は日曜診療に対する交付金であります。

2目予防費、本年度予算額907万6千円です。本目は、結核、麻疹、エキノコックスなどの予防に要する費用であります。

117ページをお開きください。3目保健特別対策費、本年度予算額3,131万2,000円です。本目は、胃や婦人科検診及び基本検診、また各種成人病予防対策並びに健康に関する啓発事業に要する経費であります。

119ページをお開きください。13節、細節17ですが、スマイルドック委託料と、名称が新たな名称でありますけれども、移動型の人間ドックでございます。

4目診療所費、本年度予算額592万2,000円です。本目は、駒島、糠内、新和、古舞、日新の各診療所で行う診療に要する費用であります。

120ページです。5目環境衛生費、本年度予算額6,449万7,000円です。本目は、葬祭場及び墓地の管理、個別排水特別会計繰出金に要する費用であります。

122ページをお開きください。15節は葬斎場火葬炉の補修を行うものであります。

123ページをお開きください。28節は個別排水の公共下水道区域外合併浄化槽の特別会計の繰出金であります。

6目水道費、本年度予算額9,694万9,000円です。本目は、十勝中部広域水道企業団への補助金

及び出資金であります。細節28繰出金は、簡易水道特別会計の繰出金であります。

2項清掃費、1目清掃総務費、本年度予算額3億4,547万7,000円であります。本目は、ごみの収集及び処理に要する費用であります。124ページの11節であります。ごみのカレンダー、ごみの分別パンフをそれぞれ印刷するものであります。

12節、細節15は公共施設等のごみ処理手数料であります。

125ページをお開きください。15節

豊岡ごみ処理場適正閉鎖工事ではありますが、平成14年着工、平成17年完成の工事であります。本年度の工事内容は覆土工事、法面芝張工事、排水工事、土留工事の実施に要する費用であります。

19節、細節3は十勝環境複合事務組合の負担金、細節5は資源回収推進実践地区協力交付金であります。細節6は家庭用の生ごみ処理機補助であります。生ごみ処理機につきましては、平成13年より実施しておりますが、昨年度は16件の実績でありました。本年度も予算は20台を予定して予算を組ませていただいているところであります。

以上で、衛生費の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○委員長(永井繁樹) 説明が終わったところでありますけれども、この際14時10分まで休憩を致します。

(休憩13:54)

(再開14:10)

○委員長(永井繁樹) 4款、衛生費の質疑をお受けいたします。

杉山委員。

○委員(杉山晴夫) 117ページの3目、保健特別対策費、13節委託料のところでは1点お聞きをしたいと思っております。町民の健康管理と成人病予防のために本年度におきましてもそれぞれ検診委託料を計上されたようでございますが、近年脳の障害の発生が何か多いというふう聞いております。他の町村では脳ドックに対する助成をしているというようなことをお聞きしますが、本町においてはどのくらい脳の障害で病院にかかっている方がおられるのか、レセプト点検で療養給付費のところでお聞きすればいいのかもしれませんが、もしかお分かりになればお知らせいただきたいと思っておりますし、その脳ドックに対する助成のお考えはあるかないかの2点についてお伺いしたいと思っております。

○委員長(永井繁樹) 保健福祉センター所長。

○保健福祉センター所長(佐藤昌親) 脳ドックのことについてでございますけれども、脳ドックにつきましては十勝管内13の市町村が実施しているということであります。本町におきましては今年度脳ドックのことについては予算化をしておりませんが、今後検討すべき事項ととらえてございます。なお、脳卒中等の町民の発生件数といましようか、それについて今手元に資料がございませんけれども、ただ一般的に言われておりますのはクモ膜下出血の発生件数が人口10万人に対して年間10人から20人くらい程度というふうに報告あるところでございます。以上でございます。

○委員長(永井繁樹) 他に質疑をお受けいたします。

野原委員。

○委員(野原恵子) 123ページ、1目清掃総務費のところなのですが、需用費にかかわるところだと思うのですが、ごみ分別の一覧表が配布されているのですが、細かくこれから分別収集されるというのですが、あの一覧表では非常に見づらくて、その分別収集が徹底できないのではないかと思うのです。実際私が見て分別しようと思いましたが、裏表に印刷してありまして、貼っておいて利用するというふうにはなっておりません。そして説明の内容も非常に分かりづらいという状況がありますので、分別収集を徹底してやろうとするのであれば、もっとわかりやすいように印刷をして町民に知らせる必要があるのではないかと思っておりますのでその点お聞きしたいと思います。

○委員長(永井繁樹) 町民課長。

○町民課長(熊谷直則) 4月からごみの分別が一部変わるということで、3月に一部、各校区に配布したところでございます。また今説明会を実施してありまして、その時にまた別な大きい分別の資料をだしております、これにつきましては、6月から7月ころに再度分別の仕方を細かくわかるように配布する

予定でございます。ですから時期はずれますけれども、それを見ていただければ分かるかなと思っております。また今回につきましては、あくまでもプラスチック類が増えたというようなことで、全部変わったということではなく、プラスチックが増えたということで軽く考えて実施していただければと思っております。

○委員長（永井繁樹） ほかに質疑をお受けいたします。

阿部委員。

○委員（阿部 確） 125ページの1目、清掃総務費でございますが、15節の工事請負費、この工事費は平成14年から17年までの4年間ということは先ほどの説明でもわかりました。これは昨年から実施に入っているわけでございますけれども、本年から工事を着手することになっておりますけれども、この場所は以前から環境問題について論議されているところでございます。先ほどの説明ではこの積算書に書いているこの内容、積算書では土留め、トラフ、法面保護、臭気抜き他というふうになっております。先ほどの説明ではこういう話はなかったわけでございます。こういう積算書の内容であれば、私はこういう大きな声でございますので、非常に問題になっているところなので、図面を提出していただきたいなと思っておりますけれども、本年はこういう内容じゃないのですか、それとまた既にこういう積算書に載っているようなこういう図面が出来ているのであれば、このような図面を出していただければありがたいなと思っておりますけれどもお聞きいたします。

○委員長（永井繁樹） ただ今阿部委員のほうから豊岡ごみ処理適正閉鎖工事にかかわる資料請求がありました。本委員会として資料要求をすることにご異議ございませんか。

（なしの声）

ご異議ないものと認め、決めます。

この資料要求に対して、提出についてどのようにお考えありますかお答えをいただきたいと思えます。

西尾助役。

○助役（西尾 治） 今、阿部委員から言われますのは、工事がどのように行われどのような形で完成するのかということ、例えば完成予想図だとかそういうものでわかればいいということでしょうか。詳しく積算の中身とかそういうことで決まっていますね。どういう形で将来的に完成していくのか予測されるようなものがあればということで。分かりました、準備できると思えます。

○委員長（永井繁樹） 今ですか、予算会期中ということでしょうか。

○助役（西尾 治） 会期中です。今すぐ必要部数用意できませんので。

○委員長（永井繁樹） では今説明がございました会期中ということではよろしいですか。

お伺いいたします。よろしいでしょうか。

それでは質疑を続けていただきたいと思えます。阿部委員。

○委員（阿部 確） 図面が後で出るということでご理解いたします。それでこの場所におきましては、非常に今でも問題になっているということは、水質でございますけれども、3ヶ所において年2回行っているということで、現在問題ないというふう聞いておりますけれども、さらにまた自然発火のそのような問題も現在ないのでしょうか、お聞きします。

○委員長（永井繁樹） 町民課長。

○町民課長（熊谷直則） ここにかかります水質等の検査につきましては、年2回実施する予定であります。今、火災等はどうかということでございますけれども、これらについては心配ないと押さえております。

○委員長（永井繁樹） 阿部委員。

○委員（阿部 確） わかりました。工事現場が非常に広い場所だと私は見ております。高さも高いのだろうと見ておりますけれども、さらに耐久年次、これは心配になるのですが、何年くらいを見込んでいるのかお聞きしたいと思っております。

○委員長（永井繁樹） 町民課長。

○町民課長（熊谷直則） ここについては先ほど申しましたように、排水だとかトラフだとか土盛りをい

たしますけれども、それについては耐用年数といいますか、何年といいますか、こちらのほうではある程度半永久といいますか、それくらいは使えるのではないかと押さえております。

○委員長（永井繁樹） 阿部委員。

○委員（阿部 確） そうするとあれですか、これは委託する業者におまかせというような感じで、半永久的というそういう答弁なのでしょうか。

○委員長（永井繁樹） 町民課長。

○町民課長（熊谷直則） これにつきましては、ごみ処理場の適正な閉鎖工事ということでございまして、今までごみ処理といいますか、ごみ捨て場として使ったところをですね、土を盛ってその後いろんな物質だとかでないようなものをするという工事でございますので、そのままずっとなっていれば問題はないということでございます。

○委員長（永井繁樹） 伊藤一男委員。

○委員（伊藤一男） ページ数117ページ、13委託料、細節11、これはインフルエンザの予防注射、それから119ページ、これも同じく13の委託料の細節17、移動型人間ドックというようなことをそちらのほうで説明がありましたけれども、どんな利用のしかたをするものか。それからインフルエンザのその13年、14年どのくらい注射をされた方がいるのかお知らせ下さい。

○委員長（永井繁樹） 保健福祉センター所長。

○保健福祉センター所長（佐藤昌親） まず最初にインフルエンザの予防接種についてでございますが、平成13年におきましては、1,188人の方が接種されました。平成14年度におきましても、すでに接種終わっておりまして、1,360人、対前年比14%の増となっております。続きましてスマイルドックのことにつきましてですが、従来巡回ドックと称しましてやっておりましたドックの形態でございますが、巡回ドックの名称をそのまま残しつつも、さらに新たにスマイルドックという検診、ドックをやるわけでございますが、ドックの内容につきましては基本健康診査からあるいは胃がん、大腸がん、あるいは肺がん結核等々、従来通りの中身で予定してございます。以上でございます。

○委員長（永井繁樹） 伊藤委員。

○委員（伊藤一男） 実はインフルエンザの料金なのですが、1,000円でやっていただけるので大変ありがたいと私も打ちましたけど、何か期限がちょっとずれると2,000円になったとかという話を聞くのですけど、これはどのような考えでおられるか。

それからドックの移動範囲というか、一つのバスみたいなドックが出来るのであって、かなり移動してドックをしてあげるというシステムですか。

○委員長（永井繁樹） 保健福祉センター所長。

○保健福祉センター所長（佐藤昌親） まず最初にインフルエンザの接種料金と日程の関係でございますが、町のお知らせでも周知でございますが、高齢者の方々に11月1日から12月の末までという期間の中でお願いしているところでございます。ですからその期間を過ぎますと通常料金に戻るといいますか、そういうことになってしまいます。なおこの期間につきましては、予防接種を受けてからその効果が発生する時期、それがインフルエンザの発生時期と合致するところをやっておりますので、12月末までに終わらせるのが適切かというふうに判断しているところでございます。なお、もうひとつのスマイルドックにつきましても、巡回ドックと同様でございますが、保健福祉センター、あるいは札内福祉センターということで、会場を回りながら受診をしている体制をとっております。以上です。

○委員長（永井繁樹） 伊藤委員。

○委員（伊藤一男） 12月の末くらいまで1,000円でそれ以降は2,000円だということなのですが、インフルエンザの絶頂期ということでこれくらいまで打たなきゃいけないのだという話ですけども、やはり時期を過ぎても1,000円なら1,000円でやってもらわないと、地方では500円くらいで打ってくれる町もあるのですよね。

それからそのドックの料金というのはどのくらいにいただけるのですか。

○委員長（永井繁樹） 保健福祉センター所長。

○保健福祉センター所長（佐藤昌親） 予防接種の時期のことでございますけれども、この実施時期につきましては、厚生省の規定といたしまして、先ほども言いましたように、一番効果的なところはこの時期だよということもあるものですから、町の政策と致しましても、やはりその時期に集中するということでしょうか、その期間内に終わらせていただくということがやはり大事かと思っております。そういうことをご理解いただければと思います。それとスマイルドックの料金につきましては、1人負担3,700円を予定してございます。

○委員長（永井繁樹） 豊島委員。

○委員（豊島善江） 今のスマイルドックと巡回ドックとの関係について、もう少しお聞きしたいのですが。巡回ドックと移動型人間ドックということで巡回ドックを残しつつ、こういうスマイルドックを設けたということが説明ありましたが、あえてこのスマイルドックを設けたという理由、そのところもう少し詳しく説明していただきたいと思います。

○委員長（永井繁樹） 保健福祉センター所長。

○保健福祉センター所長（佐藤昌親） 従来の巡回ドックにおきましては、一般の町民のほかにJAの組合員の方が一緒に巡回ドックの中に受診されておりました。新年度からはJAの組合員さんにつきましてから従来通りの巡回ドックの方式、それ以外の町民の方につきましては基本的にはスマイルドックのほうに移るということであります。これらにつきましては、従来巡回ドックにおきましては検診する会社といたしまして、委託先が複数に及んでいたものですから、それに伴う事務的な手数、あるいは一つの検診に複数の業者がいるということで、待ち時間が多いということもございまして、それらを円滑にするためにも総合的に勘案して、スマイルドックという新しい方法で一ヶ所に委託したほうが、トータルで住民の方のサービスになるだろうというふうに判断したということでございます。

○委員長（永井繁樹） 他に質疑をお受けいたします。

質疑がないようですので、4款、衛生費につきましては以上を持って終了させていただきます。

【5款・労働費】

○委員長（永井繁樹） 次に、5款、労働費に入らせていただきます。

5款、労働費の説明を求めます。経済部長。

○経済部長（中村忠行） 5款、労働費について説明をさせていただきます。126ページになります。

5款労働費、1項労働諸費、1目労働諸費、予算額1,315万5,000円、本目は労働者対策にかかわる経費であります。19節、負担金補助および交付金、細節6につきましては、管内に事業所のある中小企業勤労者の福祉向上のための事業を実施しております十勝勤労者共済センターに対する負担金であります。町内の8業者40名が加盟しております。

127ページになります。21節貸付金、細節1勤労者福祉資金貸付金は勤労者の生活と福祉の向上をはかるため、原資を労働金庫に預託をして貸付を行うものであります。労働金庫は1.5倍の融資枠を設定しております。

2目、雇用対策費、予算額648万3千円、本目は雇用対策に係る経費であります。7節、賃金、細節2につきましては、臨時職員賃金であります。厳しい雇用情勢が続くなか、新卒者の雇用機会がますます減少しております。このため高校等の新卒者を臨時的に任用し、雇用の場の確保と民間企業への就職の促進を図るための緊急雇用対策であります。対象者につきましては、新たに高校等を卒業された方、任用期間につきましては6ヶ月以内、予定者につきましては6名程度、勤務につきましては月曜日から木曜日の4日間、金曜日につきましては求職活動と自己研修にあてていただくということでございます。以上で労働費の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（永井繁樹） 説明が終わりましたので、質疑をお受けします。

（なしの声）

○委員長（松田外吉） 質疑がないようでございますので、5款、労働費につきましては、以上をもって終了させていただきます。

【6款・農林業費】

○委員長（永井繁樹） 次に、6款、農林業費に入らせていただきます。

6款、農林業費の説明を求めます。経済部長。

○経済部長（中村忠行） 6款、農林業費についてご説明をさせていただきます。128ページになります。

6款農林業費、1項農業費、1目農業委員会費、予算額1,673万2,000円、本目は農業委員の報酬と経常経費であります。

129ページになります。2目農業振興費、予算額1億2,040万3,000円、本目は農業振興にかかわる各種補助金、負担金それにとりません事務的経費であります。

130ページになります。19節負担金補助および交付金、細節11ですけれども、農業施設の調査、研究、立案及び農業技術の改善を行い、本町農業の振興を目的と致しまして、町内農業関係各団体が組織をしておりますゆとりみらい21推進協議会に対する補助金でございます。

131ページになります。細節12から16、19から20につきましては各種借入資金の利子を補給するものであります。細節18につきましては、ふるさと手作り支援事業であります。良質たい肥の確保、及び生産に対する補助であります。細節21につきましては、農業用廃棄物の適正処理とリサイクルを促進するため、処理、運搬経費の一部を助成するものであります。細節22につきましては農業振興公社にかかる運営費の補助であります。

3目農業試験圃場費、予算額395万5千円、本目につきましては試験圃場の運営経費であります。主な試験内容につきましては、馬鈴薯のそうか病の抑制試験、あるいはデントコーンの分肥試験などを予定しております。

133ページになります。4目農業施設管理費、予算額814万9,000円、本目につきましては農業担い手支援センター及び味覚工房にかかわる管理、運営費でございます。7節賃金につきましては、味覚工房で管理指導に当たります嘱託職員2名分の賃金であります。

次、135ページになります。5目畜産業費、予算額3,097万9,000円。本目につきましては畜産振興にかかわる経費であります。18節、備品購入費、細節1につきましては、公社貸付牛でございますけれども、平成10年に公社から貸付を受けておりました肉メス牛18頭分の購入代金の支払いでございます。

136ページになります。19節、負担金および補助金であります。細節16につきましては、家畜ふん尿処理施設の整備を促進するための補助事業であります。補助対策につきましては、国庫補助以外で整備をする施設でございます。補助単価につきましては堆肥舎、平米あたり2万5,500円以内、事業費の上限につきましては600万円、補助率につきましては町が3分の1となっております。細節17、死亡牛専用処理、レンダリング施設の設置負担金であります。平成13年BSEの国内発生以来、屠畜されますすべての牛の検査と特定部位の除去体制が確立をされたところでございますけれども、さらに平成15年度からは24ヶ月以上の死亡牛の検査が義務化されることになりました。このことによりまして、化成工場におきましては、屠畜原料処理ラインと完全に分離を致しまして、死亡牛専用の処理ラインを新設し、適正処理体制を確立する必要があるということでございます。このために十勝農協連が運営いたします十勝化成工場におきまして、現有施設に隣接いたしましてこの新ラインを建設されますけれども、管内19市町村で建設費の一部を負担するものであります。負担につきましては、平均割り30%、頭数割り70%となりまして、幕別町は515万5,000円の負担額を平成15年から5年間の年次払いというふうになることとなります。

6目、畜産基盤再編総合整備事業費、予算額9,331万7,000円、本目につきましては生産性の高い酪農経営の育成を図るため草地の造成、改良事業、堆肥舎等の整備を行うものであります。事業主体につきましては北海道農業開発公社となります。

137ページになります。7目育成牧場費、予算額1,568万6,000円。本目につきましては、牧場運営委員の報酬と牧場の運営管理にかかるものであります。

7賃金、細節6につきましては、採草事業、肥育事業の減少によりまして1名減の3名分の牧夫賃金であります。

139ページ、8目農地費、予算額2億2,915万2,000円、本目につきましては国営・公団営・団体営事業

の償還金並びに土地改良施設の管理に要する経費であります。

140ページになります。14節、使用料及び賃借料、細節5、重機借り上げ料でございますけれども明渠排水路に堆積いたしました土砂の除去に要するバックホー等の借り上げ料でございます。19節、負担金補助及び交付金、細節3、国営事業は新川地区ほか3地区、次141ページになりますが、細節4、公団営事業につきましては幕別地区東西線。細節5につきましては、道営事業は糠内地区ほか8地区、細節6、団体事業につきましては相川ほか5地区に係る事業の償還金であります。

9目土地改良事業費、予算額2億8,177万2,000円、本目は土地改良事業の負担金及び事務的経費であります。

142ページになります。19節、負担金補助および交付金、細節6から9につきましては、道営畑総事業4地区にかかわります負担金であります。

143ページになります。細節10、11は、道営農免農道、2地区にかかる負担金であります。ふるさと味覚工房管理費につきましては、農業施設管理費の統合により廃目であります。

農業担い手総合情報センター建設事業費につきましては、事業の完了に伴う廃目であります。

2項林業費、1目林業総務費、1,085万円。本目は、林業の振興にかかわる経費であります。8節報償費、細節3については農業被害対策としてシカ、キツネ等の駆除にかかわる謝礼であります。

144ページになります。19節、負担金及び交付金、細節11、12、13につきましては、民有林振興にかかわる補助金であります。

以上、農林業費の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（永井繁樹） 説明が終わりましたので、質疑をお受けします。

成田委員。

○委員（成田年雄） 137ページ、育成牧場について、今後どういうふうにされるのかお知らせ下さい。受精卵牛は全部つぶしたはずなのですが、育成牛の部分でいつごろやめるのか、今年中にやめるという答弁でしたが。それと育成牧場の牧草の今後の利用、どのような方向性でもっていくのかお願いします。

○委員長（永井繁樹） 農林課長。

○農林課長（高橋政雄） 牧場牛の肥育牛についてのご質問かと思えますけれども、現在のところ肥育牛6頭残っておりまして、肥育牛につきましては、適期30ヶ月肥育をかけて販売しているところでございますけれども、最終的にその6頭がこの15年度で、来年の2月で全部終了しますので、その段階までに出荷をしていきたいという考えでおります。

もう一点、採草事業についてでございますけれども、これは14年度の中で説明させていただきましたけれども、採草地28ヘクタールございまして、そのうち馬の牧区の面積が少ないという要望がありましたので、14年度の中で6ヘクタールを馬の牧区に拡張致しました。それで残りの牧区についても拡張することもあるのですが、先ほど言いましたように馬の頭数につきましては、平成13年、14年度20頭ほど減ってきているということが一点、もう一点につきましては放牧区に変えるという段階では事業費1千5、6百万の経費がかかるということで、経済的にそこに投資をするということも今さらするべきではないということもありまして、今年度につきましては採草として売り払いをしていきたいということでございます。それで先ほど部長の説明がありましたように、今までは牧草の売り払いについては乾燥牧草として売り払いをしてきましたけれども、そこに臨時職員なり常雇職員をかけて採草することよりもということで、肥培管理をした上で路地の牧草として今年度は売り払っていきたいという方向性をだしております。以上でございます。

○委員長（永井繁樹） 成田委員。

○委員（成田年雄） もう少し聞きたいのですが、受精卵がなんぼか余っていたはずなのですが、それと牛馬の預け入れはそのままやるということなのですか。それと私からの提案なのですが、育成牛を牧場祭りで6頭つぶしてみなさんに食べさせたら面白いのじゃないかなと思います。

○委員長（永井繁樹） 農林課長。

○農林課長（高橋政雄） 受精卵につきましては、平成7年度から採卵を行いまして、平成14年度段階で414個を採卵を行いまして、現在使用済みになっていない残りが49個ございます。それでその残個数につきましては、受精卵事業をやめるということで今年度からは和牛生産改良組合のほうに業務自体、提供事業を贈与してやっていただくという形で進めていこうというふうに考えております。

それと預託牛、いわゆる今言いましたような受精卵事業、あるいは肥育事業、採草事業については先ほど説明いたしましたけれども、その事業については、15年度で終了するというので、預託牛一本の形で進めてまいりたいというふうに考えております。それとお話いただきました肥育牛、畜産祭りにかというのでございますけれども、今年度BSE対策として愛食という意味では和牛を使って提供したということがございますけれども、今のところその予定はなく、売り払いをしていきたいと考えています。

○委員長（永井繁樹） 他に質疑をお受けいたします。

坂下委員。

○農林課長（高橋政雄） 2点についてお伺いいたします。最初に牧場の質問がありましたけれども、関連して平成16年で今の臨時雇用の方が定年になる方がおられると思います。この後そういう形を継続していく予定なのか、あるいはこういう分野でも人材派遣的な組織があると聞いております。その中で効率的な運営を図りながら、しかも家畜ですから全く素人では対応できないと思いますけれども、そういう選択肢を広げていくという、固定しないという中でどういう考えを持っていられるのか。再来年度のことですが、もしそういう方針があれば聞かせていただきたいと思います。

それから141ページ、土地改良事業のついてちょっとお伺いしますけれども、現在道営のパワーアップ事業がまもなく終了すると思っておりますけれども、その後のポストパワーアップといいますかそういう事業で、まだ町内には土地改良を必要とする地帯が残っています。その新規事業、今お見受けするところないようなのですが、新規の着工といいますか着手する地点の今年か来年度にかけての予定があるのかないのか、その点についてお伺いしたいと思います。以上です。

○委員長（永井繁樹） 経済部長。

○経済部長（中村忠行） まず1点目の今後の町営牧場のあり方についてということでございますけれども、育成牧場の業務の委託に関してご提言を以前からいただいているところでございますけれども、ご承知のように町営牧場、昭和42年に開設いたしまして36年経過をしてきていると。この間当初は乳だけの預託でありましたけれども、馬、肉牛の預託も引き続き行っておりますし、また地畜産振興に大きな役割を果たしているというような状況にあります。しかし、近年畜産状況の飼養頭数の減少、あるいは育成牛の数などを抑えながら、預託頭数がかなり減少してきているというような状況にありますことから、町と致しましても言われますように効率的な適正な管理をこれから図っていかねばならないということで、町営牧場の運営委員会とも相談をしながら協議を進めているところでございますけれども、先ほど課長のほうからお話がありましたように、スリム化を図るというようなことから、受精卵事業のETへの移行、あるいは肥牛の終了、採草事業の縮小など、効率的な運営に努めているところでございます。しかしながら、さらにこの運営経費の節減等を図るための努力を今後もしなければならぬというようなことから、経済団体との運営委託についての協議を過去からさせていただいているところでございますけれども、この経過につきましては、昨今の厳しい社会、あるいは経済状況を反映いたしまして、先が見通せない、あるいは経済団体としての新しい事業としてのその位置付けもなかなか賛同を得られないというような理由がありまして、非常に慎重な考え方に変わってきているということが原因であります。ですから非常に難しい状況にあるというようなことでございまして、いずれにいたしましてもこのことにつきましては、早い時期に一定程度の結論を出したいというふうに思っているところであります。今お話をされましたように、平成16年で1名が定年退職されるということも含めまして、今後のあり方としてその考え方でいきたいと思っておりますけれども、選択肢と致しましては、今後運営委託が一つでございますけれども、それ以外に当然牧場そのものがスリム化していくと、効率的な運営に努めていくということは預託事業を中心にしながら進めていくというのが2つ目の選択肢であると思っておりますけれども、もうひとつは公共牧場の広域化ということもお話されている部分もありますので、これらについて

も選択肢の一つに加えながらそれぞれ牧場運営委員会、あるいは委託者、あるいは関係機関と相談しながら、今後の牧場の運営のあり方につきまして検討させていただきたいというふうに思っております。

○委員長（永井繁樹） 土地改良課長。

○土地改良課長（土井昌一） 新パワーアップの件でございますけれども、平成15年1地区予定を致しております。パワーアップは平成17年までですけど、なんとかこの1地区については16年17年で面整備を行いたいというふうに考えております。以上です。

○委員長（永井繁樹） 他に質疑をお受けいたします。

質疑がないようですので、6款農林業費につきましては以上を持って終了させていただきます。

【7款・商工費】

○委員長（永井繁樹） 次に、7款、商工費に入らせていただきます。

7款、商工費の説明を求めます。経済部長。

○経済部長（中村忠行） 7款商工費についてご説明をさせていただきます。

145ページになります。7款商工費、1項商工費、1目商工総務費、予算額25万5,000円、本目につきましては商工行政にかかわる経常経費であります。

146ページになります。2目商工振興費、予算額3,141万3,000円、本目は商工振興と中小企業融資に要する経費であります。19節負担金および交付金、細節3は、商工業の振興対策とパークプラザの維持管理等に係る商工会への補助であります。細節6につきましては、パークプラザ整備にかかる商工会の借入金、返済に対します補助であります。21節貸付金、細節1につきましては、町の中小企業融資のための原資を町内金融機関へ預託するものであります。金融機関は預託金の3倍、7億500万円を融資枠とするものであります。

3目、消費者行政推進費、予算額147万2,000円、本目につきましては消費行政にかかわる経費であります。7節、賃金、細節4は消費者の苦情や契約トラブルなどの相談体制の充実を図るため、専任の消費生活相談員にかかわるものでございます。

147ページになります。4目観光費、予算額674万円、本目は観光行政にかかわる経費であります。19節、負担金補助および交付金、細節6、観光協会の補助につきましては各種イベント、協会の運営費に対する補助であります。

148ページになります。5目特産品開発費、予算額154万2,000円、本目は特産品開発と物産協会に係る経費であります。6節、企業誘致対策費、予算2億2,925万円、本目は企業誘致にかかる経費であります。19節、負担金補助及び交付金、細節3、企業開発促進補助金は企業に土地を除きます固定資産税相当額を補助するものであります。以上で、商工費の説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○委員長（永井繁樹） 説明が終わりましたので、質疑をお受けします。

中橋委員。

○委員（中橋友子） 146ページの2目、商工振興の貸付金、町の貸付金の中で一般質問でもお尋ねした項目にもなるのですが、この貸付、これは町の制度でもありますが、この2月10日に国と道の中で新たに借り換えの保障制度が実施されまして開始されております。既に十勝管内の信用保証協会を通して、数十件の利用が進んでいるというふうに聞いておりますけれども、幕別町の周知の状況とこの利用の実態、今非常に窮地に追い込まれていますので、急いでこの制度を普及していく必要があると思っておりますけれども、新年度どのように取り組まれていくのでしょうか。

それともうひとつは繰り返し求めてきました融資を受けるときに商工会を通しての1万円の例の手数料ですが、正式に廃止になっていきますでしょうか。

それと3目、消費行政推進費、専門の相談員が昨年より配属になりまして、非常に利用が多くて好評と言いますか、助かっているという声をたくさん聞きます。それで昨年の相談内容の実績と、相談の中身は非常に多方面にわたっていると思っておりますので、そこだけで解決できない分野の次の手立てといたしますか、弁護士等も含めての連携ということもやられているのかどうか、一つ伺いたいと思ひます、

それからもう一つ、消費相談に至るまでの手前で今ヤミ金なども問題になっていますけど、幕別町の公共施設なんかにもかなりの宣伝のチラシが貼り出されまして、ブラックもOKというような昨年の秋から一斉に貼られてこの雪で消えたのですけども、また春になってくるとそういう広告などもどんどん増えてくるじゃないかと思うのです。不況の時期だけに被害にあわれる人も多いということで、その相談の手前でこういうものもなかなか難しいと思いますけど、公共施設にそういうことを許していかないということも手立てとしては必要じゃないかと思います。その点について伺います。

○委員長（永井繁樹） 商工観光課長。

○商工観光課長（本保 武） まず1点目の借り換えの保障制度の関係でありますけれども、これにつきましては、今年の3月31日まで道のほうですけど、そういう制度ができております。

周知の関係ですが、これにつきましては金融機関、商工会を通してそれぞれやっていただいておりますけれども、借り換えにつきましてはいろいろと要件がありまして、例えば前年より売り上げが何パーセント以下とかそういった要件がございますので、私のほうでは今のところ借り換え制度を利用したというお話は聞いておりません。でも中にはいらっしゃる方のいるのだらうなというふうには思っております。手数料の関係ですけれども、手数料の関係につきましては15年度から商工会と話をさせていただきました。3年間平準化したもの相当額を町のほうで補填するというので、当然商工会のほうでは改定なされてそして今年の4月1日からは徴収しないということになっていくのだらうというふうには思っております。

それから消費者行政の関係ですけれども、今年の2月迄ですけども105件、それから救済金額につきましては1,560万円ほどございます。先ほど部長のほうでお話がありましたけれど、消費者相談員の方がいろいろと一生懸命やっております、例えば今法律では特定商取引法、あるいは消費者契約法、民法によりまして、そういったことで取り消しができる。特定商取引法では取り消しじゃなくてクーリングオフもできるというような中身になっておりまして、中には札幌の悪質商法のからみで弁護士さんからこちらのほうにいろんな問題を提起されているということもございます。そういった問題につきましては、当然支庁の消費者協会、消費者相談室、そちらのほうとコンタクトを取りながら進めさせていただいております。

あと、ヤミ金融のパンフですか、公共施設の。それにつきましては私は承知しておりませんが、もしそういうようなことがあれば、すぐに取り外しをしたいと思います。以上です。

○委員（中橋友子） 融資の借り替えは金融機関と商工、窓口がそうなっていますから当然そういうふうになっていくと思うのですが、直接の問い合わせとか、そういうのはないのですかね。ですからこういう形になっているのだと思うのですが、積極的に早い時期にのせ換えていくということが大事だと思うので、よりコンタクトを取られまして、指導を強化していただきたいということであります。

それと消費行政相談なのですが、この105件の具体的な項目別の件数、実績ですね。それもお教えいただきたいことと、ヤミ金などの公共施設に対する貼り紙などですけども、ぜひやっていただきたいと思うのですが、他の行政のところにもずいぶん苦勞されているのですよね。というのは、携帯の電話番号くらいしか書いていなくて、ブラックもOKということで携帯のたくさん番号が書いてあって、よく今イチなども問題になっていますけども、私が確認した範囲では札内のいなほ公園ですとか、なかよし公園ですとか、それから各道路のフェンスですとか、みずほ通り一帯、こういう目線の低いところにずうと細かく何枚も貼られていくのですよ。黄色地に黒で目立つのですよね。そういう形で貼られて帯広なんかにも同じようなケースがあって、住民から訴えられてもなかなかその連絡先に連絡がつかないというようなこともあって、結局市側で撤去したというようなことも聞いています。ですからぜひこれからそういうことになっていくと思いますので、注意されて徹底した指導を行っていただきたいと思っております。

○委員長（永井繁樹） 商工観光課長。

○商工観光課長（本保武） 105件の内訳でありますけれども、23件がサラ金多重債務です。それから資格商法関連、これが21件、それから不当請求、使ったものに対して大きく不当な請求がいただいたのが

10件、あとにつきましてはいろいろと分かれています。

それからヤミ金融の公共施設の関係でということでございますけれども、それはうちの相談員さんも相談にのっておられまして結構あるのです。ヤミ金融に関しては金融の利息そのものが出資法であれば29.2%、利息制限法であれば、これは金額によっても違いますけれども100万以上であれば15%ということになっています。ですからその旨を相談に来られた方にお話してまして、もし利息制限法というのは特に法的に強いものではないのですけれども、ほとんどのサラ金の方がこれは罰則がありますから29.2になっておりますけれども、これは裁判になった暁には利息制限法を超えることが出来ないということになっておりますから、もしそういうことになった場合はうちのほうにそういう手立てを申し上げておりますし、そういう手続き手順を踏んで下さいというお話を申し上げております。以上です。

○委員長（永井繁樹） 建設部長。

○建設部長（三井巖） 公共施設に不当ビラだとかポスターだとかという類のものがあるとすれば、早速見回りをしながら撤去に努めたいと思いますし、今後もそういうことが起きてくるだろうとするならばそれらについても目を光らせながら対応していきたいと考えております。以上です。

○委員長（永井繁樹） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 2回目の質問の時に申し上げたのですが、わかりました、その相談の中身は。それで今お答えいただいたとおりサラ金などについても、とにかく法を逸脱したことについては、もちろん専門の方でありますのでその解決の手立てを一緒に取っていただいて、やってらっしゃるということも承知しています。ただそれがその範囲ではなくて、弁護士を立ててやらなければならないような事態も生じていると聞いております。そういう場合にこう連携される、どんな形で連携されてその相談員の方から紹介なりそういうことをやられて行っているのか。それともその点ではまた自主的に相談された方がそこから離れて次にいかなければならないのか、どんな手立てを取っていらっしゃるのでしょうか。

○委員長（永井繁樹） 商工観光課長。

○商工観光課長（本保武） 法律的には先ほどもお話ししたかと思いますが、消費者契約法であれば取り消しができる。これ取消権の行使をすれば無効になりますよ、最初に遡って無効になりますよというお話なのですが、これでその例えば消費者契約法では罰則がないのです。それであくまでの話し合いでやっていただくのと、話し合いがつかない場合は裁判になるという話なのです。これで現実問題として帯広市の弁護士さんに今まで随分帯広消費者協会ですから市長から頼んでやっていたのですが、非常に最近多くて取り合っていただけないという部分もあります。そうは言ってもこういう法律があるわけですから、支庁の道民生活のほうに連絡しましてそういった弁護士さんを紹介してください、弁護士さんを紹介するにしても30分程度で5千円程度相談だけでもかかりますから、3万円、5万円の手数料ではなかなか難しい部分があります。そういった部分をぜひ私たちの国のほうに相談業務は行ったとしても、それは取り消しするということはなかなか弁護士さんを通してやらないと難しい部分がありますので、国のほうでもそういう体制を整えてもらえるように道のほうに呼びかけをしているのですが、現実にはなっていないということで、今後とも粘り強くそういう取り組みを進めていかなければならないだろうというふうに思っております。以上です。

○委員長（永井繁樹） 他に。関連。額額委員。

○委員（額額太郎） 融資の借り換え制度の中で利息についてちょっと伺いたいと思います。実はいろんな年度別で融資されているわけで、何本かの融資、年度別に融資されている中で、ひとつにそれを何本かのやつを今回書き換えで一本にするというような制度なわけです。そういった制度の中で利息が何本か借りている中の一番高い利息を今回当てると言ったようなことで、大変彼らにとっては厳しい利息だと思うのです。やはり2%の借りることもあるだろうし、3%の、また4%になる。この4%の利息を今回書き換え時に課せられる。これは本当に利息のきつい乱暴なやり方と思っています。このへんどう周知していますか。

○委員長（永井繁樹） 商工観光課長。

○商工観光課長（本保武） 借り換え制度につきましては、町のほうでは制度としてはございません。道のほうでは先ほど申し上げましたように3月31日まで期限付きではありますけれどもあります。これについては固定金利と変動金利とありますけれども、今のところは一番安い部分で1.3%ということになっております。以上です。

○委員長（永井繁樹） 額委員。

○委員（額太郎） おっしゃっていることはわかるのですが、今の道の借り入れと町の借り入れ、これ固定金利だからわかりますけど、これを合わせた合算でこれを一つにしてくれと、一つに下さいと。そして新たな融資を貸しますよということで、先ほど言ったように一番高い金利を書き換え時に課せられるということですよ。

○委員長（永井繁樹） 商工観光課長。

○商工観光課長（本保武） 借り換え制度が出来たということはそういった方たちを救済するというのが目的ですから、ひとつに低金利、あるいは借り換えすることによって期間が延長される。新たにニューマネーというのですか、現在残っている金額が仮に500万とすればあわせて1,000万までいいですよという制度なわけですから、現在の制度よりは金利面でも期間面でもそれは道の制度としては優位な内容になっております。以上です。

○委員長（永井繁樹） 他に質疑をお受けいたします。

他に質疑がないようでございますので7款、商工費につきましては以上を持って終了させていただきます。

この際15時30分まで休憩をいたします。

（休憩15:10）

（再開15:30）

○委員長（永井繁樹） 休憩前に引き続き会議を開きます。

【8款・土木費】

○委員長（永井繁樹） 8款土木費に入らせていただきます。8款土木費の説明を求めます。建設部長。

○建設部長（三井巖） 8款土木費についてご説明いたします。149ページをお開きください。8款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費、本年度予算額329万8千円であります。本目は車両センターの管理費と事務経費でございます。

次に150ページにまいりまして2目、土木車両管理費、本年度予算額124万4,000円であります。本目は車両センター保管車両3台分の管理経費が主なものであります。

次に151ページにまいりまして3目、道路管理費、本年度予算額1億2,527万2,000円であります。本目は町道の維持管理、並びに除排雪に要する経費であります。13節委託料の細節1は、除雪を含めた年間分の町道管理委託経費であります。道路の管理延長は698.4キロメートルで、除雪延長は516キロメートルであります。細節2及び細節5の清掃と除雪費の委託については就農センターにかかわるものであります。

152ページにまいりまして、14節使用料及び賃借料、細節5は12月から3月までの月ぎめ契約車、22台分と時間契約車17分の借り上げ料であります。除雪4回分を想定してのものであります。16節の原材料費は町道の維持管理用の資材購入費であります。

4目地籍調査費、本目は新設でございまして、本年度予算額167万7,000円であります。9節の旅費は事業要望等にかかる特別旅費であります。

153ページにまいりまして13節委託料、細節7は土地登記申請書により地番図の修正を毎年行っているものでありまして、これまでは都市計画総務費に計上しておりましたが、15年度からは地籍調査費の一環として計上しようとするものであります。

2項道路橋梁費、1目道路橋梁総務費、本年度予算額902万2,000円であります。本目は樋門、樋管管理人89人分の賃金と土木関係の経常的な管理に要する経費であります。

154ページにまいりまして、13節委託料、細節6の法定外贈与であります。河川法の適用を受けな

い普通河川敷地、あるいは号線用地のうち町道認定されていないもので耕作道など道路機能があるのも、これらの国有地を町に無償譲与されることになりましたことから、譲与を受けるための資料作成に要する経費であります。なおこの事務は14年度から行っておりまして、16年度で完了する予定であります。

2目道路新設改良費、本年度予算額1億7,737万5,000円であります。本目は町道の新設、改良、舗装並びに河川の整備に要する経費であります。

155ページにまいりまして、15節工事請負費であります。本年度は継続事業3本、新規事業3本の工事を予定しております。工種ごとの事業量でございますが、道路改良が1,496メートル、道路舗装が1,096メートル、歩道新設が990メートル、河川改修が40メートルを予定しております。17節の公有財産購入費は北海道が実施する街路事業に伴う町道隅切用地の20筆と町道として整備する2路線の拡幅用地などの費用であります。

156ページにいまして、19節、負担金補助及び交付金の細節3は東10号踏切は警報機のみで危険であることから遮断機を設置するもので、本町の負担分であります。負担割合は国、JR、地元自治体で各3分の1であります。

3目道路維持費、本年度予算額、4,552万9,000円あります。本目は車両センター直轄で行う町道管理以外の町道を補修に要する経費であります。15節、工事請負費の細節1は舗装の補修、細節2から5については乳剤処理工事のほか雨水桝の補修、歩道補修、区画線の引き直し、樹木等の剪定などに要する費用であります。

4目橋梁維持費、本年度予算額480万円あります。本目は町道にかかる橋梁の維持補修費を十勝中央大橋の共同管理負担金であります。

次に157ページにまいりまして、3項都市計画費、1目都市計画総務費、本年度予算額7億8,860万6,000円あります。本目は都市計画とその整備にかかる費用でありまして1節の報酬は都市計画審議会5回分の費用であります。11節の細節30は都市計画マスタープランの冊子及びみどりの基本計画書の印刷製本費であります。13節の委託料、細節6は各種都市計画図1,800枚の作成業務で、細節8は現在道々幕別帯広芽室線整備が進められており、さらに今後札内駅人道橋改築などにより、札内駅南地区の交通体系の整備が必要となりますことから道路用地を確定するための測量をする費用とするものであります。

158ページにまいりまして、28節は公共下水道特別会計繰出金であります。2目都市環境管理費、本年度予算額9,782万3,000円あります。本目は都市計画公園など各種公園、並びにパークゴルフ場の環境整備と補修など維持管理に要する経費であります。

159ページにまいりまして、7節の賃金は公園等の管理業務の臨時土木作業員2名分の費用で、11節需用費の細節21、22、23は公園及びパークゴルフ場にかかるもので、細節40の修繕料は公園遊具などの修繕費であります。

160ページにまいりまして、13節委託料のうち主なものは細節5で明野ヶ丘公園ほか13公園とスマイルパーク、フラワーガーデンや果樹の維持管理の委託費用であります。15節は公園遊具の補修工事、公園トイレの水洗化工事2ヶ所のほか緊急整備工事費であります。16節の細節1は公園やパークゴルフ場にかかる肥料、土砂類、あるいは花の苗などの費用であります。

161ページにまいりまして18節備品購入費は、はらっばコースのティーグラウンド36ヶ所を更新する費用であります。

3目街路事業費、本年度予算額7億6,872万4,000円あります。本目は昨年度より事業着工しております、道々幕別帯広芽室線の札内南通り、南大通り及び9号南通りの街路事業の用地取得と物件移転補償の事務を道から町が委託を受けて本年度も実施するものであり、162ページにまいりまして、22節の補償補填及び賠償金が本目の予算の大部分であります。公園建設費は廃目であります。

次に4項、住宅費、163ページにまいりまして1目住宅総務費、本年度予算額396万8,000円あります。本目は住宅関係の事務などにかかる経費で、臨時職員及び嘱託徴収員の賃金及び社会保険料などが主なものであります。

164ページにまいりまして2目住宅管理費、本年度予算額3,650万6,000円であります。本目は町営住宅715戸、道営住宅290戸、合わせて1,005戸の維持管理及び修繕等に要する経費であります。1節は公営住宅審議会2回分の報酬、7節は住宅管理人42人分の賃金、11節の細節40は畳あるいは床、壁、天井、建具、電気、給排水設備などの修繕費であります。15節工事請負費は屋根の塗装、窓の手すりほか給排水、給油設備などの取替え工事の費用であります。

165ページにまいりまして3目公営住宅建設事業費、本年度予算額1,753万8,000円あります。本目は新設でありまして公営住宅建設を受けての業務にかかわる費用であります。13節の委託料であります。道営十勝圏シルバーハウジング事業の本町での展開について、これまで道と協議をしたところがありますが、その可能性が高くなっており、受け入れるにあたっては幕別町の住宅施策の基本的方向と展開方策、あるいは高齢者が生き生きと住み続けることができるよう配慮した住宅施策の方針、いわゆる高齢者住宅整備計画、これを策定する必要があるということから実施するものであります。15節は旭町公営住宅4棟13戸の解体工事であります。以上で8款土木費の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○委員長（永井繁樹） 説明が終わりましたので質疑をお受けいたします。

伊東昭雄委員。

○委員（伊東昭雄） 152ページの4目地籍調査の件ですけれども、いよいよ念願していた調査が始まりましたが、現地に入って調査するのはいつごろか、いつから始まるのか、またこれが全部終了するのは何年くらいかかるのか、ひとつお伺いいたします。

○委員長（永井繁樹） 総務課長。

○総務課長（増子一馬） 地籍調査事業の関係でございますけれども、現地に入りまして調査をするということになりますと、平成16年度、来年度から事業を着手を予定しておりまして、実際現地に入るのは18年度という計画になってございます。それと現段階で地籍事業の計画でありますけれども、事業期間と致しましては62年間を予定しております。

○委員長（永井繁樹） 他に質疑をお受けいたします。関連。阿部委員。

○委員（阿部確） 今に関連してお聞きしますが、これ委託することなんでしょうか。測量会社何社を委託するのかお聞きいたします。それと今質問しようと思ったのですが、何年かかるのかという見込みですが、62年と非常に我々当然にないと思えますけれども、さらに費用の面でまだ設置段階ですからはっきりはいえないのだらうと思うのですが、費用は大体どのくらい、大変な額になると思って私も町の財政を非常に心配しているところなのでお聞きいたします。

○委員長（永井繁樹） 総務課長。

○総務課長（増子一馬） 実際は平成16年度から事業着手を考えてございますけれども、測量業務等につきましては、今阿部委員言われるように業者に委託することで考えております。ただ、今の段階で何社というお話はできない状況であります。基本的には地籍調査事業につきましては地籍調査の協会がございまして、何社になるかということも合わせまして、そういった方向性で検討しておりますけれども、これについては16年度以降ということになります。

それからもう一点、事業費についてでございますけれども、今の62年間の計画事業費であります。補助対象事業費として39億800万、それから単独事業として2億7,500万、さらにその他に人件費が補助対象外でありますので、人件費分として13億6,500万、合わせまして55億4,800万程度を考えてございます。

○委員長（永井繁樹） 伊藤一男委員。

○委員（伊藤一男） 161ページの節は15、細節1、2と、それから161ページの18、備品購入費のパークゴルフのティーグラウンドのことでちょっとお伺いいたします。これは160ページの公園の補修工事、それから水洗トイレ化工事、これは場所はどこなのですか。それから公園の遊具の補修工事という内容、それからパークゴルフのティーグラウンドなのですが、現在のパークゴルフのティーグラウンド、最初に身障者に使えるということでティーグラウンド、天板がつるつるっと滑るような天板になっている

わけなのです。今度36基入れてくれるということなのですが、どのようなかたちのティーグラウンドが入るのか、ちょっとお知らせしてください。

○委員長（永井繁樹） 車両センター所長。

○車両センター所長（橋本孝男） まず一点目の公園遊具の補修についてでありますけれども、公園遊具どこの公園の何をということではなくて、毎年雪解けを待ちまして一斉に点検を致しましてその中で主に木製遊具、例えば遊具のほかにベンチですとかそういうものが必ず壊れているというような状況がございまして、こういうものを主に修理をする予定であります。

次に公園トイレの水洗化でありますけれども、現在平成15年度予定している箇所といたしましては西町北公園。もうひとつ、桜町南公園のトイレの水洗化を予定しているところであります。

続きましてパークゴルフのティーグラウンドでありますけれども、現在平成7年に初めて導入した形でありますけれども、非常に丈夫なゴムマットのせいで滑る、非常に危険だ、滑って転んで怪我をしたという話もあります。そういう面から今回取り替えるわけでありますけれども、今回は上部に人工芝を貼った滑らない形のものを考えてございます。以上です。

○委員長（永井繁樹） 伊藤委員

○委員（伊藤一男） 公園の整備、それから水洗化のことはわかりました。ティーグラウンドは規格が非常に現在大きいのですよ。それであの規格で作るのか、それともある程度小さい形のティーグラウンドがあるのですが、そういうものを使うのかどちらなのでしょう。

○委員長（永井繁樹） 車両センター所長。

○車両センター所長（橋本孝男） 今現在設置しておりますのは2,000×2,000、非常に大きくて他のコースにはこの形のものを入れてございません。今回導入を計画しておりますのは他のコースにも入れております1,500×1,500のものを考えております。以上です。

○委員長（永井繁樹） 伊藤委員。

○委員（伊藤一男） 実ははらっぱの36のコースに関しまして、幕別の町民が壊しているのではないですよ。よその町民が来て壊してくれているんです。他の別なことになるのですが、他の町村が有料化になってかなりの人間があそこにどっと押し寄せるような格好になると思いますが、これらはどういうことを考えているのかお聞かせください。

○委員長（永井繁樹） 伊藤委員にお伺いします。今の質問はティーグラウンドに対する対策の。

○委員（伊藤一男） よろしいです。撤回します。

○委員長（永井繁樹） 成田委員。

○委員（成田年雄） 今のパークゴルフのティーグラウンド、去年私やって雨で滑って腰を痛くしたことがあるのですが、本当に滑るのです。あれは変えてもらおうと大変うれしいのですが、ただ総務の予算でもやったのですが、関連するのですが、国際パークゴルフ協会が町から助成を受けているのですが、他の事業に国際パークゴルフ協会として100万だかの助成するらしいのです。そこで町として、国際パークゴルフ協会の予算書を提出したいのです。

それともうひとつ、165ページの公営住宅建設事業費の住宅マスタープラン作成委託料という部分で、今770万の予算が出ているのですが、今までマスタープランを立てないで建設していたのかなど。今に始まって老人だとかバリアフリーだとかという部分の中でマスタープランを立てなきゃいけないのかどうかという部分で、今さら770万もかけるのだったら事業費をもっと増やしてきれいな住宅を作ってほしいなという部分です。ひとつお願いします。

○委員長（永井繁樹） ただ今のご質問の中に国際パークゴルフ協会の予算書の提出が求められたのですが、委員長からお尋ねしますが、この予算書についての提出についての目的は本委員会では質問するための目的になりますか。

それでは理事者側にお伺いいたします。ただいま出ました国際パークゴルフ協会の予算書の提出について本日、もしくは委員会中どちらの提出になりますか。

暫時休憩させていただきます。

(休憩15:50)

(再開15:55)

○委員長（永井繁樹） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただ今質問者の成田委員と調整しました結果、ただ今の予算書の提出については取り下げるということになりましたので、ご報告を申し上げます。

施設課長。

○施設課長（小野典昭） マスタープランの関係でございますけど、ただ今建設部長から説明したとおり、道営の十勝圏のシルバーハウジングのモデル事業ということで、本町においてその可能性が出てきたということから、今回本町としての住宅の基本的あるべき姿等を考慮しながらこれからの本町の指針を作る中で基本的事項とまた個別事項として、このシルバーハウジング高齢者の整備計画を立てようとするものであります。今現在ありますマスタープラン、これは住宅再生マスタープランでございますけれども、これは公営住宅の建て替えのマスタープランでございます。この制度につきましては、国の制度でマスタープランを立ててきましたけれども、国の施策の方向転換といえますか、変わってきてございます。今までの再生マスタープランが住宅マスタープランという政策方向転換ということで、その中で今申し上げましたように、高齢者の部分だとか公営住宅の再生、建て替えのストック計画だとかいうふうな計画にそれぞれ個別事項として移行していくというものでございまして、今回はこのシルバーハウジングの条件整備という考えの中で、この計画を策定していきたいというものでございまして、基本的事項につきましては先ほど申し上げましたように将来の幕別町の住宅の基本的方向性を示すものだとということでございます。以上です。

○委員長（永井繁樹） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 実は私もお尋ねしたいなと思っていたのですが、新しくシルバーハウジングのモデル事業ということでありますから、新しい計画が必要だということは理解をいたします。それで今までの再生マスタープランとの関わりはどのようなふうに整理されていくのかということがひとつと、それから委託問題で思ってきたことは、委託料って随分高いのですよね。いつも思ってきたのですが、委託先はどのようなところになるのか。例えば公営住宅などは十勝の場合は北海道の関連地で全国のパターンをそのまま持ってきてもなかなかその適用しないというのがたくさんあります。これまでも公営住宅を建設されて寒冷地用になっていないというようなふうに見える、結果としてそういう建設物がたくさんでてるのですが、これも委託先によってはそういう危険性が生まれるというのがあると思うのです。それで、まずどんなところに委託を考えているのか、それからこの770万というのはどういふのを基準にして算出されているのかということもまず伺います。

○委員長（永井繁樹） 施設課長。

○委員（小野典昭） 再生マスタープランとのかかわりということですが、先ほども言いましたように以前は公営住宅の建て替えということで再生マスタープランという計画が必要だと。従いましてこれを計画に基づきまして大臣承認を受けまして、これを担保として我々公営住宅の建て替えを進めてきたところでありまして、国の施策の方向転換といえますか、この転換によりまして住宅マスタープランというものを基準として、これは基本的幕別町のあり方、姿として住宅のあり方はどうあるべきか、今後どのようなふうにするべきかというひとつの基本的事項。その中に再生マスタープランにかかわります住宅ストック計画という個別事業がございます。この中で公営住宅の建て替え等も含めて検討していかないとならないという部分になってきております。

それからどういふところに委託をするのかということでございますけれども、都市計画開発にかかわるコンサル会社といえますか、そういうところになるかと思っております。それから金額の話でありますけど、この金額を積算するにあたりましては、既に実施しています市町村を参考といたしまして、実際ののくらかかっているのかということをお聞きしながら、独自で算定しておりますので、ひとつは他町村を参考にさせていただきながら我々の考え方を含めまして積算させていただいたということでございます。以上です。

○委員長（永井繁樹） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 自分なりに整理しますと、基本的には幕別町の公営住宅のありかたをどうするかというところは住宅再生マスタープランというところで定めてこられたんですね。これは既に行ってスタートしていますね。この計画によって公営住宅の建て替え、今は旭町で進められてやってきたと。そこに新たな国の事業としていわゆるお年寄り、高齢者向けの住宅の計画が浮上してきたと。これをのせていくときに、今までの計画の中でいかないから新たにマスタープランを持って、部分的なものというふうに押さえていいのですか。部分的なものでそのところだけをやっていくのだということなのでしょうか。なんか無駄なような気がするものですから、私は公営住宅はどうあってもいろいろ障害者に対応するとか高齢者に対応するとかいろんな事業あると思うのだけど、基本的には幕別町の政策として、それぞれ居住されているみなさんの必要な住宅を描きながら基本的なプランの中で進めるというのが大前提だと思うのです。その中だけできちっと対応できないものなのかなということがあります。多分、こういう事業であればこういうことをやっていかなければ国の何かにのれないとなっていくのかなと思うのですがそうですか。

それと、私は利用者の声というのが、これはプランですからこんな建物にするとかというところまでいくのかどうかわからないのですが、もしそういうふうであれば、今までの建てた公営住宅の結果をどんなふうに反映して、そのプランの中に生かされてくるのかなという。その流れというのが見えないのです。

それと都市計画の専門のコンサルにお願いするという事になって、これはこれからお願いすることだからどの人になってということは聞けませんけど、少なくともこういうところに地元、十勝の特殊性をしっかりと押さえた都市計のコンサルですね、そういうところに行かれるのでしょうか。

○委員長（永井繁樹） 施設課長。

○施設課長（小野典昭） これは基本的な部分というのは先ほどから言いましたように、幕別町全体というのは民間も含めた中で、民間住宅の考え方、これからの整備の仕方も含めた中で、工事も含めて、町が建てる部分も含めた中で、基本的事項としてどうあるべきかをこれから策定していこうというのが基本でございまして、その中で個別的な事項、さらに枝分れして個別的な事項としましては先ほど言った公営住宅の再生マスタープランがございましたけど、それにかわるストック計画。それから高齢者の部分にかかる高齢者整備計画。それぞれ町が選択をしながらこの計画を進めていく。今回このシルバーにつきましても、その個別計画の中の高齢者整備計画をシルバーハウジングをこれを可能性があるということから状況整備をしていきたいということでございますので、まず理解をしていただきたいというふうに思います。

それから都市計画のコンサルタント、こういった条件整備が必要だからこれを進めていくという考えでございます。

○委員長（永井繁樹） 中橋委員。

○委員（中橋友子） もう一度聞きます。この事業をシルバーハウジングをするためにはこれをやらなかったら事業計画にはのれないのですか。

それともうひとつ、詳しくご説明いただいたのだけど、結局再生マスタープランに変わるものということになれば、その以前はなくなっていくということになるのですか。

○委員長（永井繁樹） 建設部長。

○建設部長（三井巖） 先ほど一つ前の答弁漏れがございましたので申し上げますが、委託先としてどんなところが考えられるかということでございますけど、より幕別町、あるいは北海道、十勝の状況に熟知しているそういうコンサル会社さんをお願いすることはよいのではないかと今の時点では考えております。それから事業を実施するに当たって、このプランを持たなければ出来ないのかということでございますけれども、前段から言っておりますようなことがありますけれども、要するに最後は道なり国と一緒にやってやるわけですから、幕別町の地域実態はこういう計画をもっておりますよというものがあって、それに道営でやるわけですから、道と協議をしながら国に持ち込むわけですが、このマスタープラ

ン計画は。そして、国のいうなれば理解を得た上で進めていくということになるのですが、それもひとつあります。

それから今までやってきている公営住宅の再生マスタープランとどういうふうになっていくのか、片一方は消え去るのかということですが、それぞれは個別計画として入っていますからそれがなくなるものではございません。今回やろうとしている高齢者住居整備計画についてはそれはそれで、それから公営住宅の再生マスタープランはマスタープランで生きております。

○委員長（永井繁樹） 中橋委員。

○委員（中橋友子） わからないわけではありません。結局なんか無駄なような気がするのですが、その道に対して国に持ち込むためにはこのルートを通っていかなかったらきちっと立ち上がっていかないのだということですね。

○委員長（永井繁樹） 建設部長。

○建設部長（三井巖） おっしゃる通りです。

○委員長（永井繁樹） 他に質疑をお受けいたします。豊島委員。

○委員（豊島善江） 2点だけお聞きします。158ページ、都市環境管理費の中の19節公園管理交付金なのですが、この公園管理交付金というのは、おそらくたくさんある公園を公区に管理を委託するという出されている交付金だと思うのですが、いくつの公園があってひとつの公園にどのくらい予算をしているのかということをお聞かせいただきたいと思います。

それからもう1点目は164ページの2目の住宅管理費になるのですが、今も公営住宅の話になりましたけども、幕別町にたくさんの公営住宅があります。そしてその公営住宅にはそれぞれいろいろ特徴的なことがありまして、特に改善をしていきたいなと思っていることがひとつあるのですが、古くから建てられている平屋の公営住宅、東春日とか泉町にもまだ残されていますけども、この公営住宅なのですが、非常に冬場の管理が難しいということが住んでいる方から出されています。住宅そのものが、平屋ということで屋根が南北に傾斜があるということで、特に玄関側に氷とともに屋根の雪が落ちてきてドアが開かなくなる状態だとか、そういうことが非常に生まれているのです。この公営住宅の特徴というのが、住んでいる方たちが非常に高齢の方が多くということと、それからまた一人暮らしの方が多い、合わせて所得の低い方が多いというそういう特徴がある場所なのです。それでそういうところに対してこの住宅の改善というのはですか、その対処というのはですか、それを町として考えることは出来ないかということをお聞きしたいと思います。

○委員長（永井繁樹） 車両センター所長。

○車両センター所長（橋本孝雄） ただ今質問がありました公園管理交付金についてでありますけど、実は各公園ごとの金額についてはちょっと本日資料として持ってきてないわけではありますが、36公区59の公園に対して支出をしているところであります。内訳と致しまして公園面積9万8,300平米、これに平米あたり9円をかけたもの、合わせてトイレ1ヶ所1万1,000円ということで、36のトイレということで支出をしているところであります。以上です。

○委員長（永井繁樹） 施設課長。

○委員（小野典昭） 平屋の管理の関係でございますけれども、確かに屋根が南北ということで玄関から北側になっております。雪が積もって春先になってくると解け出しドアが開かなくなったりということが実際ございます。そういった場合に連絡をいただいた中で、我々対応をしているところでございますけど、なかなか急に行ったりということは出来ない場合もございます、出来る限りそういった面では迷惑をかけないように我々も注意を払っているのですが、難しい面があるというのが現実でございます。ただ、先ほどからお話してました建て替え計画の中で、出来る限りそういった面を進めながら改善をしていくしか、今の状況としてはないのかなというふうなことを考えております。以上でございます。

○委員長（永井繁樹） 豊島委員。

○委員（豊島善江） 公園の管理ですけれども、この金額だとかトイレに1万1,000円ですか、これはい

つからこういうふうな金額になたのかひとつお聞きしたいのと、公区のトイレがどんどん水洗化されてきていますね、それは大変喜ばれていることなのですが、合わせて非常に管理も大変だというのがあります。また、水洗トイレですから公区で紙も用意をして対処しているという、それもそこから出しているのだということもお聞きしました。そういう点から考えますと、そういう水洗化にも合わせてそういう費用も上乘せにしていくべきではないかというふうに思うのですがいかがでしょうか。

それから公営住宅の屋根のことについては今できる限り対応してくということで、現実にも行っているということなので、引き続きそういう素早い対応をぜひして頂きたいと思います。

○委員長（永井繁樹） 車両センター所長。

○車両センター所長（橋本孝男） 管理交付金についてでありますけれども、3年前だったと思いますけれど、一度公園平米あたりの単価、あるいはトイレの管理、これの経費につきましても若干見直しをいたしまして、平米あたり7円から9円、あるいはトイレにつきましても2千円ほど3年前に上げている状況でございます。トイレにつきましても水洗化が進みまして、いろいろ管理経費、トイレトーパーもかかるというようなこともございますけれども、今の現状では公園の使用頻度にもよるかと思っておりますけれども、現状の金額の中で対応していただければというふうに考えているところであります。以上です。

○委員長（永井繁樹） 他に質疑をお受けいたします。

（なしの声）

ほかに質疑がないようですので、8款土木費につきましては以上を持って終了させていただきます。

【9款・消防費】

○委員長（永井繁樹） 次に9款消防費に入らせていただきます。9款消防費の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（新屋敷清） 9款消防費につきましてご説明申し上げます。

166ページをご覧ください。9款消防費、1項消防費、1目常備消防費、本年度予算額4億8,211万4,000円でございます。本目は東十勝消防事務組合分担金で消防議会及び消防本部職員人件費等の共通経費、並びに幕別消防署職員の人件費、交際費等にかかる費用であります。

2目非常備消防費、本年度予算額2,875万2,000円。非常備消防団員報酬や団の運営交付金等通常団費と言われる経費の分担金であります。

3目水防費、本年度予算額89万4,000円。災害に備えての費用であります。以上で消防費の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（永井繁樹） 説明が終わりましたので質疑をお受けいたします。

（なしの声）

質疑がないようでございますので、9款消防費につきましては以上を持って終了させていただきます。

【10款・教育費】

○委員長（永井繁樹） 次に10款教育費に入らせていただきます。10款教育費の説明を求めます。

教育部長。

○教育部長（高橋平明） 10款教育費についてご説明申し上げます。168ページであります。10款教育費、1項教育総務費、1目教育委員会費、本年度予算額278万2,000円であります。本目は教育委員にかかる報酬旅費、交際費などであります。

2目事務局費、予算額5,813万円であります。本目は教育委員会事務局にかかる経費であります。

169ページをお開き下さい。7節賃金の細節4、嘱託職員賃金についてであります。平成13年度から学校教育課内に学校教育推進アドバイザーとして1名を配置し、教育課程の編成や学校指導訪問などにかかる指導、助言の役割を担ってきたものですが、本年度も継続して行うものであります。

171ページをお開き下さい。19節負担金補助および交付金の細節12、学校運営協議会交付金についてであります。昨年10月からモデル事業として学校協議員制度を導入し、学校運営協議会の運営経費として交付金を交付してきたことを新年度においても継続するものであります。

3目教育財産費、本年度予算額4,505万5,000円あります。本目は小中学校の校舎等及び教員住宅の

維持管理、補修に要する経費であります。

173ページをお開きください。15節工事請負費の細節2、小中学校整備工事についてであります。主なものとして札内中学校校舎の屋根補修工事、糠内小学校及び駒島小学校の教員住宅の水洗化工事、そして年次計画で進めております黒板の張替え工事、トイレの様式化工事などに取り組むものであります。17節、公有財産購入費の細節1、学校共済住宅譲渡代についてであります。札内青葉町の教員住宅2棟、7戸分にかかる償還金であります。

4目スクールバス管理費、本年度予算額5,001万7,000円であります。本目はスクールバス直営3路線と委託8路線の運行にかかる予算であります。主なものと致しましては、174ページ、13節委託料で4,590万1,000円であります。

次に5目、国際化教育推進事業費、本年度予算額641万2,000円であります。本目は外国人国際交流員にかかるものであります。国際交流員の職務につきましては、火曜日から金曜日の4日間を町内の中学校4校を輪番で訪問し、英語指導をするものであります。また、月曜日につきましては希望によって幼稚園、保育所、さらには小学校等にも訪問して指導を行っております。

175ページ、6目学校給食センター管理費、本年度予算額1億5,759万6,000円であります。本目は学校給食センターの管理、運営にかかる費用であります。本年度の給食数につきましては、2,623人を予定し、1年間の給食日数を190日と見込んでおります。なお、給食費につきましては昨年と同様小学校で1食194円、中学校235円であります。

179ページをお開きください。2項小学校費、1目学校管理費、本年度予算額1億1,675万7,000円あります。本目は小学校9校の管理にかかる費用であります。主なものとしましては、小学校1年生に30人を越える学級がある場合、指導助手を1名配置するもので、本年度については白人小学校、札内南小学校、札内北小学校に配置する予定であります。なお、小学校の児童数は1,621人で教員数は125人の見込みであります。

181ページ、2目教育振興費、本年度予算額5,039万円あります。本目は小学校の教育振興に要する費用であります。主なものとしましては11節需用費は児童にかかる教材購入にかかる経費。14節使用料及び賃借料は町内小学校8校にかかるコンピューターの借り上げ料であります。また182ページ、18節備品購入費は教育機器、図書などの購入に要する費用であります。19節の負担金及び交付金で主なものを特色ある教育活動支援事業と新規の事業と致しまして、開かれた学校作り推進事業交付金を予定しております。

183ページ、3項中学校費、1目学校管理費、本年度予算額7,996万1,000円あります。本目は中学校4校の管理にかかる費用であります。なお、生徒数は818人、教職員数は80人の見込みであります。

185ページをお開きください。2目教育振興費、予算額4,601万6,000円あります。本目は中学校の教育振興に要する費用であります。主なものとしましては、11節需用費は生徒にかかわる教材購入にかかる経費、14節使用料及び賃借料につきましては、中学校4校にかかるコンピューターの借り上げ料であります。なお、本年度は札内中学校に20台を増設する予定であります。

186ページの19節負担金補助及び交付金で主なものにつきましては、小学校と同様に特色ある教育活動支援事業と新規事業の開かれた学校作り推進事業交付金であります。

187ページをお開きください。4項幼稚園費、1目幼稚園管理費、本年度予算額1,413万9,000円あります。本目はわかば幼稚園の管理運営に要する費用であります。主なものと致しましては、7節の臨時職員および嘱託職員の賃金で、これは入園児に障害児が予定されているため4名の臨時職員を配置する予定であります。

188ページ、13節委託料は幼稚園管理費委託費用などあります。なお、園児数につきましては、3歳児で19人、4歳児は22人、5歳児は14人計55人の予定であります。

次に188ページ、2目教育振興費、本年度予算額1,851万6,000円あります。本目は幼稚園の教育振興に要する費用であります。189ページの19節の私立幼稚園入園料保育料に対する補助金と、20節の公立及び私立幼稚園就園奨励費が主なものであります。

189ページ、5項社会教育費、1目社会教育総務費、本年度予算額1,497万4,000円であります。本目は社会教育委員15名の報酬のほか生涯学習アドバイザー及び臨時職員の人件費及び各種団体に要する費用であります。この目の主なものと致しましては、190ページ9節旅費、細節3特別旅費につきましては中学生海外研修の引率3名分、中学生国内研修引率並びに少年国内研修の引率者分であります。19節負担金及び交付金細節6は生涯学習海外研修3名分、これは成人1名高校生2名を予定しております。

191ページ、細節10につきましては、中学生5名分の国内研修、細節11の中学生海外研修は14名分の補助の予定であります。細節12につきましては国際交流、ホストファミリーへの助成、細節13は高校生の海外留学への補助金であります。

191ページ、2目公民会費、本年度予算額989万9,000円であります。本目は糠内、駒島の両公民館及び学びや相川、中里、糠内少年自然の家の管理、運営に要する費用であります。この目の主なものと致しましては、193ページ、19節負担金補助及び交付金の各種団体活動の補助などであります。

193ページ、3目保健体育費、本年度予算額は1億5,025万9,000円であります。本目は体育指導員にかかる報酬及び各種スポーツ大会の参加奨励金、並びに体育施設の管理運営等に要する費用であります。主なものと致しましては、196ページの15節工事費で、平成15年度中に完成予定の明野ヶ丘スキー場ペアリフトの整備工事の経費であります。

197ページをお開きください。4目青少年対策費、本年度予算額972万2,000円であります。本目は青少年問題協議会委員30名の報酬のほか、学童保育所4ヶ所の管理運営に要する費用であります。この目の主なものと致しましては、198ページ、7節の学童保育所指導員賃金、199ページ19節負担金補助及び交付金の各種団体活動の補助などであります。

5目町民会館費、本年度予算額2,310万9,000円であります。本目は町民会館及び札内福祉センターの管理運営に要する費用であります。この目の主なものと致しましては、11節需用費の光熱水費と、200ページ13節委託料の管理清掃業務、201ページ、15節工事請負費の札内福祉センター改修工事であります。

201ページの6目郷土館費、本年度予算額1,026万7,000円であります。本目は文化財審議委員会委員5名分の報酬、ふるさと館および蝦夷文化考古館の管理運営に要する経費であります。この目の主なものと致しましては7節賃金、それと202ページの11節需用費の光熱水費と、203ページ19節負担金補助及び交付金の各種団体活動の補助などであります。

204ページになります。7目働く婦人の家費、本年度予算額390万円であります。本目は働く婦人の家の管理運営に要する費用であります。この目の主なものと致しましては7節の管理人賃金であります。

205ページになります。8目スポーツセンター管理費、本年度予算額は4,277万1,000円であります。本目は農業者トレーニングセンターと札内スポーツセンターの両施設の管理運営に関する経費であります。主なものと致しましては、7節臨時職員賃金になりますが、両施設のトレーニングルームの利用が好評であるため、臨時トレーニング指導員を1名の増員の予定をしております。

207ページをお開きください。9目図書館管理費、本年度予算額3,709万3,000円、本目は図書館の管理、運営に要するものであります。

208ページの11節需用費、細節5ふれあい子育て読書推進事業、消耗品につきましては新規事業でありましてブックスタート事業を実施するものであります。

209ページの18節備品購入費であります。閲覧、貸し出し用の図書の資料及び音響、映像資料の購入費用であります。

210ページになります。10目武道館管理費、本年度予算額101万4,000円あります。本目は武道館の管理運営等に要する経費であります。

11目百年記念ホール管理費、本年度予算額6,582万3,000円あります。本目は百年記念ホールの管理運営に要する費用のほか、各種団体に対する負担金及び補助金であります。

211ページの8節、報償費は百年記念ホールの自主講座を開設するための講師謝礼の他、各種文化講演会の謝礼などの費用であります。

212ページ13節委託料につきましては、管理、清掃、警備、舞台照明操作にかかるものであります。

213ページの19節負担金補助及び交付金、細節4につきましては、幕別町民芸術劇場の公演事業に対して支援するものであります。

214ページをお開きください。12目文化財調査費であります。この目は新目であります。本年度予算額2,380万7,000円であります。本目は埋蔵文化財の発掘調査に要する経費であります。発掘場所につきましては札幌市桂町580番地の2でありまして、民有地3,100平米を本年より2ヵ年で発掘調査するものでありまして、本年度につきましては1,800平米を予定するものであります。この目の主なものと致しましては7節の調査員及び作業員の賃金であります。

以上で教育費の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

[散 会]

○委員長（永井繁樹） 説明が終わったところでありますけれども、ここでご確認をいたします。10款教育費に対しまして、質疑を予定されている方おられますか。

お諮りします。時間の都合上、本日の委員会はこの程度にとどめ散会いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認めます。したがって、本日の委員会はこれをもって閉じたいと思います。

なお、明日の委員会は午前10時から開会いたします。

（16:32 散会）

平成15年度

各会計予算審査特別委員会会議録

1. 日 時 平成15年3月12日
開会 9時59分 閉会 17時10分
2. 場 所 幕別町役場5階会議室
3. 出 席 者
 - ① 委 員 (23名)

| | | | | |
|---------|---------|---------|---------|---------|
| 1 豊島善江 | 2 中橋友子 | 3 野原恵子 | 4 | 5 乾 邦広 |
| 6 杉山晴夫 | 7 古川 稔 | 8 助川順一 | 9 大野和政 | 10 成田年雄 |
| 11 永井繁樹 | 12 伊東昭雄 | 13 小田良一 | 14 瀬瀬太郎 | 15 佐々木男 |
| 16 松田外吉 | 17 前川敏春 | 18 坂本 偉 | 19 伊藤一男 | 20 阿部 確 |
| 21 前川 正 | 22 千葉幹雄 | 23 浦田邦夫 | 24 坂下庄蔵 | |
 - ② 議 長 本保証喜
 - ③ 説明員

| | | |
|------------|------------|------------|
| 町 長 岡田和夫 | 助 役 西尾 治 | 収 入 役 小野成義 |
| 教 育 長 沢田治夫 | 総務部長 新屋敷清志 | 企画室長 金子隆司 |
| 民生部長 石原尉敬 | 経済部長 中村忠行 | 建設部長 三井 巖 |
| 教育部長 高橋平明 | 札内支所長 瀬瀬良征 | |

ほか、関係課長及び係長
 - ④ 職務のため出席した議会事務局職員

| | | |
|---------|---------|---------|
| 局長 谷友 勝 | 課長 平田正一 | 係長 澤部紀博 |
|---------|---------|---------|
4. 欠 席 者 4 貝森拓司
5. 早 退 者 19 伊藤一男 21 前川 正
6. 審査事件 平成15年度幕別町一般会計ほか8会計予算審査
7. 審査結果 一般会計質疑
8. 審査内容 別紙のとおり

予算審査特別委員長 永 井 繁 樹

審 査 内 容

(平成15年3月12日 9:59 開会)

[開 会]

○委員長（永井繁樹） それでは、昨日に引き続き、予算審査特別委員会を開催致します。

一 般 会 計 歳 入

○委員長（永井繁樹） 10款教育費の説明は昨日終わっておりますので、引継ぎをお受け致します。
豊島委員。

○委員（豊島善江） 3点についてお聞きしたいと思います。1点目は171ページの3目、教育財産費の項目がないのでわかりませんが、教育財産費について質問致します。

学校の耐震調査についてですが、先般もお聞きしましたが耐震調査にあたっては、必要な施設が幕別町の場合でも7小中学校、また8小中学校の体育館がその審査が必要だということでお聞きをしていました。その後どのように計画が進められていくのかということをお聞きをしたいと思います。

それから2点目ですが、同じく171ページ3目、教育財産費の中の15節、工事請負費にかかわってなんですが、この中で一定の補修工事だとかが示されました。それで学校の施設整備をきちっと進めていかなければいけないと思うのですが、まだまだ改善すべきところが残っていると思うのです。例えば体育館にすがもりがすることだとか、それから先生方から非常に要望の多い外のトイレの改修だとか、網戸をつけて欲しいという色々な要望が出されているとは思いますが、そういう様々なことがどのように計画をされていくのかという年次計画をしっかりと持っているのか、ということをお聞きしたいと思います。

それから3点目は197ページの4目、青少年対策費の中の7節、学童保育所にかかわってお聞きしたいと思います。学童保育所は今現在5時迄、ということで実施がされています。それがかなりの方から時間の延長をして欲しいという要望が出ています。時間の延長をする考えがないのか一つお聞きしたいと思います。

○委員長（永井繁樹） 学校教育課長。

○学校教育課長（飛田 栄） まず1点目の学校施設の耐震の年次の計画を持っているかということでございますけど、小学校、中学校合わせまして13校あるわけなんですけど、そのうちの8校の体育館、校舎とかが該当になるわけなんですけど、これらの耐震診断の計画につきましては、今うちのほうでは17年度迄に耐震診断を行うというようなことで計画をしております。学校施設等は子供たちが一日の大半を過ごす施設である、さらに緊急時の避難場所でもあるというようなことで、必要性というのは十分に理解はしております。しかしながら、診断に関する経費等もかなりかかると。一時数十万円程度で診断できるのではないかというようなお話もありましたけれど、実際には300万から500万、学校の規模によってかかるというようなことで、今のところ17年度を予定しておりますけれど、財政的な面を含めて計画をもっていきたいと考えております。

2点目の学校施設整備に関する色々な整備を計画的に持っているかというご質問でございますけれど、確かに学校によりまして、すがもりだとか色々緊急的な応急を要する工事がどうしても出てきます。教育委員会といたしましては、そういう緊急性のある施設を優先的に判断致しまして、なお、これらにつきましては学校からの要望、それには私どもが学校に向いて施設を確認しながらその緊急性を優先しながら順次すすめていくと。平成15年度におきましてはここ数年来続けてます屋根の塗装

工事、すがもり等の防止を図るだとか、あと緊急性を有する随時応急的な措置を優先的に行っている。これらにつきましても予算の範囲内で行っている。計画的にもっているかという計画的にはいなくて、どうしても緊急性を有する順に進めていってという状況であります。以上です。

○委員長（永井繁樹） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（堂前芳昭） 学童保育所の時間延長についてでございますけども、今現在学童保育所につきましては、放課後児童対策というようなことで17時まで開所をしております。一昨年から学童保育所通所者の保護者の方に時間延長についての聞き取り調査を実施しております。その中では約8%程度の希望者がおられるという実態でございます。また、昨年から面接を実施しております。その中で時間延長についての希望等についても聞いていますところでございますが、同じような数字的な部分で希望者があるという状況でございます。いずれにしましても、今後も時間延長につきましては保護者のみなさん、あるいは社会教育委員のみなさん等々のご意見を聞きながら今後も検討してまいりたいというふうに考えております。

○委員長（永井繁樹） 豊島委員。

○委員（豊島善江） まず耐震調査なんですけど、平成17年度までに実施計画というのですか、終わらせるという意味で解釈してよろしいのでしょうか。平成17年度迄にこの7つ8つ15ですか、15を終わらせるという計画を持っているというおさえでよろしいでしょうか。そここのところもう一度聞きしたいのです。

それからもう一つは学校施設整備、これは緊急度の高いところから優先的に行っているということで、それはもちろん必要だと思います。合わせまして、ちょっとした保証では済まないものがあります。例えば今回、札中の屋根の塗り替えが予算が計上がされてますけども、そういうような大きな改修を含めて計画を持つべきだと思いますし、それから要望の強いものは、緊急度の高いものと合わせてやはり計画をしなかつたらいつまでも進んでいかないと思うのです。外トイレの改修にしても網戸にしてもまだまだあると思うのですけど、それもやはり年次計画を持つべきだと思いますがいかがですか。

それから学童保育所のことですが、今8%位の方が要望されてるとありました。私も先日もらいましたエンゼルプランを見てみますと、やはり学童保育所に入っている方の要望としては、学童保育所の開所日及び開所時間の改善というのが一番多く要望されているのです、トップになっています。それから延長して欲しいという方も、これは全部の保護者の方のアンケートではないということですけども、これもかなりの人数の方がこういうふうに答えています。やはり一番大事なのは、そこに預けている保護者の方達が安心して子供を預けてられるというそういう状況を作るということが一番大事なことではないかと思うのですけど、他町村でも5時迄ではなくて、5時半6時というところもありますし、ぜひそういう点では改善を早くするべきではないかと思うのですがいかがでしょうか。

○委員長（永井繁樹） 学校教育課長。

○学校教育課長（飛田 栄） 耐震診断の計画で17年に実施するののかということでございますけど、これにつきましては総合計画とのからみもござます。そのへんを含めまして17年度実施に向けていくということになると思います。その後診断の結果において、補強工事だとかも今後出てくるというようなこともあります。いずれにしましても耐震診断の実施につきまして、総合計画とのからみのなかで17年度に向けていくということになるのかなと思います。

続きまして大規模的な改修、学校施設の改修でございますけれど、屋根の大きな塗装、さらには水洗化工事、15年度につきましては糠内の小学校、それから駒島小学校のほうで個別排水の水洗化を進めると。さらには各教室の黒板の張替え、それからトイレの洋式化、こういった大型な工事につきましては、一定程度の年次計画をもちながらやっているのも現状であります。以上です。

○委員長（永井繁樹） 生涯学習課長

○生涯学習課長（堂前芳昭） まず学童保育所の時間延長の関係でございますが、他町村の実態を申し上げますと、17時迄実施してる市町村が11市町村ございます。また5時半あるいは5時45分、6時迄と

実施している町村が8町村ほどございます。また、時間延長についての問題でございますが、先ほど申し上げたように、時間延長に伴いまして要望が少ないということと、もうひとつは特に冬場の責任という問題がございます。というのは時間がある程度、4時過ぎますと暗くなるというようなことで、特に1年生から3年生までを対象にしている児童にとっては、帰り道、非常に危険もあるというようなことから、5時という時間帯を設定しているということでございますので、ご理解願いたいというように思います。いずれにいたしましても、今後も保護者の方、あるいは関係者のみなさんのご意見を聞きながら動向を見定めていきたいと考えております。

○委員長(永井繁樹) 豊島委員。

○委員(豊島善江) 耐震診断でもう一回お聞きしたいのですが、理解できないのが17年度迄にこの全部の校舎と体育館の診断を行うということでおさえていいのですか。結局平成15年度の予算の中にはそういうものは組み込まれていません。ということは17年度に行うとお答えになりましたけど、17年度に全部の実施をするということですか。一棟500万から600万かかるといわれているのですが。そのところが今の答弁ではわからないのです。それでお聞きします。もう一回答えて下さい。

それから今の学童保育所の件ですが、これは本当に十分保護者のみなさんと話し合いを進めていただいてよい方向に改善していただきたいのですが、今答弁の中で要望が非常に少ないと言われました。しかし私は8%の要望があるということは全部の学童保育所に行ってもらっちゃう方の8%ということは、私はかなりの数だと思います。それが一つと、それから安全性の問題で暗くなるから危ないということもお答えになりましたけども、保護者の立場としてはだからこそもう少し遅くまで預かって欲しいというのがあります。特に冬場は5時でももう暗いですから、なんとか迎えに行って一緒に帰りたいというのがあります、4時過ぎると暗くなりますから。そういうことも含めてこの延長を望んでいるという声があるということをご検討になっていただきたいと思います。

○委員長(永井繁樹) 教育部長。

○教育部長(高橋平明) まず1点目の耐震調査についてでありますけども、先ほど来課長が申し上げておりますのは、文部科学省の計画におきましては、15年度から17年度の3ヵ年で行いなさいという計画を示しております。私どもといたしましても、耐震調査につきましてはこれは必要であるという認識をしております。ただ先ほど来申し上げておりますように、財政的にかなりの金額がかかるということもありまして、現時点では最終年度の17年度まで全部の学校が実施できるかどうかの見通しが立たないという問題がございます。なおかつ、この耐震調査に関しましての補助制度というものはございません。耐震調査だけでありますと全く単費の事業ということになってしまいますので、そうなると先ほど言いました8小中学校分を合わせればかなりの金額になるということもございます。私どもといたしましても、17年度迄すべてが終わらせたいという気持ちは持っておりますけども、財政的には無理であろうと考えております。それに合わせて、特に古い校舎、それから古い体育館を抱えているということも事実です。實際上、例えば改修工事あるいは立て替えの工事を予定する校舎も出てくると考えてございます。それらを総合計画の中で載せて、それに合わせて耐震調査を行うとなれば、補修と改修と耐震調査とであれば補助対象になるということもございます。そういったものを見越して、なるべく早いうちに耐震調査を行っていきたく思います。ただ17年度までに全部できるのかといわれますと、それは私どももかなりの無理があると思っております。

それと学童保育所の件ですけど、先ほど申し上げました通り、保護者の方のご意見も確かに参考にさせていただいております。それからこの先般のエンゼル調査のアンケート、これでは確か30%くらいの方が時間延長を望んでおられるという実態も承知しております。先ほど課長が申し上げているように、この5時という時間が果たしていいのかどうかということについては検討を進めていきたいというふうに考えておりますし、なお、学童保育所に帰りは迎えに行くということもあります。ただ、実態としては小学生ですので、下校時間のなかに入ってしまう。下校ですから当然本人が歩いて自宅へ帰ることが基本になっておりますので、その部分のご理解をいただいて、全部が全部迎えに来てもらえるとは限らないという実態もございます。ただ、時間延長につきましては先ほど来申

し上げているように、今後検討させていただくということでご理解いただきたいと思います。

○委員長(永井繁樹) 豊島委員。

○委員(豊島委員) 今部長のお答えで方向性はわかりました。耐震調査の方向性はわかりました。それでやはりここで問題になっているのは、国の姿勢として今部長がおっしゃったように、改修を前提にした診断というのですか、それしか補助を認めていないのですよね。そのところは私は制度上のものすごい大きな問題だと思うのです。それでそういうことも補助事業にのるということも合わせて行いながら、やはり国に対してもそのまず耐震診断、この学校が危険か安全かということは診断はするというのは入り口ですよ。その入り口をやりなさいということで、そこにもぜひ診断にも補助をつけるだとか、国が2分の1出すとか3分の1出すとかそういうことを合わせてしっかり要望していただきたいと思います。

それからもう一つ、平成15年はそういう診断の予算は組まれていないということですね。わかりました。

○委員長(永井繁樹) 教育部長。

○教育部長(高橋平明) まずは平成15年度の予算において耐震の予定はございません。それと今豊島委員がおっしゃられたとおり、国に対しての要望に対しては色々な機会をとらえて国に対し、あるいは道に対して、申請あるいは声を出していきたいというふうに考えております。

○委員長(永井繁樹) 他に質疑をお受け致します。

杉山委員。

○委員(杉山晴夫) 学童保育の問題でございますけども、このことにつきまして、一昨年、住民の方から私にもお話がございまして教育委員会にお話を申し上げました。そうしたところ調査の結果、一人も希望者がいなかったのが延長は認められないというようなご回答でございました。たまたまその方の調査の対象にならなかったのかどうか、私も不思議に思っていたわけでございます。先ほど課長のお話では、冬場のセキュリティーの問題、条件で迎えに行ってもいいという親御さんが多いようでございますので、そういうことを条件で時間延長されたらどうかなと思うのです。その場合はセキュリティーの問題を解決するのではないかと思います。今お聞きするとかなりの方が希望されてるということでございますので、この件につきましてはぜひ一つ実施をしていただきたいと思います。以上です。

○委員長(永井繁樹) 他の質疑をお受け致します。

佐々木委員。

○委員(佐々木芳男) 3点ほどお伺い致したいと思います。一つは181ページ、2目の11節と19節について、もう一点は193ページ、8節について若干お伺いをしたいと思います。

まず一点目でございますけれども、教育振興費についてお伺いしたいのですが、特に小学校の場合の需要費と消耗品についてお伺い致しますが、先日の説明の中にも消耗品については、それぞれ5%程度ずつ削減をしているという説明がございました。それはそれとして、この小学校の教育振興費の中で需要費の消耗品費が、昨年度に比べると非常に大きく削減されてるようには見受けるわけです。中身について事情があったのだらうと思いますが、それについてまず一つお伺いを致したいと思います。

もう一点は、19節の6目、一昨年度あたりからこの問題が出てきてるわけですが、特色ある教育活動に対する交付金ということでございます。全町で180万予算が組まれておりますが、これが13校で分けると金額にして非常に少ない金額ではないかと思えます。今学校ではいろんな面で総合学習を含めてなんとか特色ある学校教育を進めようということで努力しているようですが、一番やはりぶつかるのは予算が足りないということのようでございます。この件について十分と言う言葉は適当ではないかもしれませんが、事足りてるのかどうか。将来的にどういうふうはこの予算についてお考えなのか、そのへんを一つお伺いをしたい、と。

それから3点目は、3目、保健体育費の中の8節でございますが、そこに昨年度まで部活動指導者

奨励金という項目がございました。これが今年度は消えております。私の推測ではスポーツ指導員謝礼の方に移ったのかというふうに考えておりますが、とすれば部活動というおさえをどういうふうにおさえられているのか、ということは前から言われているようにこの部活動については、社会体育に移行すべきだという声がいふ前から出ているわけですが、今ここでこの項目が消えたということは、そういうふうな形に完全に移行した上でこうなったのか、そのへんの内情について若干お伺いしたいというふうに思います。

○委員長（永井繁樹） 学校教育課長。

○学校教育課長（飛田 栄） まず1点目の消耗品費の予算が減っているのではないかとご質問でございすけれども、この消耗品につきましては町全体の経費的な削減、さらに学校等におきましてもそういった経費の削減に努めていただいているということで、この度の予算では5%ほどの予算減というような状況です。いずれしましても経費的な面、用紙類の節約ですとか、いろいろな消耗品費の有効的な利用を図る中で経費の削減を図っていただきたいというふうに学校の方にも要望をしているところであります。

2点目の特色ある教育活動支援事業が予算的に十分なのかというご質問でございす。まず、この小学校費、180万見ておりまして小学校9校になります。1校あたり20万円程度になるわけなのでございすけど、この特色ある教育活動につきましては、14年からの新学習指導要領にさきがけ、平成12年から実施をしてきております。学校のほうでも3年を経過するという中で、毎年、継続的に計画をもって実施している学校もあるということから、予算の範囲以内でそれぞれ学校の特色をいかしながら実施をしていただいているという経緯があります。なお、中学校費の中でも特色ある教育活動について110万円程見ておりますけど、4校、平均28万円程度というような状況であります。以上であります。

○委員長（永井繁樹） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（堂前芳昭） スポーツ指導員の謝礼についてでございすけど、佐々木議員のご質問のとおり、このスポーツ指導員の謝礼の中に、スポーツ少年団の指導員謝礼と、昨年までございました部活動の指導員の謝礼という項目が含まれております。昨年からご質問のとおり、学習指導要領の改正等に伴いまして、社会体育に移行しているという現状の中で、一つは学習指導外というような意味あいもございまして、細節の中で指導員、スポーツ指導員という項目で設けさせていただいたところとでございす。ただ実態としては、今現在も部活動は実施されております。それに伴って先生方もボランティアで活動、指導されているというようなことで、実態のおさえとしては現状のままということとでございす。

○委員長（永井繁樹） 学校教育課長。

○学校教育課長（飛田栄） 先ほどの消耗品費の関係で、若干答弁もれがございました。申し訳ありません。大幅に金額が削減されてる大きな要因は、平成14年度の新学習指導要領に基づきます教師用の指導書の購入が昨年度約1,200万から1,300万円程度含まれているというようなことで、大きな金額の削減に関しましてはこれが大きな要因になります。以上です。

○委員長（永井繁樹） 佐々木委員。

○委員（佐々木芳男） だいたいわかりましたけども、この消耗品ですね、昨日の部長の説明の中で、子供に直接かかわるところがここだと再度説明をされておりました。やはり子供たちに直接かかわるいろんな部面でのこの経費というの、この消耗品費に大きくかかわってるところだと思ひます。一つの事業を行うにしても、一つ活動を行うにしても、やはりここから支出されることが非常に多いのではないかと、こんなふうと考えております。今いろんな面で節減節約をしていただいているということですが、そのことについては十分理解をいたします。ただ動もすると、こういう予算が逼迫してくると、一番先に削られるのが教育予算だというふうに今までも言われて参りましたし、その事実を目の当たりにして参りました。従っていつでしたか、どこかの総理大臣が子供に対する教育費は先行投資だと、どんな意味で言ったのかはわかりませんが、私もやはり将来を見通して子供たちに思

い切った教育活動をさせるために、そういった意味での子供たちに直接関わる経費というのをなんとか公費でまかなえるような理事者側の配慮があってもしかるべきだという思いでこの件について考えているわけですが、今年度は昨年度この教師用指導書によって1,000万ほどということでございますけども、それにしても300万ほど削られているという、非常に大きなやはり額であろうというふうに考えます。その件についてどんな風にお考えか一つお伺いをしたいと思います。

それから特色ある学校教育ですが、これについてもやはり思い切ったことをやるためには外にも出なければなりませんし、地域にも出て行かなければならない、子供たちにも実際に動かしていかなければならないとなると、やはり先立つものは自分たちで考えてやれというだけでは済まない部分が出てくるのではないかとということで、余裕を持って思い切った特色ある学校経営をするためにも、このへんの予算が例年同じですね、昨年もその前も大体この位でいいのではないかとという目安があるのかもしませんが、よく学校事情等調査されてこういう配分になされているのか、そこらへんもまたもう一回お伺いしたい。それから部活動にもつきまして、これは部活動そのことが消えているわけではございませんね。従ってこの項目を消したというところに何か意味はあるのかという感じもするわけですが、もう一度そこをお伺いしたいと思います。

○委員長（永井繁樹） 学校教育課長。

○学校教育課長（飛田 栄） まず一点目の消耗品の関係でございますけれど、先ほど言いましたように教師用の指導書のほうが昨年度約1,300万程度ございました。今年度その分引いて、消耗品費の予算額となると約20万円程度の減になるわけなんですけども、そういった中で消耗品費には予算を見ております。ただ教育的な教材に関する配分予算については大体现状、例年通りの予算を設置させていただいておりますし、学校図書費でございますけど、これにつきましては3%程、前年比より増額の予算を予定しているところでございます。

次に特色ある教育活動の予算をどのように配分してるかということですけども、この予算につきましては、例年予算編成時期前に各学校より事業計画書の提出をいただいております。その計画書の中を色々聞き取り、さらには調査致しまして、学校のそれぞれの特色を生かした意向等を十分お聞かせいただいた中で、予算の計上をしていっているわけでございます。なお、この180万円の予算につきましては、確かに2年、3年ついているんですけど、こういった中で学校側にもご理解をいただいているところであります。以上です。

○委員長（永井繁樹） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（堂前芳昭） 部活動についての項目について特別な意味があるかのご質問でございますが、先ほど申しましたように学習指導要領の改正等に伴ってのスポーツ指導員という位置付けの中で今回項目として計上させていただいております。

○委員長（永井繁樹） 佐々木委員。

○委員（佐々木芳男） 一つだけお伺いしたいのですが、この教育費に関して、一般会計予算の総額の中の大体構成比で義務教育費は何パーセント位に値してるのか、お伺いして終わりたいと思います。

○委員長（永井繁樹） 教育部長。

○教育部長（高橋平明） 教育費が一般会計の中で占める構成比ですけども、8.6%に、これは職員を除いていますけど8.6%になります。

○委員長（永井繁樹） 佐々木委員。

○委員（佐々木芳男） それではなくて、本当の義務教育費にかかる予算、教育全般ですね、社会教育も含めて8.何パーセント。義務教育にかかっている構成比はどれくらいかということなんですけど、わかればお伺いしたい。

○委員長（永井繁樹） ここで暫時休憩を致します。

(10:38 休憩)

(10:39 再開)

○委員長（永井繁樹） 引き続き会議を開きます。

教育部長。

○教育部長（高橋平明） 義務教育費が占める割合ということですが、款項の区分でいきますと、小学校費、中学校費が義務教育費になりますので、この小学校費、中学校費が教育費の中で占める割合は28%、一般会計の予算総体の中で言いますと2.4%になろうかと思えます。

○委員長（永井繁樹） 他に質疑をお受け致します。

野原委員。

○委員（野原恵子） 2点についてお伺いいたします。171ページ、教育財産費、この部分になるのではないかと思います。一つは各小中学校の分煙対策、これはどのような状況になっているかということをお伺いしたいのですが、各学校においてまぢまぢだとお聞きしてはありますが、例えばある学校では、空気清浄機が置いてありまして、そのまわりでタバコを吸う。そうなりますと、空気を入れ替えできないような時には、空気がずっと教職員室に空気が蔓延しているということで、吸わない人たちが非常に咳がでるとか具合が悪くなるとかそういう状況があるということと、教員室には子供が自由に出入りします、そういう点では吸わなくてはいいいものを吸ってしまって、体によくないのではないかという意見が一つありますので、分煙の対策がどのような状況になっているのかということをお伺いしたいと思います。

それと水道の問題なんですが、水道の水非常に悪くて、保健室では子供に薬を飲ませたりする時にはこの水道水を飲ませることができなくて、自宅からポットを持ってくる状況もあるということをお伺いしております。それで水道管の取り替えというところでは、水道水の悪いところの水道管の取り替えを把握しておりましたら、どのように改善していくのかお聞きしたいと思います。

もう一点は193ページ、保健体育費の中の町民プールの温水化の問題なんですが、本庁のほうの町民プールは温水化されまして、これは非常に喜ばれております。その中では大人の方の利用も増えていると思うのですが、今年の町民プールの開館状況、開館時間、その予定をお聞きしたいと思います。

○委員長（永井繁樹） 学校教育課長。

○学校教育課長（飛田 栄） 小中学校、校舎内での分煙対策の件でございますけれども、タバコ喫煙となりますと先生方になるわけなんですけど、今ほとんどの学校が分煙室を設けて、言ってみれば更衣室の一部を仕切って分煙室として使っている学校もございますし、外に近い場所に排煙機、そういったものを設けて、喫煙所を仕切りながら設けているというようなこと、各学校でそれぞれ学校のスペースを生かしながらやっています。ただ職員室の一角で仕切ったとしてもどうしても煙が流れ込むというようなことがあろうかなと思えますけれども、いずれにしてもそういう対応策をとっている状況にあります。

2点目の学校施設の水道水の関係でございますけれども、2、3年前に幕別小学校、札内中学校でそういう水の濁りが若干あったというようなことがありまして、それらについては、水道管を取り替えるなどの工事の中で対応させていただいております。なお、ここ1、2年の間では特別水道管の水の悪化ということは特別聞いていない状況であります。なお、そういう事実があり学校から要望がありましたら直ちに対応策をとっていくということになろうかと思えます。以上です。

○委員長（永井繁樹） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（堂前芳昭） 幕別本町の温水プールについての今年度の利用状況及び時間についてでございますが、まず今年度の利用状況につきましては6,878人でございます。また、期間及び時間等につきましては、5月の1日から10月31日まで。時間帯につきましては10時から20時までを予定しております。今ご説明申し上げましたのは、平成14年度の利用状況と実態でございます。平成15年度におきましても同じ時間帯で運営する予定でございます。

○委員（野原恵子） 分煙対策の件なんですが、各学校によって分煙対策がまぢまぢだと思えますけれども、空気清浄機を置いているですとか、それから空き教室ですとか、様々対策、その学校によって対応がまぢまぢだと思えますけれども、その空気清浄機があっても小さくて、タバコを吸う人が多くて用を足さなくなっているという状況があると聞いております。それでタバコを吸うという喫煙する場

合にはきちっとコーナーを設けて、吸わない人がそれを自然に吸う、そういうような状況がないような対策をきちっと立てて欲しい、そういうことなのです。それをしなければ、やはり吸わない人にも影響があるのではないかということで、その学校学校に任せるのではなく、そのタバコの煙を吸いたくないというそういう分と、子供の影響を考えてきちっと対策を立てていくことが必要ではないかと思えます。

それと、水道水の件ですけど、学校から要望があればということをおっしゃいました。それと、対策はもう立てているとおっしゃいました。ですけれども実際に保健室でポットを持ってきているという事実があるということですので、きちっと調べましてその飲めないような水が実際にでているという状況があるということですから調べて対応させていくことが必要だと考えます。その点お聞きしたいと思います。

それと温水プールなんですが、温水プールの要望、年間を通して温水プールにして欲しいという要望もあります。その考えがあるかどうかお聞きしたいと思います。

○委員長（永井繁樹） 学校教育課長。

○学校教育課長（飛田 栄） まず分煙室の関係でございます。先ほど私の方で申し上げましたように更衣室の一部を使って職員室の端の方を仕切って使っていると、色々学校まちまちが事実でございます。これらにつきまして、子供たちにそういうことの生じないような状況を、一度教育委員会のほうで確認させてもらって、措置をとれるかどうか検討していきたいと思えます。

それから水道管の関係でございます、水質の関係になります。水道水の検査はもちろん毎年やっております。ただ急に水道管が汚れているというようなことでそういうことも生じる可能性もあるわけなんですけど、いずれにしましても、子供たちに影響のないように、もしそういうようなことが生じましたら、緊急的に対応していることになりますので、ご理解をお願いしたいと思います。以上でございます。

○委員長（永井繁樹） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（堂前芳昭） 温水プールの通年化についてでございますけれども、幕別町の温水プールにつきましては、一つには構造上、冬季間の利用は開館できないような構造になっております。それが一つと、もう一つは維持管理等につきまして冬季間利用した場合に相当な維持管理費がかかるというのがございます。それで構造上の問題でございますけれども、一つはボイラーで温水化をしておりますが、今のボイラーでは対応できないということと、上がテント一枚ものになっております。このテントについて、あくまでも太陽熱を利用しながら温水化を図っているということもございます。冬季間の場合はむしろ太陽熱よりもむしろ放熱する度合い、割合の方が相当数多いというようなことで非常に難しい、あるいはプール本体が断熱になっておりません。あるいは両側の構造上、壁ですとか窓ですとか、これらについても冬季間の対応になっていないというようなことから今のところ通年化については考えておりません。

○委員長（永井繁樹） 野原委員。

○委員（野原恵子） 水道管の問題なのですが、要望があれば取り替えるのではなくて、今確かそのようにお答えになったと思うのですが、そうではなくて実際にそういうふう子供たちが飲ませられないような水が出ているということなんです。ですからそのところをきちっと対応して、即対応していただくよう、調べて対応していただきたい。その点いかがですか。

○委員長（永井繁樹） 教育部長。

○教育部長（高橋平明） 各学校の水道水につきましては、先ほど申しましたように毎年検査をしております。この検査の結果、水道水として不適という結果は出ておりません。課長が申し上げましたのは、万が一水道管が汚れによって水道水が汚れてしまう、こういった事態が発生した時には直ちに対処しますという答えです。現状の水道水で検査上問題が指摘されていないわけですので、あとどういった問題があるのか各学校で問い合わせております。以上です。

○委員長（永井繁樹） 他に質疑をお受け致します。

中橋委員。

○委員（中橋友子） 206ページ、8目、スポーツセンター管理費。この中で、当初予算の説明の中で、利用が非常に増えているということでしたが、総合健康増進システム、これはどこにかかわってくるのかと思うのですが、総合健康増進システムを取り入れられてやっていますね。これで昨年でしたか、幕別本庁の施設にあったものをスポーツセンターに2分をして、両方に使えるような体制をとって開始されておりました。そこでですね、そういうふうにされたんですけども、器械そのものは増設されたわけではないものですから、一部システムの中の組替えを行って、両方で使えるような形をとられてきたんだと思うのです。これに対しては全体がそろって初めて効果があるんだというような意見がたくさんありまして、そのへんの考え方、新年度の中ではどのようにすすめられるのかお伺いしたいと思います。

二つ目なんですが、これは181ページ、2目教育振興費の14、コンピューターの借上げ、同じく185ページ、2目教育振興費の14、教育コンピューターの借上げ。これは決算の時に借上げがいいのかどうかということで質問した経過がありますが、今回は昨年の予算から比べたら、中学校のほうで20台増やされるということで増えています。それから平成13年の決算から比べても、両方とも増えています。これの台数と増えるにはそれなりの予算、必要とするところがありますので、その内容を教えてください。

○委員長（永井繁樹） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（堂前芳昭） トレーニングセンターの機械についてでございますけれども、今年の6月の補正で一応同様の機種を計上したいと考えております。

○委員長（永井繁樹） 学校教育課長。

○学校教育課長（飛田 栄） コンピューターの借上料の関係でございます。まず小学校費についてでございますけれども、10年度に借り上げしております20台分、それから11年度に借り上げしております14台分、それから12年度に借り上げしている22台分、それから13年度に借り上げしております22台分、それに合わせまして、今年度借り上げ予定を致します42台分、合わせまして1,350万ほどの小学校借り上げになります。中学校費でございますけれども、これにつきましては11年度の22台分、それから12年度の22台分、13年度の42台分、13年度の18台分、15年度、札内中学校で増台する20台分の合わせた借上げ料として1,900万ほどになります。これらについて、例年より若干あがっているのではないかなというようにございまして、コンピュータ本体そのもの自体は、平成8年、10年から比べると価格自体は下がっております。しかしながら、関係するソフト類の経費、そういったものが大きくなってきている。言ってみれば機能的に逆に時代に即したソフトが開発されている部分で価格があがっていると認識しているところであります。以上です。

○委員長（永井繁樹） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 健康増進システムはわかりました。パソコンのほうです。決算の時に伺いましたら、5ヵ年計画で借り上げという契約を行ってやってらっしゃると聞きました。今年もその流れの中でやられているのかどうか、一つ確認したいと思うのですが。だいたい経費、細かく何年何台と教えていただいたのですが、例えば小学校合計してみますと110台ちょっとですか、そのぐらいの台数のコンピューターが、今年度の予算でいけば1351万というふうになりますと、1台12万とか13万になります。その5ヵ年リースとなると1台当りの経費が60万になるというふうに単純に計算したらそうなるんですけど、そういうことでしょうか。そして、これは本体と、今言われているようにソフトのお金が入っているということですが、その割合ですね。本体はいくらでソフトはどのぐらいの割合で予算が組まれているのですか。

○委員長（永井繁樹） 教育部長。

○教育部長（高橋平明） 決算の時にも申し上げましたけど、学校用のソフトというのはかなり高価なのでございます。これが年々更新されます。それで今割合はどのぐらいなのかということでございまして、学校のソフトですね、これはおよそ半分半分。これはおよそですけども、機械とソフト

トで半分半分になろうかということになります。ソフトにつきましては、たとえ5年前に一度入れますけれども、その後2年、3年で更新されるということもございます。ですからソフトの更新は、次々新しいものを入れていきたいというふうに考えてございます。ソフトそのものはですね、コンピューター一台につき1個必ず買わなければならない。ソフトそのものだけで、ソフト1個買って、例えば30台のコンピューターに供給できるかというのではなく、著作権がございまして、ソフトもコンピューターの台数に合わせて買わなければならないという問題がございまして、ですから、単価的にはちょっと高いのかなと。

あと5年リースですと当然年間の分のリース料の上乗せがある、買取に比べての上乗せがある。それと買取とリースについての比較検討はさせていただきます。買取を致しますと単価的には確かにコンピューター本体の値段は下がるのですが、ソフトそのものは全く変わらない状況にございます。それと買取にいたしますと万が一壊れた場合、この保証がないわけですから、新たに例えば修理をする、あるいは新たに買わなければならないという問題が発生いたします。そういった趣旨のことを諸々検討いたしまして、リースで引き続きやっていきたいという結論に達している状態でございます。

○委員長（永井繁樹） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 半々の割合でリースでやられていると、当然アフターケアも入りますから買うものよりは高くなる。でも一台例えば60万というふうにすると30万が本体で30万がソフト。昨日幕別庁内のコンピューターの価格をお伺いしたら、一台12万と昨日の答えでおっしゃってられました。12万とその30万の差というのがどういうふうに判断するのか。これは壊れやすいとか庁舎の中にあるものではなくて学校が管理しているものですから、そのへんの難しさもあるかと思うけれども、倍以上の差というのは理解できないです。それが一つ。

もう一つ、ソフトの30万。聞きましたら教育は教育の専門の何か特殊なソフトがあると聞くのですが、このソフトの30万にしても、では120台のコンピューターの一台一台にそういうものをつけていかなければならないのかということと、それが本当に教材としてどのいうふうに活かされているのか、特殊なものが必要なのかということまで含めてどうなのでしょう。

○委員長（永井繁樹） 教育部長。

○教育部長（高橋平明） 確かに役場で購入したコンピューター、あるいは購入、買取とやっておりますので、それと比較をしますと単純な比較では金額的に増えるものでありますけど、小中学校のコンピューターにつきましては、設置するケーブル料金ですとか、そういった諸々も一緒にリースの中に含まれているので、設置工事部分も一緒に含まれているというようにお考えいただきたいと思っております。

それともう一点。コンピューターのソフトの必要性についてでございますけれども、これも各学校でまず聞き取りを致します、導入にあたってどのようなソフトが必要なのかという聞き取りを致しまして、それをそのまま教育委員会が承認して全部を購入しているものではございません。必要なものについては、それを担任する先生方と一緒に、教育委員会が入って、これは必要であるか、これは他のもので転用できないものなのか、あるいは本当に全く使わないようなものまで入れる必要はないという考えをもっていますので、そういったことについては、学校と教育委員会が必要なソフトについて十分な打ち合わせをした上で購入をさせていただいているところでございます。先ほど申しましたとおり、著作権の問題がありますので、コンピューター一台に対しては必ず一つのソフトを入れなければならないということになっておりますので、それはご理解いただきたいと思っております。

○委員長（永井繁樹） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 設置するための費用を含めたとしても、それぞれ子供さん同士がつながってやるような仕組みになるんでしょから、庁舎の中と同じだとは思いませんけど、それとて倍以上の開きがでてくるというのは、学校全体の中で一つの教室の中で設置されてやるわけですよ。それは工事費はいくらなんだとかというふうになっていくのですが、それにしてもこの倍額の金額がでてくるのは、ご理解いただきたいと言われても納得ができないとなります。

それで、もう一つソフトの問題なんですけど、特殊なソフトというのは一般のソフトと比べて高い

というふうに聞いております。専門のソフトというのでしょうか、いわゆる教育は教育専門、それぞれあります。しかし、それが本当に子供の教育にとってどうなのかとなった場合には、専門のものが入っているだけに、家やなんかに帰ったら専門ではないわけですから、子供たちにコンピューターの効果を求めた場合に、専門を使うということが果たしているのかということも疑問があると現場から出ています。それでももっとも一台のコンピューターの経費が60万で本体が30万、ソフトが30万というような機械的に言ってますけれど、こういうような構図そのものにまず疑問を持たなければいけないと思うのです。30万のソフトを毎年吟味して買っているというのですけれども、本体よりも付属がずっと高くなっていくなんてこと自体が一般的には考えられないことだ。

それからもう一つ、その必要とするソフトのことも教育の教材として必要なのか、先生が教えるために必要とするものなのか、それとも子供がそのコンピューターを色々使えるようになっていくために必要なものなのか。パソコンというのは教員の変わりにならないと言われてますから、教える立場の先生が教えるために必要とするのであれば、そこだって改善が必要だと思いますし、子供たちが本当にいろんなパソコンの操作を覚えて、その機能をきちっと駆使して自分のものに身につけてパソコンを使えるような人間になっていくと育てたいと思うのであれば、一般のソフトでも十分に使っているのではないのかと思うのです。その役割、位置付けですね、これはどんなふうにおさえて予算を組まれているのでしょうか。

○委員長（永井繁樹） 教育部長。

○教育部長（高橋平明） ソフトのことですけれども、このソフトにつきましては専門性のものも勿論ございます。ただ専門的だから難しいかということ、コンピューターを使いやすいようにそれは設計されているものでありますで、当然低学年から例えば中学生でも扱えるいう内容になります。ただそれが、家庭に帰ってそれが使えないのではないかと、ということになりますと、それはそうではなくて、コンピューターにまず低学年で慣れ親しんでいただく、そのためのソフトでございます。高学年には高学年で漢字ですとか数学ですとかのソフトもございます。中学生は中学校向けのソフトもございます。ですから小学校でいいますと、低学年から高学年にむけて各種ソフトも揃えなければならないということもございます。それから教師としての必要なソフト、これはそんなに多くはないです。あったとしても一種類か二種類しかないです。それはどう教えるかという問題ではなくて、コンピューターをどうつなぐかだけのソフトですから、それはたいした問題ではないのですけど、今言ってるソフトにつきましては、そういった子供の例えば教科によっても違いますし、それから子供の学年によっても違う、いろんな各種なものを揃えなければならない。それからそのソフトを使って、いろんな読み書き計算ができるようなものもありますし、あるいはインターネットに移行していく、インターネットの利用に慣れていくためのもの、それから例えば年賀状ですとかそういったものも作成できる。あるいは、自分たちでホームページを作ってみようというソフトもこれはそれなりに揃えてございます。

そういったものでありますから、多種多様のソフト、少ない種類で済むというものでもありませんので、多種多様のソフトを揃えなければならないという現状もございます。それらを全て学校で使えるもの、使っていただくもの、子供たちのためにとって必要なものという判断の上で、これは絞りに絞った上で今購入をしているのが現状でございます。

それから値段的なことでもございますけれども、これは確かに一般的なコンピューターの買取の値段と比べて高いという認識はもっています。これについては15年度の契約に際して、私どもの積算と合わせたそれなりの契約をさせていただきたいというふうに考えております。

○委員長（永井繁樹） 質疑の途中ではございますけれども、この際11時25分迄休憩を致します。

（休憩11:09）

（再開11:25）

○委員長（永井繁樹） 引き続き会議を開きます。

中橋委員。

- 委員（中橋友子） 教育予算全体の中で、このパソコンの占める割合は非常に高いと思うのです。総合計で今年度だけで32,567千円ですか。他の経費を削減して全体として乗り切るという予算の中で、これだけ大きいウエイトを占めるものを購入してやっていくというふうになれば、教育の効果だとか、価格が適正化ということが常に吟味されてやっていかなければならないと思うのです。それでどう考えても、ソフトにも本体にもそれぞれ一般から比べたら高い、と言い切ります。それで改善に向けてやっていただきたいのですが、一つはどんなふうに入札されているのか。これから新しくというよりは、これまで契約されたものを引き継いでいかれると思うので、どんな業者とどんな形で契約をしてこの結果に至っているのか、ソフトの部門と本体の部門は違うのか、そこを教えてください。
- 委員長（永井繁樹） 学校教育課長。
- 学校教育課長（飛田 栄） コンピューターの契約の方法なんですけど、これにつきましては入札ではなく、随意契約の購入をしております。以上です。
- 委員長（永井繁樹） 説明者に求めます。入札状況の質問です。業者等の質問もごさいますので合わせてご答弁下さい。
- 委員長（永井繁樹） 学校教育課長。
- 学校教育課長（飛田 栄） 入札ではなく、随契約をしているということで、これにつきましては過去のコンピューターに関する実績ある業者さん、2社によります見積もり合わせによる随意契約により契約させていただいてるということであります。本体とソフトの契約につきまして、同じ契約、一緒に契約をしているということでございます。
- 委員長（永井繁樹） 中橋委員。
- 委員（中橋友子） それでは本体とソフトが一緒だということは、両方ともコンピューターの関連会社ということですね。よくソフトはソフトでその特殊分野、教育なら教育分野の特殊なものだからそこで扱っていて、競争の原理が働かなくてそこから買わざるを得ないという状況があるように聞きますけど、そういうことではないんですね。そういうことが価格が高くなっていく原因とも考えたのですけど、そうではないんですね。
- 委員長（永井繁樹） 教育部長。
- 教育部長（飛田栄） 先ほどソフトと機械と分けると半分半分だと申し上げましたけれど、この機械の中に、パソコン本体と周辺機器も含んでございます。周辺機器といいますのは、プリンターですとか、デジタルカメラ、それからプロジェクター、そういったものもこれは教材として必要なものですから一緒に含んでおります。ちょっと今計算をしまして、割合で申しますと、ソフト的に50%の金額になりますけども、そういった周辺機器と5年分の補修契約、それから設置工事、これらを含めて大体20%の金額になろうかと思えます。ですからコンピューターの本体の値段的には30%位になるということでございます。ですからだいたい16、7万位、本体だけでみますと言う意味です。何も入っていない状態でみますと16、7万かなということになります。
- 先ほども申し上げましたように、これらを例えば本体だけ買って、ソフトはソフトで別に契約、保守は保守、こういったいろんな買い上げと考えると、先ほど申し上げましたように、ソフトを入れる際、あるいはLANを組む、それから5年分の保守点検、別々に契約していくというかたちになります、買い上げの場合は。それと、こういったリースで行った場合の部分がどちらがいいかという比較検討を行った結果、当然一括で一社5年分をおまかせするという方が、金額的にも安くなるという結論を得ております。
- それから先ほどから申し上げておりますように、この見積もりについてですけれども、これにつきまして、あくまでも業者からの見積もりを合わせて行う予定でありますけれども、それは中身について、なおいっそう厳しい目を向けて、価格的に十分納得できる金額で契約を行いたいというふうに考えております。以上です。
- 委員長（永井繁樹） 中橋委員。
- 委員（中橋友子） 今後ともですね、極力節減の方向に向けていただきたいということです。それで

色々計算しても最終的には全体の30%ということであれば、17,8万から20万近くなるということについては一般から比べて倍額近い値段になっているという事実だと思います。その辺もおさえていただいて、改善していただきたいということと、それから必要なものをきちっと設置していく。当然プリンターだデジカメだということも出てくるんでしょうけれども、押さえとしましては、小学校の分野では、私が思うのには、パソコンはパソコンに慣れる入り口としての役割がまず大きいと。中学校になって専門性だというふうに聞いております。慣れるということであれば、パソコンそのものに装備されている機能だけで十分やっつけていける分野も大きいというふうにも聞いています。ですから活用の状況もしっかりと研究なされて、これが全体の中で毎年毎年こんな割合になっていかないように、極力削減に向けて努力されていくことを求めたいと思います。

それと一括が安いと言い切られましたが、ここだけなんです、パソコンそのものもどんどん機能がよくなってきておまして、故障についても、アフターもかなり入っていると思うのですが、ほとんどいらなくなってきているというようなことも聞いております。ですから今の時点で一括が安くても、そういう機械そのものの性能が高度化しているということもありますので、そういうことも十分毎回毎回きちっとおさえられて、経費の節減に向けていただきたい。いかがでしょうか。

○委員長（永井繁樹） 教育部長。

○教育部長（高橋平明） まず経費の節減につきましては、私どもも一生懸命がんばっていきたく思っております。中橋委員のおっしゃられた通り、コンピューターが年々進んでおまして、確かに壊れにくいものができております。そういったものも新たなコンピューターの発売状況等みながら、今おっしゃられた通り、私どものほうでもそれなりの対応をしていきたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○委員長（永井繁樹） 他の質疑をお受け致します。

他に質疑はないようでございますので、10款教育費につきましては以上をもって終了させていただきます。

次に11款公債費、12款職員費、13款災害復旧費、14款予備費に入らせていただきます。

11款公債費、12款職員費、13款災害復旧費、14款予備費の説明を一括して求めます。

総務部長。

○総務部長（新屋敷清志） 11款公債費につきましてご説明申し上げます。217ページをご覧ください。

11款公債費、1項公債費、1目元金、本年度予算額、1,932,644,000円、借り入れしております起債の起債償還元金であります。公債費の借り入れ状況一覧につきましては、別冊の予算積算基礎の22ページから34ページに掲載の通りであります。

2目利子、本年度予算額、648,669,000円、借り入れしました起債の償還利子と、一時借入金の支払利子であります。

3目公債諸費、本年度予算額、350,000円、起債償還にかかる支払い手数料であります。

次に12款職員費につきましてご説明申し上げます。218ページになります。

218ページ、12款職員費、1項職員給与費、1目職員給与費、本年度予算額、1,971,989,000円、前年比66,683,000円の減となっております。本目は特別職を含めまして、211人分の一般会計から支弁する職員の人件費等でありまして、給料、職員手当、次のページの共済費などが主なものであります。

次のページ7節の賃金につきましては、臨時職員のうち常雇職員にかかる賃金であります。

19節負担金補助及び交付金につきましては、福祉協会への負担金であります。前年度比較66,683,000円の減でありますけれども、昨年度の給与費の削減によります減、及び事務事業の見直し等によりまして、職員6人の減が主な要因となっております。

次に14款の予備費についてご説明申し上げたいと思っております。

なお、13款の災害復旧費につきましては、後ほど経済部長のほうからご説明させていただきたいと思っております。

14款予備費、222ページになります。

14款予備費、1項予備費、1目予備費、本年度予算額、5,000,000円であります。

以上で私からの説明を終わらせていただきます。

○委員長（永井繁樹） 経済部長。

○経済部長（中村忠行） 続きまして13款、災害復旧費についてご説明させていただきます。

221ページになります。13款災害復旧費、1項農林災害復旧費、1目補助災害復旧費、予算額、3,605,000円、本目につきましては、平成14年10月の台風21号による大雨災害による復旧費であります。15節工事請負費につきましては、中里の明渠排水路の復旧工事を行うものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（永井繁樹） 説明が終わりましたので、一括して質疑をお受け致します。

（なしの声あり）

○委員長（永井繁樹） 質疑がないようでございますので、11款公債費、12款職員費、13款災害復旧費、14款予備費につきましては、以上をもって終了させていただきます。

次にお計りを致します。昨日阿部委員より衛生費にかかわる豊岡ごみ処理場適正閉鎖工事にかかわっての図面等の資料請求がございました。この際これをお配りしたいと思いますが、ご異議はございませんか。

（なしの声あり）

○委員長（永井繁樹） それでは暫時休憩をさせていただきます。

（休憩 11:37）

（再開 11:38）

○委員長（永井繁樹） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいまお手元に配布されました資料に関わりまして、質疑をお受け致します。

阿部委員。

○委員（阿部確） 図面について内容説明していただければわかるのではないかと思います。

○委員長（土木課長）

○土木課長（田中光夫） 図面についてご説明いたします。図面につきましては3枚になっておりまして、まず一枚目、これは上から見た平面図でございます。平面図につきましては、大きく左側の部分のメッシュになっている部分、これが上端部、平らな部分でございます。中央下側にありまして排水が法面になりますけど、それに対して排水を処理をするという形になりまして、右側に流末側溝になっております。2枚目の図面につきましては、これを大きく切ったところでございます。これを法面の部分がどのような形の勾配で処理されるかということでございます。法面については、法面勾配を2割設定致しまして、大きく約15メートルおきに大きな踊り場を作りまして、5メートルおきに小段を作っていくという形で処理をするということになります。3枚目の表でございますが、代表的な横断面図と申しまして、これについては点線に入っている部分がございます。それに対して、先ほどの法面を復土していくということになりまして、こういうような形、それを年度計画によりまして、随時下から盛り土をしていくという形で仕上げる。そして17年度までにこの事業を完成させるということでございます。以上でございます。

○委員長（永井繁樹） 阿部委員。

○委員（阿部確） 概略はわかるのですが、この積算書のほうにあるように、今説明の中のトラフ、我々にこういう用語などもわかりませんので、そのへんをもうちょっと教えていただきたい。トラフとか法面保護とか、このへんどういふとこなんですか。

○委員長（永井繁樹） 土木課長。

○土木課長（田中光夫） 法面保護でございますけれども、これについては復土する土砂でございます。そのまま放置いたしますと当然工事等々で流出する恐れがございます。それを速やかに流すためのりめん張り芝をするというような形でございます。当然その排水処理としてトラフを入れるということになります。そうすることによってその流出を防ぐということを考えております。以上です。

○委員長（永井繁樹） 以上を持ちまして歳出1款議会費から14款予備費までの審査が終わりましたので、引き続き一般会計、歳入の審査に入らせていただきます。

1款町税より20款町債まで一括説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（新屋敷清志） 歳入につきましてご説明致します。

9ページをご覧くださいと思います。

1款町税、1項町民税、1目個人、754,228,000円でございます。給与所得者の課税額は減少しておりますけれども、農業所得の増等を見込みまして、前年度比2.1%の増で計上しております。

2目法人、153,234,000円。法人数の増による均等割り及び法人税割の課税額の増などによりまして前年比1.8%の増で計上しております。

2項固定資産税、1目固定資産税、909,462,000円でございます。新築等の家屋の増加はありますけれども、評価替えによりまして家屋の評価額が大きく減少することなどのため、前年比7.6%の減で計上しております。

10ページをご覧ください。2目国有資産等所在市町村交付金、15,320,000円。桂町の道営住宅取り壊しにともないまして減額となっております。

3項軽自動車税、1目軽自動車税、33,643,000円。主に軽四輪の乗用自動車の増によりまして、7.4%の増で計上しております。

4項町たばこ税、1目町たばこ税、147,075,000円。喫煙率の減少を見込みまして0.5%の減で計上しております。

5項入湯税、次のページになりますが1目入湯税、9,485,000円。過去の4、5年の実績に基づきまして、若干の利用増を見込みまして4.5%の増で計上しております。

6項特別土地保有税、1目特別土地保有税、145,000円でございます。保有分の減少に伴いまして、減額で計上しております。

12ページ、2款地方譲与税、1項自動車重量譲与税、1目自動車重量譲与税、190,000,000円でございます。これにつきましては制度改正が予想されることによりまして、増額で計上されておりますけれども、これにつきましては市町村道の整備にかかる国庫補助負担金の見直しに伴いまして、自動車重量税の総額の4分の1を市町村にきておりましたが、3分の1になるということで増額ということで計上しております。

2項地方道路譲与税、1目地方道路譲与税、75,000,000円。これも制度改正が予想されることから減額ということで計上しております。これにつきましては自動車重量譲与税と同様の理由から、これは揮発油に課される地方道路税の総額のうち、今までは市町村に57%できておりましたけれど、今度から42%に減額されるということから減額で計上したところであります。

3款利子割交付金、1項利子割交付金、1目利子割交付金、17,000,000円。交付実績等考慮しまして減額で計上しております。

14ページ、4款地方消費税交付金、1項地方消費税交付金、1目地方消費税交付金、170,000,000円でございます。交付実績等を考慮しまして減額で計上しております。

5款ゴルフ場利用税交付金、1項ゴルフ場利用税交付金、1目ゴルフ場利用税交付金、近年の利用実績及び制度改正を考慮しまして減額で計上しておりますけれども、制度につきましては非課税制度ができるというようなことで、高齢者、障害者、18歳未満のものについて非課税制度ができるということで減額ということで計上しております。

次のページ、6款自動車取得税交付金、1項自動車取得税交付金、1目自動車取得税交付金、90,000,000円でございます。交付実績等を考慮しまして減額で計上しております。

17ページ、7款国有提供施設等所在市町村助成交付金、1項国有提供施設等所在市町村助成交付金、1目国有提供施設等所在市町村助成交付金、200,000円でございます。前年同額で計上しております。

18ページ、8款地方特例交付金、1項地方特例交付金、1目地方特例交付金、68,000,000円。前年

と同額であります。

19ページ、9款地方交付税、1項地方交付税、1目地方交付税、5,005,677,000円。8.8%の減額で計上しております。

次のページ20ページ、10款交通安全対策特別交付金、1項交通安全対策特別交付金、1目交通安全特別交付金、6,000,000円でございます。前年と同額で計上です。

11款分担金及び補助金、1項分担金、1目農林業費分担金、32,501,000円。これにつきまして農業基盤整備事業にかかる受益者分担金でありまして、当初予算としましては減額ということで計上しております。

2項負担金、1目民生費負担金、94,550,000円。これにつきましては老人福祉施設入所者の措置費及び常設保育所の保育料等であります。本年度から障害者施設入所につきましては措置費制度から支援費制度になるため減額となっております。

土木費負担金ですけど、これは廃目となっております。

次23ページ、12款使用料及び手数料、1項使用料、1目総務使用料、1,900,000円。町営バス及び近隣センター等の使用料であります。

2目民生使用料、3,569,000円。へき地保育料、保育所の保育料であります。

3目衛生使用料、1,930,000円。葬祭場等の使用料であります。

4目農林業使用料、14,848,000円。農業担い手支援センター使用料及び次ページの入牧料が主なものであります。

5目土木使用料、140,984,000円。これにつきましては道路占用料及び公営住宅使用料が主なものであります。

6目教育使用料、15,582,000円。幼稚園保育料、学童保育所保育料、百年記念ホール使用料などが主なものです。

2項手数料の1目総務手数料、10,031,000円でございます。

次ページをお開き頂きたいと思えます。26ページ、一番上の細節1の戸籍及び住民票の手数料、さらに細節2の諸証明手数料が主なものであります。

2目民生手数料、2,203,000円。居宅介護サービス計画等、いわゆるケアプラン作成手数料が主なものであります。

3目衛生手数料、1,750,000円。塵芥処理、畜犬登録等の手数料であります。

4目土木手数料、3,049,000円。これは建築確認関係の手数料及び開発行為許可かかる手数料であります。

27ページ、13款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費負担金、308,643,000円でございます。主なものにつきましては、国民健康保険基盤安定費、障害者保護費、それから老人保護措置費、保育所運営費、児童手当などにかかる国からの負担金であります。なお、障害者保護費につきましては、今年度から支援費制度になったこと、それから町に権限委譲がなされたことなどから大幅な増となっております。

2目衛生費負担金、2,190,000円。保健事業等からかかる国からの負担金であります。

次のページ28ページ、2項国庫補助金、1目民生費補助金、4,355,000円。障害者ホームヘルプサービス事業の実施にかかる補助金が主なものであります。

2目土木費補助金、59,903,000円。道路整備事業、公営住宅の家賃対策等にかかります補助金であります。

29ページ、3目教育費補助金、83,066,000円。就学援助費及びスキー場リフト整備、それから埋蔵文化財発掘調査などにかかります国庫補助金でございます。

次の総務費補助金につきましては廃目となっております。

3項国庫委託金、1目総務費委託金、63,000円です。これにつきまして外国人登録事務などの国からの委託事務の委託金となっております。

30ページ、2目民生費委託金、8,516,000円。年金事務や児童手当事務にかかる委託金であります。

3目の農林業費委託金、5,823,000円。国営土地改良事業などに係る委託金であります。

次のページ、14款道支出金、1項道負担金、1目民生費負担金、154,731,000円。国庫負担金と同様に国民健康保険基盤安定費、障害者保護費、老人保護措置費、保育所運営費など、また児童手当などの道負担金となっております。

32ページ、2目衛生費負担金、2,190,000円。これも先ほどの国庫負担金で説明しましたとおり、それぞれの負担割合に基づきます道の負担分となっております。

3目農林業費負担金、12,070,000円。農業委員会職員設置費にかかる道の負担金が主なものであります。

2項道補助金、1目総務費補助金、605,000円。駒島線の町営バスの運行費補助であります。

2目民生費補助金、131,520,000円。各種福祉事業にかかる補助金でございます。障害者、介護予防、重度、母子、乳幼児等医療費等にかかる補助となります。さらにへき地保育所の設置だとか、子育て支援センターにかかる道補助金となっております。

34ページになります。3目労働費補助金、10,708,000円。緊急地域雇用事業にかかる補助金となっております。

4目農林業費補助金、105,701,000円。農林業関係事業にかかる道補助金でございますが、主なものにつきましては、1節の細節5、次世代農業者支援融資事業利子助成だとか、2節では畜産業費になりますが、細節5の食料・環境基盤緊急確立対策事業、3節の土地改良事業につきましては細節1の道営土地改良事業、さらには細節の3で畜産業費と同じ対策事業が主なものであります。4節の林業費につきましては各種造林事業の補助などであります。

36ページ、5目教育費補助金、10,331,000円。放課後児童対策事業、埋蔵文化財発掘調査事業などに対する道の補助金です。

6目災害復旧費補助金、3,222,000円。中里地区農業施設災害復旧にかかる補助金であります。

3項道委託金、1目総務費委託金、36,357,000円。一番下の道民税徴収事務だとか、次の37ページの知事選挙費事務費などの道委託費が主なものであります。

2目農林業費委託金、4,563,000円。土地改良事業で農業農村整備事業用地取得業務委託金が主なものであります。

3目の土木費委託金、3,271,000円でございますが、樋門管理業務だとか一般道営住宅の管理業務、さらには街路事業に係る用地取得業務委託金などが主なものであります。

38ページになります。4目教育費委託金、320,000円。こころの教室相談員活用調査研究に対する道委託金であります。

15款財産収入、1項財産運用収入、1目財産貸付収入、19,187,000円。土地及び建物の貸付収入となっております。

2目の利子及び配当金、68,000円。各種基金からの利子収入となっております。

40ページ、2項財産売払収入、1目不動産売払収入、4,500,000円。これにつきましては除間伐材等の売払収入となっております。

2目物品売払収入、8,944,000円。公社貸付牛の譲渡代、それから肥育牛売払などの収入となっております。

41ページ、16款寄付金、1項寄付金、1目一般寄付金、100,000円。一般の寄付金であります。

2目の総務費寄付金は3,630,000円でございます。これは札内川ゴルフ場利用者からの河川緑化整備事業寄付金、それから福祉推進基金などの寄付金であります。

42ページ、17款繰入金、1項基金繰入金、1目減債基金繰入金、275,190,000円であります。財源対策債等の償還に充当するための減債基金からの繰り入れをしまして、各種会計の公債費に支出するために当てるものであります。

2目の財政調整基金繰入金につきましては、220,000,000円。平成15年度の予算編成にあたりまして、

一般財源としまして財政調整基金から繰入をするものであります。

3目の河川緑化整備事業基金繰入金につきましては4,800,000円でございますが、河川緑化事業実施のために基金から繰り入れをするものであります。

次の代替輸送確保対策事業基金繰入金、それから次の酪農振興基金繰入金につきましては廃目となっております。

43ページ、18款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、200,000円。

次の44ページになりますけれども、19款諸収入、1項延滞金・加算金及び過料、1目の延滞金は30,000円。2目の加算金は1,000円、3目の過料は1,000円ということで計上しております。

2項町預金利子、1目町預金利子につきましては30,000円で計上しております。

45ページ、3項貸付金元利収入、1目社会福祉金庫貸付金元金収入は500,000円でございます。

2目のウタリ住宅貸付金元利収入は1,365,000円。

3目老人保健施設整備資金貸付金元金収入は7,692,000円でございますが、老人保健施設あかしあから、ふるさと融資にかかる償還元金の収入となります。

4目生活環境改善設備資金貸付金元利収入、1,600,000円でございます。これはトイレ水洗化改善にともなう貸し付けにかかわるものであります。

5目勤労者福祉資金貸付金元金収入、10,000,000円でございます。

次のページ、6目勤労者生活資金貸付基金貸付金利子収入につきまして、5,000円であります。

7目ゆとりみらい総合資金貸付金元利収入につきましては、70,075,000円。

8目の中小企業貸付金元利収入につきましては、235,000,000円。

9目の小規模企業振興資金貸付基金貸付金利子収入につきましては、25,000円。

10目の工業団地取得資金貸付金元金収入につきましては、221,260,000円ということで計上しております。

4項の受託事業収入、次の47ページの1目民生費受託事業収入は624,000円でございます。保育所の広域入所受託にかかる収入となっております。

2目農林業費受託事業収入、43,916,000円。草地改良や用排水、堆肥舎等、畜産基盤再編総合整備受託事業に対する受益者の負担分であります。

3目の土木費受託事業収入は、762,000,000円でございます。街路事業の用地買収、補償にかかる道からの受託事業収入となります。

5項雑入、1目滞納処分費は10,000円。

2目の弁償金は1,000円で計上しております。

48ページ、3目の違約金及び延滞利息につきましては1,000円です。

4目の雑入、208,627,000円でございますが、1節の土地開発公社の職員分の給与費負担から52ページまで、他の科目に属さない収入ということになっております。

次に52ページ、5目過年度収入、1,000円。

次の国民年金印紙売捌手数料につきましては廃目となっております。

53ページ、20款町債、1項町債、1目総務債、8,100,000円。これにつきましては近隣センターの外構工事にかかる起債となります。

2目の衛生債は74,300,000円でございますが、豊岡ごみ処理場適正閉鎖事業にかかります起債であります。

3目の農林業債は99,500,000円。各種土地改良事業にかかる起債であります。

54ページ、4目の土木債、118,600,000円。道路整備事業にかかる起債であります。

5目の教育債につきましては20,800,000円で、教員住宅の水洗化及び明野ヶ丘スキー場のリフト整備にかかる起債となっております。

6目の減税補てん債につきまして27,000,000円ありますが、恒久的減税による町税の影響額を補てんするための起債ということになりまして、元利償還金につきましては全額交付税措置されること

になっております。

7目の臨時財政対策債につきましては643,000,000円で計上であります。これにつきましては、地方交付税の財源不足を補うために、市町村が自ら臨時財政対策債というのを起こしまして、補てんする起債でございまして、平成13年度から平成15年度までの時限処置となっております。この元利償還金につきましては、この年次、全額交付税措置されることになっております。

以上で歳入の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い致します。

- 委員長（永井繁樹）　ここでご確認を致します。質疑を予定されております委員はおられますか。説明が終わったところでありまして、この際13時まで休憩を致します。

(12:00 休憩)

(13:00 再開)

- 委員長（永井繁樹）　休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑をお受け致します。額委員。

- 委員（額委員）　歳入の質問にいきます。9ページ、1目固定資産税の件でお伺い致します。

この中で当然色々な地権者がいると思います。そんな中で町外の地権者がどのくらいいるのか、また道外の地権者がどの位おられるのか教えていただきたいと思います。

それから11ページ、特別土地保有の関係で、今年度145,000円になっているわけですが、これも合わせて町外の地権者、また道外の地権者。この土地保有税は大規模な遊休地を課税される部分だと認識しております。当然バブル前の時代にいろんな本州業者が管内の土地を取得したり山林を取得したりという中で、初年度が取得額の3%を課税される、その後毎年1.4%課税されて、10年間たったらそれで消滅という認識をしております。そんな中で今言ったようにバブルの前の地権者は10年たっていますから、当然本年度のこういう類のものにはないかと思っております。しかし、145,000円の中で内容を聞きたいと思っております。

それと収納率の関係ですけれども、各租税の均等化ということの中で、当然部局も大変収納率には苦慮されていると思っております。しかしながら、平成12年には90.6%あったものが平成13年には89.4%に落ちている。だんだん収納率が下がってきた。今年に関して当然100%を目指して収納率を高めようという意気込みでいると思うのですが、およそ今年はどのくらいの収納率の数値を目標にしているか、このへんをお聞きしたいと思っております。

- 委員長（永井繁樹）　税務課長。

- 税務課長（久保雅昭）　まず1点目、固定資産税の関係でございまして、町外につきましては正確な数字ではございませんけれども、これにつきましては法人も含めまして町外に出している部分について1,800件ほどございます。

それから特別土地保有税の関係でございまして、15年度の課税件数の予定は9件ということで、そのうち道外が2件を予定しております。それで特別土地保有税の関係につきましては、今現在国会のほうで審議をされているということで、15年度から課税が停止になる見込みであるということでもありますけれども、今回まだ国会のほうを通過していないことから、予算のほうには計上させていただいております。

それから収納率の関係でございまして、目標としましては当然100%ということにしながらやっているわけでありまして、今日の厳しい経済情勢の中で、なかなかそこまでは難しいのかなという感じは持っていますけれども、まず現年分の収納率を必ず前年以上に向上させまして、未済額を減らしていくことで努力をしていきたいと思っております。以上です。

- 委員長（永井繁樹）　額委員。

- 委員（額委員）　特別保有税に関しまして、私も総合デフレ対策の中で全国で保有税4,500億あると聞いています。そういった中で、次年度そういったことでこれが消滅されるということは承知しております。それで固定資産税、町外含めて1,800件あるという中で、一つは収納率にかかわる問題なんですけど、特に道外の地権者の中で、固定資産税を含めていろんな税を徴収するのにどういう方法

をとっているのか。遠いから、遠距離だからそのままにしておくとか、行ってまで旅費の関係上不可能だという考えを持っているのか、これは固定資産税の平成13年度の不納欠損約300万位出ているわけでございます。また、特別土地保有税の不納欠損が26,000円が残っているわけで、そういった類のことが収納率を低下させている。また、不納欠損の数字を大きくしているといったようなことになっていないか、このへんも聞きたいと思います。

○委員長（永井繁樹） 税務課長。

○税務課長（久保雅昭） ただいま固定資産の関係でありますけれど、道外におきます滞納者については、今現在7件というようなことであります。ただそのうち4件につきましては今までも払って頂いているということでもありますので、今年度分が若干残っているとのことでもありますので、これについては収めていただけるものと思っておりますけれども、実際残っているのは、3件が残っているかたちになっております。

遠距離だから徴収に行かないのかというご指摘ですけれども、確かに道外につきましてはそこまで行ってやるということはなかなか難しいことかなと、そこまで徴収に行っても実際会えない場合があるでしょうし、それと町内における滞納者が非常に多いといったことも含めまして、現在町内においての滞納者の対策に力を入れているという部分もございます。ただ道外はなかなかあれですけど、道内につきましては、毎年一回札幌近辺まで行って徴収しているということもございます。以上です。

○委員長（永井繁樹） 額縁委員。

○委員（額縁太郎） 固定資産税の取れない部分が3件というような話なんですけど、遠距離に行って貰ったほうがいいのか、また督促状だとか出してそのままずうとおいたほうがいいのか、私は法治国家の中で、税は絶対国民が等しく納めなければならないという観点から、やはりそれは損得抜きにして行くべきと思っております。そう考え認識をお願いします。

それから、収納率の向上、助役以下いろんなプロジェクトを組んでやっているわけです。大変ご苦労だと思いますけど、一つには先日帯広市で、これはいい方法だと感じたわけです。各租税の中の督促状を出す時に、合わせて市税、便乗しているといったようなことで、成果が上がっていると聞いております。このへんの新たな考えなんですけれども、そのようなことも一向考えているかどうかお聞きしたいと思います。

○委員長（永井繁樹） 総務部長。

○総務部長（新屋敷清志） 始めに道外の出張して取ってくるのはいいのではないかとご質問ですが、私たちも基本としましては納税は公平性の確保が一番大事だと思いますので、今後も工夫していきたいと思いますが、とりあえず文書による督促、あるいは電話等による催促と合わせまして今後そのような形で進めていきたい、工夫をしていきたいと思っております。

それと、もう一点の督促状につきまして税務課長から。

○税務課長（久保雅昭） 帯広市の例が出たんですけども、これについて十勝支庁との共同というようなことだと思います。幕別町におきましても十勝支庁と共同で再交付書を出しております。それから支庁の職員と共同で臨戸徴収なども行っております。以上でございます。

○委員長（永井繁樹） 他に関連。

中橋委員。

○委員（中橋友子） 税の徴収の問題が出ましたので、総括の中でお尋ねしようと思っておりました。行政改革の幕別町が第2次計画で出した中で、税の収納率の向上を図るための手法として、強制徴収とそれからもう一つはサービスの停止ということを掲げられて、すでにプロジェクトチームを作られて強制徴収に入っていますね。そこで私はどんな手順で一つ一つの強制のところまでいっているのかということをお知らせしていただきたいということなんですけど、税は公平に払わなければならないものでありますし、払うという、基本的には町民のサービスを受けている町民の権利として、サービスを保証する権利として収めるものというものと認識しています。それがなかなかそういう認識が十分ではなく、この経済状況もありまして滞っているというところがあって、それでその対処のために

プロジェクトを作ったというふうなところまで理解します。その後になかなか効果を計るために最終的には強制というふうになっているんですが、私は最終手段というかそういうぎりぎりのものだと思っているんですけども、現実には今そこまで踏み込まれています。それで、どういう結果を踏んでそこまでいくのか、どう判断して強制的にやるというふうにされているのか、そこをまず伺います。

○委員長（永井繁樹） 税務課長。

○税務課長（久保雅昭） 収納率の向上にむけまして、昨年収納率向上推進本部を立ち上げたところでございますけれども、その中で資力がありながら滞納している方については、厳しい姿勢で望むということによっております。実際に昨年10月くらいから給与の差し押さえ、預金の差し押さえ、あるいは預金の差し押さえなどを進めておりますけれども、それをやるにあたりましては、今まで経過を十分に踏まえまして、今まで何回もの臨戸徴収を致しまして、その中でお話し合いをさせていただいて、その中で誠意を見られない方、その方について強制滞納処分を実施しているというような状況でございます。以上です。

○委員長（永井繁樹） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 私財がありながら支払う能力があっても払わない人に対して強制的にでるということで、私がここで一つ疑問に思うことは、収めなければならぬことに対する指導といいますか、不理解のためにそれが滞っている場合も見受けられます。そういう場合に、ただ回数重ねて徴収しても、理解していない場合には収めないですね。この点ではどのような考えを思っていますか。どのように対処されますか。

○委員長（永井繁樹） 税務課長。

○税務課長（久保雅昭） ただいまの話ですけれども、理解をしているかしていないかという部分でございますけれども、私も誠心誠意、滞納者の方とお話し合いをしまして、その中で理解を得ようということ而努力をしているところであります。ただ、中には何回説明しても理解していただけない方もいらっしゃるしまして、うちのほうでも努力をして、努力をした結果相手が誠意を見られないという判断を致しまして、滞納処分をさせていただいているという状況です。以上です。

○委員長（永井繁樹） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 給与の差し押さえとかというふうになりますと、最終的には雇用問題まで発展するということは十分考えられることですね。ですから本当にそこまでいく場合は、慎重に慎重を期して、そして交渉をするということだと思っております。私は率直に言って、そういう雇用に関わるようなところまで踏み込んでいる自治体少ないと思うのです、給与の差し押さえまでやるということは。それで、本当に最終的な手法として、そういうその法に基づいてやるのですからやれるということはわかるんですけども、回数を重ねる、理解を求める、これは払わなければならないものだということだけではなしに、やはり自治の確立もそこから生まれるんですけど、サービスと義務というものをきちっとセットで指導をしていくことと合わせて、合わせて仕組みによっては非常に複雑なものもありますから、自分の収入に直接課税されても、自分のサービスを受けるものじゃなくても、課税されてくる場合もありますから、そういう仕組みについても本当に手を施して、理解を求めて、その上でなおかつそういう状況が生じたときに行うことであって、私はその点ではまだまだ今とってられる手立ては十分でないと思うんです。十分でない中で、強制的にやるというのは非常に危険だと思っていて、そういう手法についてはもっと深めて、改めてやる必要があると思うのですがいかがですか。

○委員長（永井繁樹） 総務部長。

○総務部長（新屋敷清志） 昨年度、14年度ですけれども給与の差し押さえを6件ほど行っています。前年度はやっていませんので、昨年度から実施といております。このことにつきましては、昨年1月に収納率向上対策推進本部というのを作りまして、その中で話し合いをしながらこういう体制をとっていかねば駄目だろうということで決めたわけなんですけれども、その中でどういう人たちに対してそういうようなことをしていくかということになりますと、担当者が集まりまして休日に納税相談を行ったり、あるいは夜間臨戸を行ったり、あるいは強調月間というのを設けて呼び出しをしたりと

というようなことで呼びだし、訪問をしたりして、実施してるんですけど、なかなかそれに対して応じてくれない、誠意を持って応じてくれないという方について、うちとしてやむなくそういう形を取らせていくような形になっているのですが、最終的に給与差し押さえになりますと、本人にいろいろと経済状況等相談させていただいてやらなければならないのですが、今後も本人の生活状況等相談させていただきながら実施していきたいと考えております。以上です。

○委員長（永井繁樹） 中橋委員。

○委員（中橋友子） もちろん本人とお話をなされてということではありますが、うちでその6件やられた場合にも、本人には会社にまで差し押さえに行くということを伝えないでやってる場合もありますね。本人はいきなり会社のほうから差し押さえがあったと会社から知らされて対処にむかうという事例もありました。これは、やはりもっと同じ町民なんですから、職員も、それから納めるほうも同じ町民ですよ。きちっと事の重大性と、それから結果こうなることも含めて、手前でもっともっと周知をされる努力というのは足りないと思うのです。ですから給与の差し押さえにしても、ここまできたら本人の会社にまで行きますよということを勧告されていて、それでもなげていたというのであれば、それはいって本人の怠慢というのがありますよね。しかし、今出された事例の中には、そこをしないでいきなり会社に行かれています事例もありますから、こういう点ではもっともっと私は町としての町民に対する、あくまでも権利を行使する義務なんだという姿勢の追求が不足しているように思うのです。そうであるならば、そういう不足した段階で強制執行をやるべきではないというふうに思います。どうですか。

○委員長（永井繁樹） 総務部長。

○総務部長（新屋敷清志） 今の関係でございますけれども、差し押さえする場合には、当然催告書ですとか督促状を発行しております。その中にはこのようなことで給与の差し押さえもやりますよと書いてございます。書いてあるんですけど、それはなかなか理解されない方もいらっしゃるということもあるかと思っておりますので、今後そのへんの説明も十分にしながら、その滞納対策に努めて参りたいと思います。

○委員長（永井繁樹） 他に質疑をお受け致します。

他に質疑がないようなので、一般会計歳入につきましては以上をもって終了させていただきます。

○委員長（永井繁樹） 次に一般会計の歳入、歳出にかかわります総括質問をお受け致します。

坂下委員。

○委員（坂下庄蔵） 先般、配られた14年度工事発注状況一覧表の末尾に、平成15年度から執行される債務負担行為による工事、委託契約の中身が一部掲載されておりますので、その点についてお伺いいたします。ここに掲載されておりますのは、2月現在ですから4月から執行の分はまだこのあとにもあると思いますけれども、とりあえずここに掲載されてます39件。これまでと方法が変わったということは、5年間ということによって変わっておりますけれども、その他にこういう形で契約をした中で、主な改善点、それとこの結果この分だけでもよろしいのですが、落札率、予定価格に対してどの程度になっているのか、まずお伺いしたいと思います。

○委員長（永井繁樹） 西尾助役。

○助役（西尾 治） 全体での個々の落札率については、そこまで資料を手持ちしておりませんのでお許しをいただきたいと思いますが、今言われますように2月から5年間の債務負担行為で行いました事業につきましては、昨年の10月に1ヶ月ほどこういう制度に切り替えるということで、指名を新たに設ける特例期間を設けて、町内から広く希望する業者の方の指名を受け付けさせていただきました。新規参入の含めて事業に参入したい、新たな業者さんも相当数できておりますし、そういう意味では広く事業に対する町内のみなさんの門戸を広げることができたのかなという点では一点、今回の入札制度を行ったことに対する実績として評価ができることなのかなというふうにも思っております。

さらに入札に対する落札率につきましても、およそ最低のものにつきましては、ほぼ80%を超える

ものから中の契約によっては予定価格を示していない入札でございますので、ほぼ99%に近い落札率で落ちた事業もでございます。かなりそういった意味では入札率にばらつきがあるというふうに思っております。ただ前年まで実施しておりました2社程度によります随意契約の落札率からみますと、相当の部分で落札率は落ちているというのは実態としてあるかと思っております。これらのことが今回実施したことに対する一定の成果があったのかなというふうに感じているところであります。

○委員長（永井繁樹） 坂下委員。

○委員（坂下庄蔵） わかりました。これは3月いっぱいといいますか、あとの部分についても随時やられていると思いますけれども、今の説明の中では、方法としては、これは中身がいろいろスクールバスから公園の管理までありますけれども、入札で行われたということで参加業者が1社しかないとかそういうようなことがなかったように理解しますけれども、方法として、例えば予定価格がないのもありましたということですけど、いろいろ他の自治体でも最低価格を決めるとか、そういった色々な方法をとっているようですけど、うちについてはこれら39点について、すべてその予定価格を持って、持たないものもあったようですけども、最低価格とかそういったことについては行っておりませんか。

○委員長（永井繁樹） 西尾助役。

○助役（西尾 治） 説明が十分でなかったかと思いますが、予定価格は入札39件につきまして全部予定価格は持っております。39件すべてに対しまして、最低制限価格を設けて入札実施を致しております。たまたま1件でありますけど、最低制限を越える入札札を入れた事業もございまして、失格になった事例も確かにございますが、最低制限を下回った額で入札されまして、1件ほどはそういう意味では棄権をしていただくようなこともございましたけれども、全事業について良好な形でできるように、一定率を下げまして、最低制限価格を設けた中で実施を致しております。

○委員長（永井繁樹） 坂下委員。

○委員（坂下庄蔵） それでこの5年間ということで、ややその中期計画的な要素がありますけれども、その間の工事でありませんで品質という言い方ではありませんけども、仕事の中身の保持、あるいは維持、保証、そういったものについてのチェック体制については今後どういったふうに考えておられますか。

○委員長（永井繁樹） 西尾助役。

○助役（西尾 治） 今回すべての入札をするにあたりまして、事前に説明会を開催させていただきまして、事業内容について十分参加される業者さんには、少なくとも町の公共事業を請け負うわけですので、そういったことのないような指導もさせていただいておりますし、特に雇用とのかかわりのあるようなものにつきましては、社会保険、雇用保険を含めたきちんとした対応をするようなことについても、十分事前に説明をさせていただいた中で、今回入札をさせていただきましたので、それらの恐れはないと思っておりますけれども、当然のことながら仕様の中身によりまして、毎月あるいは実施されるごと点検をやって、きちんと仕様どおり出来ているかどうか確認をさせていただくことは、その都度やらせていただきますし、もしそれらの中で、仕様どおりにやっていただけないような事態が起きた場合については、当然指導なり最終的に契約の解除ということも当然でくるわけですから、それらのアフターについてはご指摘いただかないような形で、きちんと私どもとしても、しっかり検査体制を整えていきたいというふうには思っております。

○委員長（永井繁樹） 坂下委員。

○委員（坂下庄蔵） ただいまの件につきましてはわかりました。それでもう一つ、今後新年度予算の中で執行される工事等について、今までと変わった入札あるいは契約を考えておられるかどうか、最後にお伺いしたいと思います。

○委員長（永井繁樹） 西尾助役。

○助役（西尾 治） 特別大型事業があるわけではございません、ほとんどの事業については町内の事業者の中で入札、実施できるというふうを考えておまして、今は指名段階から該当する事業者につ

いては、全社指名する形で町内における一般競争入札と同じような仕組みで、指名競争入札を執行致しておりますので、今の状況を15年度も引続き続けていきたいというふうに考えてございます。

○委員長（永井繁樹） 他に質疑ございますか。

浦田委員。

○委員（浦田邦夫） 企画のところでは質問すればよかったのかなという感じも致しますけれども、パークゴルフのことに関わって考え方を伺いたいと思うのですが、パークゴルフが誕生しまして今年20年になるということでもあります。このことに対していろんな機会でも、来年はパークゴルフが誕生して20年になると、それでどういう形ということは別としながらも、そういったことについての取り組み、そういうことが理事者のいろんな場所でのそういった発言もありましたし、多くの町内の愛好者、そしてまたこれは今、ものすごい行政の努力、そしてまた国際協会のそれぞれの努力の成果が実ったということも当然ありまじょうし、そしてまたパークゴルフの素晴らしい、いろんな目的をその中に集約されている素晴らしさ。そういうものの中で、今では国内はもとより海外にまで素晴らしい勢いで普及、発展をされております。

私は何を言うかということ、当然20周年ということ、どういう考え方を持っておるかわかりませんが、これは突然20年がきたわけじゃないわけでありまして、ご期待をしていたのは、当初予算の中で骨格的なものが示されて、そのことが町内はもとより全国にパークゴルフの誕生が20年になるよというものを発信する意味からも必要でなかったのかという思いをもっていたのであります。そういうことで、今3月、これあらゆる町村の協会、あるいはまた全国の支部等でも1年間の事業計画等がおそらく既に出来上がっている段階だと思うわけあります。そういう中でこれからどういう形でどういう事業がどのころに行われていくのかということとはわかりませんが、日程が詰まった中で、折角うちの町が行う事業にそういった日程的なものが重なってくるというようなことが、当然出てくるのではないかとということが非常に危惧されるわけです。パークゴルフと縁をもって全国にネットワークを作っておられる、かつての私が受けているのは平成13年、そして14年にそれぞれ根上町、それから小杉町の10周年記念の大会をやりたいという案内がおそらくは2月、3月ころにいただいたという気がするわけです。そういうことを考えた時に、どういう形で町内の町民の方々にこの町で生まれたパークゴルフが20年たちましたよという形で何かを行うのか、あるいはまた、先ほども申し上げたとおり、全国に、今国際協会に加入している協会が恐らく500余を超えているというふうに思っております。そしてさらに公認コースにあっては、130から140の公認コースが全国にあるというふうに聞いております。そういうことを考えたときには、やはり全国の愛好者もパークゴルフが誕生した町で20周年が行われるんだよということがあるとすれば、やはり一度その発祥の町へ行ってみたいということが生まれてくるのではないかと。そういうことも私は期待したいというふうに思っております。そういうことで、確かに今回は骨格予算であるということ踏まえて、そういった予算になってこなかったのかということがあると思えますけれども、そのへんも含めて理事者の考え方、そしてまた、どこまでつまっているかわかりませんが、どういう範囲の中で20周年をやるものとするのか、そのへんが答えをいただければ聞かせていただきたいというふうに思います。

○委員長（永井繁樹） 企画参事。

○企画参事（菅 好弘） ただいまパークゴルフの20周年ということでご質問いただきました。確かに発祥、誕生してから20年、早いものでもう20年経ったんだなあというふうに思っています。私たちは昨年からは国際協会などとも一緒に20年という節目をどのような形で対応していくのかということで数回にわたりまして打ち合わせはさせていただきました。その中でまず一つはこれからどうすすめるかということにつきましては、3月中に関係団体みなさんともに実行委員会を組織をしていきたい。そのようなことを一応確認しております。その中で今年どのような形でパークゴルフをまちづくりの柱として、さらにどう発展させていくのか、このへんを検討させていただきたいというふうに考えております。

○委員長（永井繁樹） 浦田委員。

○委員（浦田邦夫） 今答弁で、当然今の取り組みはそういった段階であろうと十分承知をしながらお尋ねしてるわけですが、私が先ほど申し上げました、やはりこれだけ素晴らしいこのスポーツが小さな町から誕生した。そしてそれが全国に、そしてまた海外にまで普及・発展をしていった。そのことをどのように行政としておさえているのかというところは私は今質問をしているわけです。当然のことながら、先ほど申し上げましたけども、私はこれは突然20年がきたわけではないのでありますから、そういったことを慶福を立てて、事前に。そして、この予算に骨格的なものが載ってくることを期待しておりましたということをおっしゃいます。だからそういったことが去年から取り組まれていた、しかし今年の3月ごろに詰めていきたいということは、当然補正予算に向けてということになるわけですが、やはりこれだけの、企画は確かに町村合併という大きな問題を抱えおられますから大変だということはそれとしてわかりますけど、やはりそれはそれ、これはこれしての取り組みはあるんだらうと思うのです。だからそういうことを考えたときに、然らばそうしたらどういう形で詰めていくのかわかりませんが、全国にむけて発信していくのか、あるいはまた町内の町民愛好者だけに向けてそういった催しをやるのかということはどうなふうにお考えしているのですか。

○委員長（永井繁樹） 企画室長。

○企画室長（金子隆司） 当初予算に反映されることを非常に期待していたということでありまして。私ども今20周年にかかりましては、歴史があってここにきているという認識のもとで準備委員会を開催すべくやっておりました。本来ですとこの当初予算の中で、骨格といいながらも出す余地はあったのかなというふうに思いますけれども、準備委員会でもって事業内容、ある程度は煮詰まっておりますけど、いわゆる正式な準備委員会を立ち上げて確定しているということに至っておりません。事業内容がある程度見えてきた、あるいは想定されるところには当然それを支える財源的な手当て、これらについていろいろなその例えば地域の振興政策補助金等々ございます。これらの見通をつけなければ、一つの事業内容規模、それから負担等々が見えてこないという事情もございます。そんなことからごく最近ですけれども、地域政策補助金の一部決まりそうだという情報もいただいております。こういった情報も含めまして、準備委員会を早期立ち上げ、その事業内容について十分な意見を聞きながら実施をしていきたいという趣旨でございます。

いわゆる全国的な発信等々含めましてやっていくのかということでありまして、正式な準備委員会が成立しましたらば、その中で皆さん方の意見を聞きながら構築をしていきたいというふうに判断をいたしております。

○委員長（永井繁樹） 浦田委員。

○委員（浦田邦夫） 取り組みにつきましてよくわかりました。ただ、やはりそれなりの期間というのが必要なわけですね、大きな催しをやるとなれば。町内、町民に向けてだけの範囲で留めるということであれば、これから煮詰めて6月の補正ということでも十分時間は取れるのかなというふうに思いますけれども、やはり今、室長が言われた全国に向けてということになると、非常に時間が必要だろうと。そして先ほど申し上げたとおり、もうすでにやはり各所して協会だとか支部だとか1年間の事業計画がもう既に決まっているわけです。そういうことも考えた時には、できればやはりもっと早くそういう方向が示されれば、なお行う事業の効果があつたのではないのかなと、やはり効果を上げるべく事業をやるんであって、ただ20年がきたからやるんだということではないと思うのです。それなりのパークゴルフからいろいろ効果を得るために事業を行うんだと私は思っているわけです。やっぱり、そのことも十分踏まえてできるだけ早い時点でそういう発信を出来るような準備を整えている必要があるのではないかと申上げて終わります。

○委員長（永井繁樹） 他に。

伊東昭男委員。

○委員（伊東昭男） 内容について4点ほどお聞きしたいと思います。

いよいよ幕別町のダムも完成にまいってきております。それでこの事業費の負担分が10億円を2006年から支払いしていくということですが、何年で、年間どれくらいずつの価格で支払いしていくのか

お伺いします。そして始めてから総事業費がいくらかかったのか。

それからダムを実施して今後農家にどのような効果をもたらすのか、考えをお聞きたいします。

それからダムが出来上がるわけですけど、今後そのダムの周辺について、たとえば観光についての、あるいは周辺整備などについて何かそういうようなものが幕別町として考えておられるのか。それからダムを実施していくために開発は、農家にその事業に対する農家の効果をもたらすというのか、資料を作るために農家に試験ということで施設をしてあります。その施設を今後どのようにして終わるのか、この4点についてお伺いします、

○委員長（永井繁樹） 土地改良課長。

○土地改良課長（土井昌一） まず第1点目の幕別ダムの何年から何年まで支払うのかということですが、平成17年から15年間であります。それから総事業費でございますけれども、今15、16と試験湛水の期間でございます、この分がちょっと不確定ではありますけれども、今のところ228億8000万、幕別の持分は8億円であろうと。ちょっとまだダムも持分とそれ以外の持分がありますので、そのへんの精算をしておりませんので、そのへんの数字は若干の動きがあるのかなというふうに思っております。

それから事業の効果でありますけれども、畑かんの効果につきましては、生育に良くきく。これは発芽の促進ですとか、定植後の早期活着、それから初期の育成効果ですとか、それから春先の風に対する時に水をまけば土が飛んでいかないというようなことも言われております。

それから幕別ダムの周辺整備事業でありますけれども、今農業予算については大変厳しい予算になっております。私たちもその何回か今まで議会の中で事業費の抑制せよというようなことでご質問等をいただいております。その中でこの幕別ダムにつきましては、洪水化けを有しない農業用の第3類に分類されるダムでありまして、通常の管理は管理人を置かないで出来るダムでございます。さらに取水量ですとかダム湖面、その他について、水位ですとか、なんぼ入ってなんぼ出ていくというようなことについては、幕別ダムのところから役場に設置される遠隔装置によってやる予定でおります。そのようなことから、ここのダムについては一般の開放はしないというふうに今のところ考えております。

それから各農家への周知等についてでありますけれども、千住12号のところでは体験圃場を作っているいろいろなものにどのような効果があるのであろうかということで、3月末でデータ出てくるんですけど、今のところ私のところにまだデータは来てませんけれど、今までの中ではほうれん草とか、そのようなものに大変効果があると。ただ冬期間についてはちょっと燃料をたかなければならないので、冬期間については無理だとの結果が私の手元にはきております。

施設の処理方法でございますけれども、昨年の12月だったでしょうか、あの施設を使っている方々と協議をさせていただいて、今年度でダムが終わるのもですからどうしますかのご相談申し上げて、地域の方々は施設はいらない、取り壊してくれと、取り壊す方向で今進んでいます。以上です。

○委員長（永井繁樹） 伊東委員。

○委員（伊東昭雄） 最後の方からお聞きしますけれども、今施設については農家がいらないといわれたそうですけれども、ただいらないと言ったのかどうなのか。中には話しがあつてそれならいらないということになるのではないかなと私は思うのですが、そのへん一つお伺い致します。

それからダム周辺の観光にまつわるものはしないということですが、せっかく、どのようなダムになるかはわかりませんが、やはりやった結果、場合によってはそういうようなことも考えてみる計画をもつてもいいのではないかと思います、そのへんをもう一つお伺いいたします。

それからダムの効果について、先ほど発芽だとか活着だとかそういうものに非常に効果があるというような説明ありましたが、私はそのとおりだと思いますけれども、今の状況でスプリンクラーを設置をして実際に、今年か来年か分かりませんが、実施されているという説がなされているのか、もう一回お伺いいたします。

それから先ほど負担金が17年から15年間、総事業費228億円といわれましたけれども、年間はいくらずつ、だいたいいいです、年間いくらくらい支払いしているのか、その点についても一度お伺

いたします。

○委員長（永井繁樹） 土地改良課長。

○土地改良課長（土井昌一） 施設の処理でございますけれども、昨年12月と申しましたが、その前から地域にはお話しております。それでこのようなことになるんだけど地域としてはどうしますか。処分するにはこれくらいのお金がかかりますよということで、地域とお話をさせていただいております。最終的に地域はいらないということになったわけでありまして。

それから、年間のお金でございますけれども、17年、18年につきましては3,800万程度、19年からにつきましては7,300万程度になるかというふうに思っております。

それから周辺整備でありますけど、先ほど申し上げましたように私たちがなんとか観光としてやっていこうということで事業主体であります開発建設部のほうと協議を進めてまいりましたが、先ほど申し上げましたように、農業予算が今非常に厳しくなっており、それとそれをやることによって、幕別町の負担も少し多くなるというようなことも勘案しながら、整備をしていかないという方向になったというか、整備できないというふうに踏まえていただければというふうに思っております。

効果でありますけども、今年、来年とで相川地区の畑総事業でスプリンクラーが18台、それからハウス内灌水装置が19台、多目的吸水栓については84機ほど、手元に細かい資料は持っていませんけれども、そのくらいの整備を行う予定でございます。今現在3台くらいのリールマシンを使って、試験で相川地区でやっておりますけれども、干ばつの時に野菜やなにかにリールマシンで水をまくと大した効果があったというふうに聞いております。以上です。

○委員長（永井繁樹） 伊東委員。

○委員（伊東昭雄） 1番、2番、3番については今の説明でどうにか理解いたしますけれども、ただスプリンクラーを使ってそうして効果をもたらすというのは今のところは実現には必要ないと思っておりますけれども、それは野菜とかそういうものについて効果があるといいますからそれはそれでいいと思います。大いに利用をして効果をあげていただきたいと思っております。

それから施設ですね、施設はいくらいくらかかる言ったからいらないとやったと思っておりますけれども、それはいくらで払い下げをすると言ったのか。それからあれだけの施設、みなさん見ても3棟あるんですから、それを本音のところは私は農家に払い下げするものだと思っていただけけれども、いらないというからそのようにしていくと。いくらで払い下げという金額も教えていただきたいと、それならどうにもならんとか。

最後にあれは壊すのか、それともどっかに持って行って開発は利用するのか、そのへん一つもう少し詳しく聞かせていただきたいと思っております。非常に建物に関心があります。

○委員長（永井繁樹） 土地改良課長。

○土地改良課長（土井昌一） 手元に資料を持ってきていないので金額まではちょっとおさえてないのですが、1,000万程度でなかったのかと記憶はしておりますが定かではありません。多分、壊して持っていくんだろうなというふうに思っております。以上です。

○委員長（永井繁樹） 伊東委員。

○委員（伊東昭雄） 壊してまた同じように作るのか、例えば壊しっぱなしなのか、そのへんわからないけれども、あの建物、1,000万だったら払い下げないと思うのですが、あのままの状態壊すのではお金がかかると思っています。その壊すお金であれを農家に払い下げをするということにはならないのか。もったいない施設だとは思っていますので、そのへんもう一度聞きます。

○委員長（永井繁樹） 土地改良課長。

○土地改良課長（土井昌一） そのへんも含めて地域とお話をさせていただいております。その中で地域はいらないというふうになったものですから、底地は地域の人のものですから当然持っていくてくれというふうになっているわけです。以上です。

○委員長（永井繁樹） 伊東委員。

○委員（伊東昭雄） 私はお金はかかると思いますが、壊すのに。壊すにはお金かかる、そのお金は

国の税金で壊すと思うのです。そのお金がかかるのであれば、どうせ税金で壊すのであれば、それを今無駄金、無駄金って言っているんですから、それを農家にあげたらどうかと思うのですよ、あげたらというかそのお金ですよ、1,000万はかからないと思いますので、そのへん口説くは申し上げませんが、いならいと言ったんですから私はいいいですけども、そのへんもう一点だけお聞きいたします。

○委員長（永井繁樹） 土地改良課長。

○土地改良課長（土井昌一） 私もそういうふうには思っているのですが、残存価格がなにせそのくらい、伊東委員勘違いされたら困るのですが、1,000万というのは私が今思っている額で、もう少しあったのかも知れませんがそのへんはちょっと誤解のないように。ただそういう額だったら地域は引き取れないから持って行ってくれと、こういう話になったから開発建設部のほうでは取り壊して持っていくとこういうふうになっております。

○委員長（永井繁樹） 他に質疑ございますか。

中橋委員。

○委員（中橋友子） 一般会計全般の総括をさせていただきます。総括の質問をさせていただきます。

大変厳しい財政状況ということが、骨格予算としながらも昨年から比べましてかなり金額を落とし編成されておりますので、それだけでも厳しいというふうには受け止めます。その厳しさをどこで解消して住民サービスの向上を図っていくか。そういう中でもきちっと施策を行使して町民にやさしいまちづくりを進めるというのが、非常に求められるところだと思うのですが、特に今回の予算を見ていると全体の事業の縮小がありますけれども、もう一つは職員のみなさんにかかる負担が大きいというふうに思います。人件費の削減ですとか総務全体のことを見ていきますと、そういう状況がありまして、結果としては財政の削減がそういう形で一番先には職員にきて、次にはいろんな形の負担などの料金の引き上げとかそういうことになるのかなというふうに思うのですが、まずはこの点では職員に対する負担についても極力避けていくということが大事だと思うのですが、数字の上ではかなり大きい数字になってきておりますので、この点をまずどのように認識されているのか伺います。

それともう一つは、公共事業全体を抑制されましたね、20%以上。そこでこれも過去にいろんな公共事業をやってきましたから、そういう点で十分間に合う面もありますし、それから今の経費全体を削減するという点で致し方なく次年度に送っていくということもあると思います。私は公共事業全体を削減するという点も必要はあるとは思いますが、もう一つずっと予算や決算で質問してきましたけれど、公共事業そのものの高いと言われている組み立ての中身にどれだけメスを入れていくかということがあるんだと思うのです。これまで入札の改善、あるいは随意契約について内容の改善などの報告もありまして、一歩踏み込まれて取り組まれているとは思いますが、よくぶつかっていくのはいろいろな単価を決めていく時の積算の基準ですね。これが幕別町だけで決められないという、道の基準だとか国の基準を使ってそれを根拠に積算をされてやっているとありますが、その道や国の基準のところまでメスを入れていかなかったら改善が図られないという状況にまできていると思うのです。幕別町だけの改善では限界があるということなんですけど、そういう点で道の基準を採用されてやっているとしますので、その道の基準の仕組みのあらましを教えていただきたいということと、それから高いと言われて、結果として高くなっていますから、改善に向けて町としてはどんな働きかけを行っているかということも伺います。

そして最後に本当に総括的になりますが、この予算を執行しまして、決算の時に起債のピークは平成16年度、一番厳しくなると確かおっしゃっていたと思います。そういうふうに向かってしまうのかどうか、これを執行してどんな見通しを持っているのかということも伺います。

○委員長（永井繁樹） 西尾助役。

○助役（西尾 治） お話させていただきますように、総体の職員費から言いますと対前年度減っておりますし、職員数の数もお話しがございましたように減っている状況であります。ただ現場部分におきます、例えば老人福祉センターの管理業務、あるいは図書館のモービルの車の運転業務、これらにつきまして

は当然のことながら嘱託職員、あるいは管理人等の配置によりまして、十分対応が取れるということでございますので、職員数が減った分が全てイコール他の職員に業務が転嫁されるということでは決してございませんので、そのへんのところにつきましては民間のお力を借りながら、あるいは広く町民の皆さんから嘱託員を募集するなりして、十分対応していけるだろうというふうに考えておりました、全てが職員に負担になるというふうには考えてございません。

それと先ほど来でございますように、公共事業全般につきましても、一定程度過去のピーク時からみますと、かなりの額で減ってきております。一時期からすれば2分の1以下くらいにまで減ってきている状況でございますので、これら関係につきましても当然のことながら現業部門と事務部門との事務量のあたりを十分勘案させていただいて、少なくとも極力職員に今以上に加重にならないような手法の中で、内部的な組織、機構のあり方についても検討させていただいておりますので、これらも十分意見を踏まえまして、お話しのような結果にならないように私どもとしては勤めて参りたい。

それから例年ご指摘いただいておりますように、時間外勤務手当を含めて十分課内、部内での調整、特定な人間に偏らないような仕組み作り、今担当課長を中心に一生懸命やっております、結果として時間外については削減できるような方向になってきておりますし、そういった意味では内部的な事務の連携が取れてきているんだろうというふうにも思っております。ご心配のいただくようなことの決してないような形でなんとかやっていくことも私どももとして考えていかなければならない。厳しい財政状況踏まえながら、確かにそういう面、一番先に職員を含めてそのへんが加重になることはどこの町村の状況を見ましても、これは新聞紙上等でもはっきりしていることではございますので、それらの点については一定年度これは厳しい時代でございますから致し方ない面はあるんでしょうとは思いますが、今ご心配されるようなことのないように、極力私どもとしましてそれらの職場環境の整備については十分努めて参りたいというふうに思っております。

公共事業の削減、特に単価を考えるべきだと、これらの組み立てがどうなっているんだというお話しだと思います。公共事業は、例えば北海道においても東京においてもどこの地域においても実際にはその地域で発注して十分請負ができるような単価を設定するというを国、道としても建前として考えられているんだろうと思います。確かに住宅産業、大手企業なんか見ますと、地元企業（聴取不能）やるように、言うなれば資材から何から一括でやっていけるような会社なんかにしますと、かなりの安い単価でできると、そういう安い単価を参考に公共事業の単価を設定できるかという、こうなりますと地方の本当に小規模の企業についてはそういった単価では競争もできないような状況があるということでもあります。ですから言うならば公共的な事業でございますので、どの地方のある程度の小規模な事業者についても参加できるような単価設定を念頭におきながら、公共単価を決めていかれるのだろうというふうに思っております。

それともう一つには、例えば道路の一本とりましても、例えば砂利の深さを何センチにするのか、舗装の厚さをどうするんだということにつきましては、それぞれの地域に特徴がありますので、これについては特に北海道の場合寒冷地でありますので、これらは試験研究を重ねた結果、北海道においてはこういう結果が必要だろう、住宅についてはこういう措置が必要だろう、これらは個々の町村ですべて、言うならば試験をしながら実証していった単価設定していくことは難しい。どうしても今お話しございましたように、道、国に頼らざるを得ないという面はあります。私も毎回申し上げておるとおり、このことについては少なくとも民間との一定以上の差があることは国も言っておりますので、公共単価の削減に国としても努める、10%15%努めるのだというようなお話が今現実目に見えるような形では表れてきておりません。ただ、実質はそれを負担するのは地方であることは間違いないわけですから、ご指摘がございましたようにこれからも道、国に向けて少なくともそのようなお話しが、民間との格差があまりあるようだというご指摘を受けないような形で国、道にも努力いただくように町村からも十分声を発していきたいと思っております。

それから起債のピーク、おっしゃるとおり平成16年度が起債のピークとなります。ただ私どもとしては将来的な財政を考えまして、起債の発行そのものについて今までも発行額の抑制に努めていると

ころでございます。今年度も少なくとも今までと違ひまして、財政対策債関係が6億くらい、一般の起債については3億から4億の範囲くらいの起債幅です。実際には年間19億からの元金の償還をしておりますので、少なくともここ4年間では当初227億、普通会計ベースで言いますとそれが今212億ですか、15から16億円4年間で元金を減らしてきております。おっしゃるとおり起債を安易に発行することによって将来の財政運営がますます厳しくなるということから、少なくとも返す額は決まっておりますので、極力発行する額の中で上限を定める中で、将来の財政運営に支障をきたさないような形の発行をして参りたい。発行するにあたっては、極力以前から申し上げておりますとおり、起債償還について国税処置のあるようなものを重点的にそれらを見極めながら私どもとしましては将来の財政運営に備えて参りたいというふうに考えてございます。

○委員長（永井繁樹） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 公共事業の組み立てのことでは、もう少し出来ればその仕組み的に助役がおっしゃられるように、試験も積んでそこそこの状況で適正な価格が算出されてやられてきているんだけど、そういう地方の試験もできないというような状況を踏まえていけば、それを頼らざるを得なくなっていくという、そこは理解できるんです。ただ、私は試験だとか本当に先に組まれている価格が適正だということにも、本当に適正なのかという疑問を実は持っています。いろいろ新聞等で見ますと、例えば基準によっても管理費のウエイトがとても高いんだとか、資材の価格も一度砂利の問題で質問させていただいたこともありましたけれども、初めから高く設定されていて、組合の協定だということでは動かないだとか、いろんな積み上げの中で、結果としては町の努力ではどうにもならない、わが幕別ではどうにもならない仕組みの中で、そういうものが作られてきて、住民の負担になっていくんじゃないかというふうに思うのです。そこで私はそういうところにメスを入れる余地はないかと、適正価格に持っていくという姿勢はそのことだと思うのですが、そういうことにもやはり踏み込んだ町での体制が必要だと思うのですが、どうでしょうか。

全体としては起債を抑えて借金を減らしてきて繰り上げ償還もずいぶん頑張ってきましたし、私はずいぶん努力はなされてきたんだと思うんです。さらに残っていくところは、そういう国や道とのつながりの中で致し方なく地方が負担しているようなところも、地方側からもきちっと警告をだして変えていくというようなことが大事だと思いますので、この点では再度伺います。

それと平成15年度の予算執行にすることによって、最終的には起債制限比率が何パーセントまでいくのか、その財政的な数値を数字を示して頂きたいと思います。

○委員長（永井繁樹） 西尾助役。

○助役（西尾 治） 公共事業の考え方でございます。お話でございますように、全てが全て国・道の単価を使わなければならない部分ばかりではございませんので、単独で特殊なものについては全て見積もりをとってやる場合もございます。それらの点については以下のご指摘を参考にしながら、十分私どもとしましても経費の節減に努めてまいりたいと。ただ公共事業の難しいところは、例えば民間は一週間のうち一日休みを取って6日間働く。公共工事の場合どうしてもその週休2日だとか、工期の設定だとかいろんな面で、では民間企業の発注形態と必ずしもイコールにならない部分がある。これらは民間さんにすれば極めて単価が下がるという部分もあると思うのです。ただ公共事業というのはそういうものではある意味では先導していかなければならない部分というのも反面ではあるわけです、労働者の待遇改善。それをどんどん突き進めていきますと、最終的に働いている人たちに全部しわ寄せを押し付けるのかというような点も中にはあることもご理解いただきたいと思います。公共工事の期間設定でも一週間長くなることによって現場経費だとかいろいろな面で違ってまいりますし、全てはその民間との比較イコールですべて公共単価が高いんだということもいえない面もある意味では、労働条件いろんな面を含めて考えますとそれらの点もご理解いただければ。ただおっしゃるとおり、これらのことについては町で努力できること、さらには国、道にきちんとお話をさせていただいて、さらに単価の削減に向けて努力をいただくような点、これらについては引き続き私どもとしましても努力をしてまいりたいというふうに考えております。

それから平成15年度末における起債の制限比率、今の試算では13.8%程度になるのではないかと。一応14%を超えますと、健全化の警戒ラインということになってまいりますので、今の段階ではほぼギリギリかなと。ただこれも仕掛けがございまして、歳入が伸びれば当然のことながら下がるという。今の厳しい交付税の状況、一般財源の状況ですからどうしても高くならざるを得ないというようなことも一方ではあることもご理解もいただければというふうに思います。それと当然のことながら、いろんな意味で国が本来きちんと措置しなければならない部分、特に地方交付税を含めて。それがだんだん地方の中に負担を強いられる、結果としてなっている部分があります。交付税でみる、交付税でみるといっても交付税の総額が増えないわけですから、何でも交付税でみるということであれば、おっしゃるとおり地方の財政ますます厳しくなっていくんだろうというふうに思います。さっきの全国の町村長、議長集まった大会の中でも、地方の財源のありよう、あるいは地方が持っているその独自性、それらの点、十分国も尊重してやるということについては、引き続き町長が申し上げましたとおり町村会を通じて私どもとしても要望してまいりたいというふうに考えております。

○委員長（永井繁樹） 中橋委員。

○委員（中橋友子） ぜひ今の姿勢で努力を求めていきたいと思います。それで委員長にお願いしたいですけれども、いつもはこれで終了させていただきたいと思うのですが、今の公共事業の積算の基準となる基準表というんですか、どういう言葉なのかわかりませんが、資料としてこの委員会にご提出いただければ申し出たいと思います。

○委員長（永井繁樹） ただいま中橋委員から積算基準表のようなものということですね、等の資料請求がありました。本委員会として資料請求を要求することにご異議はございませんか。

（異議ありの声）

○委員長（永井繁樹） 暫時休憩致します。

（休憩 14:21）

（再開 14:23）

○委員長（永井繁樹） 休憩と解いて会議を再開致します。

ただいま資料請求がありまして、委員会におはかり致しましたところ、異議がありというお声もありました。そこで休憩を取らせていただきまして、委員長のほうとして、理事者側がこういった要請の資料が配布できるか出来ないかということで今検討を重ねましたが、現実的にはやや難しい部分がありますということでありました。これが資料に対する今説明ができる範囲でございまして。従って異議有りという意見がでましたので、ここでおはかりを致します。異議有りという意見が出ましたので、この資料請求に対して賛成の委員の方はご起立をお願いします。

賛成者はいないということですので、この資料請求については却下するものと致します。よろしいですね。

他に質疑はございますか。

質疑がないようですので、一般会計、総括質問については以上を持って終了させていただきます。この際14時45分まで休憩と致します。

（休憩 14:25）

（再開 14:44）

○委員長（永井繁樹） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより特別会計の審査に入らせていただきます。審査の方法につきましては歳入、歳出一括して説明を受けまして、質疑も同じく一括してお受け致します。

議案第4号、平成15年度幕別町国民健康保険特別会計予算の説明を求めます。

民生部長。

○民生部長（石原尉敬） 平成15年度の幕別町国民健康保険特別会計の予算についてご説明申し上げます。

予算総額は、歳入歳出それぞれ23億3,033万で前年に対しまして2.61%の増となっております。な

お、平成14年3月に一部自治法の施行令が改正されましたことから、平成14年度の療養給付費については4月診療分から2月診療分までの11ヶ月の予算でありましたところ、本年度から3月分から2月診療分までの12ヶ月の予算計上となることとなります。このことで1月分昨年度より多い費用がでるといふこととなります。

制度の改正について若干ご説明申し上げます。昨年の医療制度改正によりまして、老人保健で医療を受けられる方の年齢が、70歳以上から75歳以上に引き上げられましたこと、70歳以降も75歳に達するまで国民健康保険から引き続き医療を受けることとなり、その分国保特会の給付費が増加することになります。また、健康保険や共済組合などの被用者保険の自己負担が3割に統一されましたことに伴い、4月からは退職者医療制度での自己負担割合も3割に統一されます。これに合わせまして、外来での薬剤にかかわる一部負担金が廃止されることとなりました。

歳入歳出事項別明細につきましてご説明申し上げます。初めに歳出からご説明申し上げます。

20ページをお開き下さい。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、本年度予算額52,867,000円であります。本目は一般職5人の人件費のほか、国保事業全般にかかわる事務経費を計上しております。平成13年4月から被保険者証の個人カード化、従来の世帯1枚から個人ごとに1枚を交付するものでありますが、このカード化の実施が盛り込まれておりますことから、幕別町におきましても次回の更新時、これは10月でありますけれども、10月から被保険者証をカード化し、一人一人が保険者証を持っているということになります。

22ページをお開き下さい。2目連合会負担金、本年度予算額708,000円であります。本目は北海道国保連合会、並びに連合会十勝支部の運営費の負担であります。2項徴税費、1目賦課徴収費、本年度予算額4,938,000円あります。本目は国保税の賦課徴収並びに納税推進にかかる経費を計上してあります。

23ページをご覧下さい。3項運営協議会費、1目運営協議会費、本年度予算額666,000円あります。本目は国保運営協議会委員の報酬等を計上してございます。

25ページをお開き下さい。2款保険給付費、1項療養諸費、1目一般被保険者療養給付費、本年度予算額857,000,000円あります。前年に比較しまして9.7%増の予算を計上しております。先ほど申し上げましたとおり、今年度から1ヶ月増えて12か月分を計上しているためでございます。本目は一般保険者の医療機関での受診に対する診療方針の支払い、いわゆる現物給費にかかるものでございます。一人当たりの給付額は138,158円を見込んでおります。

2目退職被保険者等療養給付費、本年度予算額397,000,000円あります。一般被保険者療養給付と同様、12か月分の予算を計上いたしましたので、前年度と比較いたしまして11.5%の増額となっております。本目は退職被保険者の現物給付にかかわるもので、一人当たりの給付額は283,035円を見込んでおります。

3目一般被保険者療養費、本年度予算額12,500,000円あります。本目は一般被保険者が柔道整復師の施術を受けた場合、補装具を購入した場合の償還払い分であります。

4目退職被保険者等療養費、本年度予算額6,000,000円あります。本目は退職費保険者の現金給付にかかるものであります。

26ページであります。5目審査手数料、本年度予算額4,165,000円あります。本目は診療報酬明細書にかかわる資格審査並びに医療費の支払い等事務に要する費用であります。

2項高額療養費、1目一般被保険者高額療養費、本年度予算額96,000,000円あります。

2目退職被保険者等高額療養費、本年度予算額25,000,000円あります。

27ページをご覧下さい。3項移送費、1目一般被保険者移送費、本年度予算額10,000円あります。

2目退職被保険者移送費、本年度予算額10,000円あります。

4項出産育児費諸費、1目出産育児一時金、本年度予算額15,000,000円あります。本目は出産に対しまして一件当たり30万円を出産一時金として給付するものでありまして、50件分の予算を計上しております。

5 項葬祭諸費、1 目葬祭費、本年度予算額1,500,000円であります。本目は被保険者が死亡した際に葬祭費として1万円を給付するものであります。150件分を計上しております。

28ページであります。3 款老人保健拠出金、1 項老人保健拠出金、1 目老人保健医療費拠出金、本年度予算額657,648,000円であります。本目は幕別町の国民健康保険の被保険者のうち、老人保健制度で医療を受けられる方の医療費の保険者負担分であり、社会保険診療費、報酬支払基金への拠出でございます。制度改正によりまして、昨年10月から5年間をかけた、老人医療費にかかわる公費負担を3割から5割に引き上げ、逆に保険者負担を7割から5割に引き下げることとされたところでございます。具体的には昨年10月の診療分からは、保険者負担は70%から66%に4ポイント下がり、今年の10月からは、さらに4ポイント下がり62%となり、国保財政にとっては大きな好転要因となっております。前年度に比較致しまして、122,930,000円、15.7%と大きく減額となりましたのは、保険者負担の引き下げにより平成15年度の概算拠出金が減額になったこと。また、今年度は平成13年度の精算が約67,000,000円と大幅に減となったことによるものであります。

2 目老人保健事務費拠出金、本年度予算額7,880,000円であります。本目は幕別町の国民健康保険の被保険者のうち、老人保健制度で医療を受けられる方の幕別町老人保健から医療費を支払う際の審査支払いに要する拠出金であります。

29ページであります。4 款介護納付金、1 項介護納付金、1 目介護納付金、本年度予算額116,031,000円であります。本目は幕別町国保被保険者の40歳から64歳までの介護保険第2号被保険者の保険料負担分を介護納付金として、社会保険診療報酬支払基金へ納付するものであります。全国的な介護費用の増加に伴いまして、一人あたりの負担額が増加、増額となったものであります。

30ページをお開き下さい。5 款共同事業拠出金、1 項共同事業拠出金、1 目高額医療費拠出金、本年度予算額58,906,000円であります。本目は高額医療費の発生による財政運営の不安定を緩和するために、国保連合会が実施主体となっていく再保険事業に道内の市町村が拠出しているものであります。昨年の制度改正によりまして、平成15年から17年度までの時限措置として、高額医療費共同事業の拡充、制度化が図られ、加えて国と都道府県が費用を負担を行うこととされました。具体的には対象となる医療費の額がこれまで80万を超えるものが対象となっておりましたが、70万を超えるものということで引き下げになりました。拠出金額も前年に比較して35,458,000円増となっておりますが、この拠出金には国と道が4分の1ずつ負担することとされておりますので、一般財源での負担は拠出金の2分の1の相当額でございます。

2 目共同事業事務費拠出金、本年度予算額100,000円であります。本目は高額医療費共同事業の実施にかかわります事務費の拠出金であります。

3 目その他共同事業事務費拠出金、本年度予算額3,000円であります。本目は各共済組合が国保中央会との契約に基づき実施しております、各保険者の退職者医療事業にかかわる年金受給者一覧の作成等にかかわる事務費を拠出するものであります。

31ページでございます。6 款保健事業費、1 項保健事業費、1 目保健衛生復旧費、本年度予算額4,407,000円あります。本目は健康増進を目的とした保健事業や医療費通知に要する経費を計上しております。

32ページをお開き下さい。7 款基金積立金、1 項基金積立金、1 目基金積立金、本年度予算額1,000円あります。

33ページであります。8 款公債費、1 項公債費、1 目利子、本年度予算額50,000円あります。本目は一借（いちかり）の利子を計上しております。

34ページをお開き下さい。9 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金、1 目一般被保険者保険税還付金、本年度予算額1,200,000円あります。

2 目退職被保険者等保険税還付金、本年度予算額50,000円あります。

3 目償還金、本年度予算額20,000円あります。

4 目一般被保険者還付加算金、本年度予算額10,000円あります。

35ページであります。5目退職被保険者等還付加算金、本年度予算額10,000円であります。

2項国保診療報酬支払基金委託金、1目国保診療報酬支払基金委託金、本年度予算額50,000円であります。

3項貸付金、1目貸付金、本年度予算額600,000円であります、本目は幕別町社会福祉協議会に対する貸付金であります。

36ページをお開き下さい。10款予備費、1項予備費、1目予備費、予算額10,000,000円あります。

引き続き歳入についてご説明申し上げます。6ページをお開きください。

1款国民健康保険税、1項国民健康保険税、1目一般被保険者国民健康保険税、本年度予算額839,160,000円あります。

2目退職者被保険等国民健康保険税、本年度予算額129,055,000円あります。

7ページであります。2款国庫支出金、1項国庫負担金、1目事務費負担金、本年度予算額273,000円あります。本目は介護納付金の納付事務に要する費用に対し、国が負担するものでございます。

2目療養給付費等負担金、本年度予算額637,637,000円あります。本目は一般被保険者の療養給付費、療養費、高額療養費、老健拠出金、介護納付金にかかわる国の定率負担分でございます。これは40%であります。

8ページをお開きください。3目高額医療費共同事業負担金、本年度予算額14,726,000円あります。本目は制度改正により拡充制度化されました、高額医療費共同事業の拠出金にかかわる国の負担分、4分の1でございます。

2項国庫補助金、1目財政調整交付金、本年度予算額101,000,000円あります。本目は市町村間の国保財政力を調整するため、国から交付されます財政調整交付金を計上してあります。

9ページであります。3款療養給付費等交付金、1項療養給付費等交付金、1目療養給付費等交付金、本年度予算額307,023,000円あります。退職被保険者の療養給付費、療養費、高額療養費並びに老健拠出金の財源として、社保支払い基金より交付されるのもであります。

10ページをお開きください。4款道支出金、1項道負担金、1目高額医療費共同事業負担金、本年度予算額14,726,000円あります。高額療養共同事業の拠出にかかわる道の負担分でございます。国と同じく4分の1の負担です。

2項道補助金、1目国保財政健全化対策費補助金、本年度予算額3,000,000円あります。北海道医療給付費事業の実施に伴って生ずる医療費の波及増にかかわる保険税相当額に対する定率補助であります。

11ページであります。5款共同事業交付金、1項共同事業交付金、1目高額医療費共同事業交付金、本年度予算額59,001,000円あります。高額医療費の発生による財政運営の不安定化を解消、緩和するために国保連合会が実施主体となっていく再保険事業であります。制度の改正によって先ほどもご説明申し上げましたけれども、80万円を超えるものから70万円ということで、10万円の差は町村に多く交付されるようなことになるということでもあります。

12ページであります。6款財産収入、1項財産運用収入、1目利子及び配当金、本年度予算額1,000円あります。

13ページであります。7款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、本年度予算額224,010,000円あります。前年度に比較して87,927,000円、64.4%の増であります。

1節保険基盤安定繰入金、これは国保の規定に基づいて低所得者に対しまして実施し、国保税の減額、いわゆる7割、5割、2割の軽減相当分を繰り入れするものであります。

2節保険基盤安定繰入金、昨年度制度改正の中で新設された財政基盤の強化策で、低所得者をかかえる保険者を支援し、中間所得者層を中心に保険税負担を軽減するため、平成15年から17年までの時限措置として保険基盤安定制度の拡充をはかる内容であります。具体的には前年度の一人あたりの平均保険税、収納額の一定割合を保険税が減額されている一般被保険者数に応じ、国保会計へ繰り入れするもので、国が2分の1、道が4分の1、町が同じく4分の1ということでもあります。

3節、職員給与費等繰入金、これは一般会計の繰り出し基準に基づいて、国保保険の事務に要する人件費並びに物件費を繰り入れするものであります。

4節出産育児一時繰入金、これも同様に繰り出し基準に基づきまして入れるものであります。

5節財政安定化支援事業繰入金も同様に基準に基づくものであります。

6節その他一般会計繰入金は、国保会計の財政状況に鑑み、一般会計で実施しております各種医療の助成制度の波及増に伴うものと、医療費の審査支払い手数料相当額を繰り入れするものでございます。

15ページであります。8款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、本年度予算額1,000円であります。

16ページをお開きください。9款諸収入、1項延滞金及び過料、1目一般被保険者延滞金、本年度予算額1,000円あります。

2目退職被保険者等延滞金、本年度予算額1,000円あります。

2項預金利子、1目預金利子、本年度予算額1,000円あります。

17ページであります。3項貸付金元利収入、1目貸付金元金収入、本年度予算額600,000円あります。

4項雑入、1目滞納処分費、本年度予算額1,000円あります。

2目一般被保険者第三者納付金、本年度予算額1,000円あります。

3目退職被保険者等第三者返納金1,000円あります。

4目一般被保険者返納金、本年度予算額100,000円あります。

18ページ、5目退職被保険者等返納金、本年度予算額10,000円あります。

6目雑入、本年度予算額1,000円あります。

以上で国民健康保険特別会計予算の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○委員長（永井繁樹） 説明が終わりましたので質疑をお受け致します。

豊島委員。

○委員（豊島善江） 大きく3点についてお聞きしたいと思います。

今説明がありましたが、国保に対する加入者が年々増えてきている。特にこの平成10年からみますと大幅な増加ということがこの中でもはっきりとしています。そういう中で非常に国保の加入者は所得が低いだとか、退職をした後の方だとか、それから失業した方だとか、そういう方が多いと思われるのですが、この間ずっと国の指導のもとで幕別町でも国保税の改正というますか、改定を行って参りました。特に平成8年から平成10年にかけて、3ヵ年で応益と応能の平準化ということで行われてきました。そういうこともありまして、平成7年から平成15年の一人あたりの税の調定額をみますと約2万円の引き上げになっているのです。これは非常に負担が大きいということと、合わせまして他の保険制度に比べて非常に所得に占める負担が大きい。これは本当にそういうふうなことになっています。この間私は繰返し一般会計からも繰り入れを行いながら負担を軽減すべきだということも質問もしてきましたけれども、今回この予算にはそういう点での高い負担に対する町の政策的な引き下げになっていませんから、そういう配慮はされているのかということをお聞きしたいと思います。

それから二つ目にはこれは考え方を示したいと思うんですけど、国民健康保険制度は国民が皆、命が保証されるというのですか、そういう点で作られた国民皆保険制度ということですから進められてきました。しかしそういう根本の精神がありながらも、今非常に保険証がもらえていない人が全国的にも増えてきている実態がでてきています。町としてその資格証明書の発行についてどのような考え方を今回の予算では持たれているのか、それを一つお聞きしたいと思います。

それから三番目にはこれも繰返し求めてきたことなのですが、町独自の減免制度についてなんです。これは国保の第14条で減免を出来るということがきちんと書かれています。そのことについては、これまでも町としては否定はしてきませんでした。そして生活が著しく困難になったものや、これに

準ずると認められるもの、また特別の事情がある者との定めをしている、こういう答弁を繰り返してきました。申請があればそれも否定するものではないといようなことも繰り返し述べられてきたんですけれども、実際にこれはなかなか活用がされていないという実態があるのではないかと思います。それでそういう経済不況の中で、払える保険料にしてきちんと収めてもらうということも必要ではないかと思ひまして、これに対する考え方も新年度はどうするのかということもお聞きしたいと思います。

○委員長（永井繁樹） 民生部長。

○民生部長（石原尉敬） 3点のご質問であります。税が大変高くなっているから町は負担を、繰り入れをとというようなことであります。今年予算書を見ていただいておりますが、今まで波及増。例えば町なり道の単独事業に対して、今年度から一定の波及増という事実に基づき一定の割合に応じてその分を町から繰り入れをする。それと、一部事務費についても基準たるものの中で、総務省の基準の中から支出をするということで、一般会計から国保会計に繰り出し金が今回なされたということでもあります。

それから資格証明書についてであります。これはいつも議論はされております。大変いつも同じようなことを言っはなはだ申し訳ないですけども、本当にいろんな相談を手を尽くしながら、例えばお話し合いをするそういう態度、いろんなことも本当に真剣に職員もそういう証明書を渡さないことの害も当然知っております。そういうことも十分わかりながら、対応する相手のそういう状況を判断して、どうしても仕方ないという場合に対してそういう事実が起きるということでもあります。ですから少なくとも病気を患っていて今どうのと言う方の考え方、それ等については一定の考え方の中でやっておりますので、なんでもかんでも必ずしも資格証明書を渡しますよという形でやってるのではないということをご理解いただきたいと思います。

町独自の減免であります。これは条例の中にもいつもこれまた同じことを言いますが、条例の中に一定の減免の基準があります。その中で本当に今言った条件の中で本当に困窮を、いろんなことを物差しではかり、きちっとしたものを持っている方に、一人一人いろんな意見を聞いてその中で判断をするという減免制度がございますということだけ言わせていただきます。以上であります。

○委員長（永井繁樹） 豊島委員。

○委員（豊島善江） ちょっと順序が逆かもしれませんが、資格証明書のことをなんです、私は一律にそういう証明書を出しているというおさはしておりません。ただ今お話しになりました一定の考え方のもとでやっているということでした。そしたら一定の考え方を示していただきたいと思ひます。

それからもう一つは、高すぎる保険税に対しての考え方をお聞きしたのですけれども、これは実際にこれまでも十勝管内の中では高すぎる、そういう点での基準以外の繰り上げを他管内ではしてきました。幕別町ではしてきませんでした。その結果がやはり十勝管内で一番高い保険税になっているという実態が生まれました。今回はそういう点では一定の割合で繰り入れを行うということで予算にも示されております。しかし、それでもまだやはり非常に高負担であることは変わりはないと思ひます。特に他の保険制度と比べまして、所得の10割だとか、生活保護基準くらいの方でも10数万の保険料がとられているという、そういう状況がこの制度のもとで生まれてきているです。そういう点はやはり他の自治体のように、他と同じにはなりませんけれども、もっと繰り入れも増やしてそういう点での軽減を行うことが必要だと思ひましてもう一回聞きます。

それから申請減免ですが、繰り返し質問させていただいているのですが、そういう物差しは持っていますよということで、これまでも答弁はありました。しかし、この物差しというのがどういう物差しなのか、これは誰がどうやって判断するのかというところでは非常に物差しになっていないということが私はあるのではないかと思ひます。だからせつかく条例に書いてある減免、特別に認めた場合という減免がなかなかそれを受けられる人が現実に出てこないというのは、そのところがあるんじゃないかと思ひますがいかがでしょうか。

○委員長（永井繁樹） 民生部長。

○民生部長（石原尉敬） 資格証明の内容については別途説明いたしますけども、今、高負担の中で幕別町が繰り入れをどういうふうにするのですかということだと思います。私も国保会計の事務に携わったのは長いのですが、いつも町村のあり方といいますか、国保を持っている町村のあり方、これもしっかりもつべきだというのは、国がこの制度を一定のものを作ってそれを町村にこういう形でやりなさいという国の指導をもとにやってきている。その中で一般財源を例えば何千万でもいいから充当してこの国保会計は赤字でないかとか、例えばそういうような姿をいつまでのそのようでもいいのか、根本的に国が町村の実態を知って直さなければならぬものは直すということも大事なことでないかという部分もございます。ですから町の一般会計の財政も大変な時に国保も確かに大変でしょう。だけでもそれをやることで、国保会計は赤字は繕いますよという形が国のほうに上がっていきます。そしたら全国の町村は赤字会計はこんなに少ないんですねという形になります。ですから一定のきちっとしたものを示した中で、抜本的に国が改正する部分はしてもらおうということのをこれからも声を大きくしていくべきだというふうに考えているところであります。

○委員長（永井繁樹） 国保医療係長。

○国保医療係長（伊藤博明） 資格証明書の関係でございますけれども、皆様もご承知のとおり、平成12年の4月から、従来は被保険者証の返還を求めることが出来るとされていた滞納者に対する対策が、するものとするところと改められたところがございます。ですから12年の4月1日ですから13年の4月1日でちょうど法律が施行されて1年が経つということから、幕別町では13年10月に初めて資格証の発行に踏み切ったわけでございますけれども、国民健康保険法上は資格証明書の発行の前段としまして、短期被保険者証というのがございます。これは一般幕別町の被保険者証は2年間で更新ですけれども、短期被保険者証は6ヶ月とさせていただきます。言ってみれば誠意のある対応をしていただいた方に対しては誓約書を書いていただくなり、それできちつきちと収めていただいている方につきましては、短期被保険者証を出来れば6ヶ月後には本来の保険証に変えたいと考えておりますけれども、場合によって滞納、きちと返していただけない場合には、あと6ヶ月短期被保険者証を更新するというようなケースもございます。ですから我々が一般に事務の中で、主に税務課が担当しているわけですが、話し合いが持てる方というのは通常は短期被保険者証できております。13年の10月に10世帯の方を資格証明書の発行に踏み切りましたけれども、その際にはやはりなかなかお話し合いに応じていただけないと言うような方、これは現在今年の10月では23世帯でありましたが、その後現在では21世帯、1世帯が転出されて1世帯が社会保険に加入されたりして21世帯になっております。この方々とも我々はなるべく接触を持ちたいという姿勢で望んでおりますけれども、どうしてもなかなか呼び出しにも応じてもらえない。そして、法律上は1年間の滞納期間なわけですが、当然そういう方々は1年以上の滞納をされておりますので、税務課で協議しまして、細かい説明は省かせていただきますけれども、本当にこちらと会うことすら拒否されるような方に対しては最終手段として取らざるを得ない。ですから現実にこれを発行してこちらに出向いてきていただいております。お話を聞いてくれたというケースもございます。

現在条例で定められている基準の、さらに他の市町村ではあるケースもあると聞いておりますけれども、幕別町におきましては、それを具体的に明文化して、例えば要綱とか要領とかで定めたものがございます。ですから条例上の世帯主が倒産したとか、死亡されたとか、そういう厚生省の基準通りの条文の内容から、その他特別な事情というのがありますので、ケースケースで判断させていただいているということで、明文化したものは幕別町にはおいてございません。

○委員長（永井繁樹） 豊島委員。

○委員（豊島善江） 今、伺いまして、この資格証の発行についての一定の考え方というのは、今の御答弁なんですね。資格証発行の一定の考え方というのは、基準があるとかではなくて話し合いの持てる方にはきちんと保険証を発行するというおさえていいんですね。ということですか。違えば後でお応えください。

それから今の減免ですね、減免のことは、そういうことで明文化していないということで、

これはだからこそ明文化をしたほうがより使いやすくなると思うのですが、その方向は持てませんか。

○委員長（永井繁樹） 国保医療係長。

○国保医療係長（伊藤博明） 先ほど答弁が長くなると思ひまして省略させていただきましたが、幕別町ではこの法律改正に基づきまして、幕別町国民健康保険滞納者対策実施要綱というのを定めまして、その手順によって実施しております。それを簡単に申しますと、措置の予告というのをまず文書で致しております。措置の予告、その際に弁明をする機会を与えております、弁明の機会の付与。それで弁明をされた方にとっては、その弁明の内容が滞納に至った経緯として適当といひましようか、致し方ない事情なのかどうかということ判断させていただくために、審査委員会というのを庁内に総務部長はじめ民生部長で、以下担当課長係長で構成しておりますけれども、審査委員会の中で判定をいたしまして、最終的には資格証明書の対象者かどうかを決定するまでには、その審査委員会の中で決定をいたします。ですからルール通りいきますと、確かに1年間滞納している方、全員資格証のわけですけれども、そうはしませんで実際に税務課が滞納者の方々と接する過程で、誠意ある対応をしていただいている方にとっては除外をしておりますので、どうしてもなかなか対応できないというような事情がある方を、それから約束をしたんだけども一向に払っていただけない、そういうような方に措置の予告をして、弁明の機会を与えて、最終的には決定をしているところでございます。

○委員長（永井繁樹） 民生部長。

○民生部長（石原尉敬） 独自の減免の考え方でありましてはいろんな考え方があるのだらうと思ひます。この減免については、例えば今お尋ねの分については、一定の例えば所得だとかを基準に定めてこうなさいよということだらうと、そういうふうと考えておりますけれども、例えば表面に出る所得だけとか、そういう形の中で一律やることによって、例えばその分を減免できますよ、今いう条例上の減免以外を例えばやるとしたら、この分下げるということですから当然納税者は負担している方は負担をかぶりますよ。そして町はこれだけの税収がありましたから、基準財政収入額という一つの考え方の中の減免は法定減免は認められるけれども、法定減免ではないと国からくるお金の中の基準財政収入額の部分の中で減りますよと。入っていないのに入ったこと計算になる数字もあるわけです。そうすると税金を軽減することは、法廷軽減以外にすることは、今言ったような納税額をもっと上げなければならない人もでるということです。必要な税を国からくるお金、そして足りないのを税、仕組みが出来ておりますので。それがこないのだから税は払う人はもっと上げなさい、下げる人は下げなさいとやったら、今言ったような負担の割合がでてくるということでありまして。ですからこれは慎重に対応していくことは考えなければならぬと思ひます。

○委員長（永井繁樹） 豊島委員。

○委員（豊島善江） 今の答弁ですけど、それではなぜこの条例にこういう条文がうたわれているのですか、ということになりませんか。この条文がうたわれているということは、その法定減免のほかにもこういう特別な理由、例えば失業だとか収入が減っただとか、そういう場合に救わなかったらその人がきちんとしたものを受けられないというのがあるからこうやってうたわれているだと思ひます。そしてこれが十分生かされていないから、これを生かすようなやはり手法をとるべきだということで、帯広やなんかでも実際行っているのではないかと思ひます。そのほうがずっと生きたものになると思ひますので、もう一度お願いします。

それから先ほどの資格証明書のことですが、この手順と言うのはわかりました。それで後は審査委員会の中で様々な検討もされるんだと思ひます。その人が病気になってないとか、病院にかかっていないとか、家族で重い人がいないとか、いろんなことも話し合いをされて決定がされるんだと思ひますが、そのへんの基準というの幕別町では特別な事情の範囲は決めてらっしゃるのですか。

○委員長（永井繁樹） 国保医療係長。

○国保医療係長（伊東博明） 資格証の発行にあたりましては、手元に細かい要領を定めているのですが持ってきていないものですから私の記憶の範囲なんですけれども、ただ、今委員がおっしゃったように、重度障害者の医療の助成を受けている方ですとか、それから今現在病院にかかっていて入院さ

れてるとか、そういうような方が被保険者の中にいらっしゃるような場合には、当然それは我々としては重度障害者の医療を受けているかどうかは承知してはいますが、その方が現在入院しているかどうかというのは弁明していただかないとわからないんです。ですから弁明して来ていただいた方の中に現実に入院している方がいて、資格証明書を発行しなかったケースもございます。ですからそういう機会を与えていても、弁明書を提出していただかないと、なかなか会うことも出来ない、向こうから何もアクセスがないということになりますと、知る情報というのも限られるものですから、我々としては当然税務課の職員は出向していることもありますけれども、なかなか会えないようなケースというのは、場合によっては我々としてはそういう現在入院していて大変だという場合には、除外をするという基準を持ってやっていますけれども、漏らさないようにやっていますとところでございます。

○委員長（永井繁樹） 民生部長。

○民生部長（石原尉敬） 減免であります。大変難しいです、頭が痛いです。今条例上の言葉、これの中の一言に尽きるのですが、今言ったように減免を例えば多くの人に使えるようにということは、やはり税の負担の公平ということも含めて、実態として本当にそれが困難であるということであれば申請を受けないと言っているわけではないのです、あるんです。ですからあるものを利用していただければ結構です。その中で判断するというということになると思います。ですからこの他に別の基準をどういうふうにするんだと言ったら、いろんなケースの基準をどう作るんだということになりますから、そのケースケースに応じて、その人が本当に必要な減免をする必要があるということが解釈できれば、減免をする方法が法律がありますと言わせていただきます。

○委員長（永井繁樹） 他に質疑をお受け致します。

質疑がないようでございますので、国民健康保険特別会計予算につきましては以上を持って終了させていただきます。

次に議案第5号、平成15年度幕別町老人保健特別会計予算の説明を求めます。

民生部長。

○民生部長（石原尉敬） 平成15年度幕別町老人保健特別会計予算についてご説明申し上げます。

予算総額は歳入歳出それぞれ2,655,985,000円で、前年度に対しまして73,600円の微増となっております。昨年10月からの制度改正によりまして、老人保健で医療費を受けられる方の年齢が70歳以上から75歳以上に引き上げられたことから、受給対象者数のこれまでのような増加率を示すことはないというふうに考えております。今までは5%ずつくらい増えておりました。それでは歳入歳出事項別についてご説明申し上げます。

54ページであります。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、本年度予算額13,845,000円でございます。本目は老人保健にかかわる事務経費を計上したものでありまして、一般職1名の人件費と国保連合会の共同電算処理委託が主なものであります。

56ページをお開きください。2款医療諸費、1項医療諸費、1目医療給付費、本年度予算額2,580,000,000円でございます。本目は老人医療受給者対象者の方の医療機関での受診に対する診療報酬の支払いであります。一人当たり758,824円を見込んでおります。

2目医療支給費、本年度予算額、48,000,000円でございます。本目は柔道整復師による施術を受けました場合、また補装具を購入した場合の給付にかかわるものでございます。昨年の制度改正により高額医療の償還払いが多く発生する状況となりましたことから、前年度に比較しまして20,440,000円、74.2%と大幅な増額となっております。一人当たりの支給額は14,118円を見込んでおります。

3目審査支払手数料、本年度予算額11,115,000円でございます。本目は国保連合会並びに社会保険診療報酬支払基金に対して支払うもので、診療明細書の資格審査及び医療費の支払い等の事務手数料であります。

57ページであります。3款諸支出金、1項償還金及び還付金、1目償還金及び還付金、本年度予算額25,000,000円でございます。

58ページをお開きください。4款予備費、1項予備費、1目予備費、予算額3,000,000円でありま

す。

引き続きまして、歳入についてご説明申し上げます。

48ページであります。1款支払基金交付金、1項支払基金交付金、1目医療費交付金、本年度予算額1,723,141,000円であります。本目は医療給付費の医療支給費の財源として、社会保険診療報酬支払基金より交付されるものであります。国保特会の説明の際にも申し上げましたが、制度改正によりまして、昨年10月から5年をかけまして、老人医療費にかかる公費負担を3割から5割に引き上げ、逆に保険者負担、町ですが7割から5割に引き下げることとされたのもであります。具体的には昨年10月の診療分から、保険者負担は70%から66%に4ポイント下がり、今年の10月からさらに4ポイント下がり、70%から62%になるということであります。これにより保険者負担であります支払基金交付金は前年に比較して75,684,000円、4.2%の減を見込んだところでございます。

2目審査支払手数料交付金、本年度予算額10,914,000円であります。審査支払手数料の総額から柔整と審査支払い手数料を控除した額が、1目と同様に社保支払基金から交付されるものであります。

49ページであります。2款国庫支出金、1項国庫負担金、1目医療費負担金、本年度予算額603,107,000円あります。本目は医療給付費及び医療支給費にかかる国の負担分であります。制度改正によりまして、国、道、町のいわゆる公費負担の割合が10月から1年ごとに4ポイントずつ引き上げられるということです。平成18年10月には5割に達するものでございますが、国と道と町の負担割りは4：1：1で従来通り変更はございません。よって本目は本年3月から9月診療分までの公費34%分と10月から、2月までの診療分の公費負担分38%の総額の6分の4を計上しているものであります。

50ページであります。3款道支出金、1項道負担金、1目医療費負担金、本年度予算額、150,777,000円あります。本目は医療給付費及び医療支給費にかかわる道の負担分であります。国庫負担金と同様に本年3月から9月までの分、10月から2月分の公費負担が変更になっておりますので、総額の6分の1を計上しているものであります。

51ページであります。4款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、予算額167,825,000円あります。このうち(2)で医療給付費分、3の医療支給分は国、道、同様に町として公費負担するものですが、本年3月から9月までの診療分、公費負担34%分と、10月から2月診療分までの公費負担分38%総額の6分の1を計上しております。また4で審査支払手数料は、審査支払手数料のうち社会保険診療報酬支払基金の交付対象外であります柔道整復師による施術にかかわる手数料分を計上しているものであります。

52ページであります。5款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、予算現額10,000円あります。

53ページであります。6款諸収入、1項預金利子、1目預金利子、予算現額10,000円あります。

2項雑入、1目第三者納付金、予算現額100,000円あります。

2目返納金、予算額100,000円あります。

3目雑入、予算現額1,000円あります。

以上で老人保健特別会計予算の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○委員長（永井茂樹） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

（なしの声）

質疑がないようでございますので、老人保健特別会計予算につきましては以上を持って終了させていただきます。

次に議案第6号、平成15年度幕別町介護保険特別会計予算の説明を求めます。

民生部長。

○民生部長（石原尉敬） 平成15年度幕別町介護保険特別会計についてご説明申し上げます。

歳入歳出の予算総額はそれぞれ1,070,134,000円でございます。前年比0.8%の減であります。本年度1月末におけます第1号被保険者は4,930人、前年度同期は4,720人でありましたので1年間で210

名、4.45%の増となっております。

次に要介護認定の状況であります。同じく1月末におきまして要支援から要介護5まで668人が認定を受けております。65歳以上のいわゆる第1号被保険者では、高齢者人口に対します割合は12.94%であります。前年度同期は542名で、11.48%でありましたことから、126人、1.46ポイントの増加となっているところであります。

給付の状況であります。平成14年度におきまして約93%の執行率を見込んでいるということでもあります。ちなみに平成12年度は74.9、平成13年度は86.6%であります。

歳出の説明をさせていただきます。

86ページであります。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、予算現額27,538,000円あります。本目は介護保険の賦課保健給付等の事務費にかかわる職員3名分の人件費、さらには電算システムの保守点検委託料などでございます。前年比599万円の減は国の特別対策によりまして、1号被保険者保険料が、平成10年4月から9月の半年間徴収せず、10月から平成13年9月までの1年間は2分の1に軽減されたことから、3年間にわたる保険料徴収システムの変更委託を計上いたしました。委託が終わりましたことが主な内容でございます。

88ページであります。2項徴収費、1目賦課徴収費、予算現額540,000円であります。本目は賦課徴収にかかわる経費であります。

3項、介護認定審査会費、1目東十勝介護認定審査会費、予算額16,332,000円あります。本目は介護認定審査会の委員にかかわります報酬、費用弁償など認定審査会の運営に要する費用であります。職員1名分と臨時職員1名の賃金などでございます。財源を構成いたします東部3町の共同設置負担はこれらの経費のうち、職員人件費を一定の年齢の職員に仮定して計算し、4町によって負担すべき経費の総額を算出したものであります。そのうちの60%を均等割りで、40%を高齢者人口割りで求めたものであります。4町で負担いただく総額は12,663,000円の66%、8,290,000を池田、豊頃、浦幌町でご負担をいただくものでございます。

90ページであります。2目認定調査等費、予算額6,092,000円あります。本目は認定審査会にかかる前の作業に要する経費でございます。主には要介護認定申請されました被保険者の主治医の意見書作成にかかわる経費であります。前年比1,434,000円は訪問調査委託におきまして、直接職員が調査訪問を行っているうち、入院者、町外者等の調査を委託するのが主なものでございます。

91ページをご覧ください。4項介護保険運営等協議会費、1目介護保険運営等協議会費、予算額458,000円あります。本目は介護保険事業計画、高齢者保険福祉計画の推進管理及び次期計画策定に関しまして調査及び審議をいただきます。介護運営等協議会の委員報酬及び費用弁償でございます。

93ページをご覧ください。2款保険給付費、1項介護サービス等諸費、この項に計上しております1目居宅介護サービス給付費から5目居宅介護サービス計画給付費までは要介護認定におきまして要介護1から5までの認定されました、いわゆる要介護者にかかわります保険給付費でございます。

1目居宅介護サービス給付費、予算額306,648,000円、本目はホームヘルプ、デイサービス、ショートステイ、そして福祉用具貸与などの12種類の在宅でのサービスにかかる保険給付費を計上いたしております。

2目施設介護サービス給付費、本年度予算額637,306,000円あります。特養、老健、療養型病床群に入所されていらっしゃる保険者の介護サービスにかかわる保険給付費を計上してあります。

3目居宅介護福祉用具購入費、予算額1,500,000円あります。入浴、または排泄用に供する福祉用具など、これらの購入にかかわる保険給付費を計上してあります。

94ページであります。4目居宅介護住宅改修費、予算額3,900,000円あります。手すりの取り付け、床の段差の解消、洋式便器等への取り替えなどの住宅改修にかかる保険給付費を計上してあります。

5目居宅介護サービス介護計画給付費、予算額28,458,000円あります。居宅介護サービス計画、いわゆるケアプランの作成にかかわる保険給付費を計上してあります。

2 項支援サービス等諸費、この項に計上しております 1 目居宅支援サービス給付費から 4 目居宅支援サービス計画給付費までは、要介護認定におきまして要介護状態となる恐れがある状態、つまり要支援に認定されたいわゆる要支援者にかかわります保険給付費であります。

1 目居宅支援サービス給付費、予算額23,253,000円であります。先ほど居宅介護サービス給付費のところでもご説明いたしましたけれども、12種類の居宅サービスから痴呆対応型の共同生活介護を除いた11種類の介護サービスにかかる保険給付費であります。

2 目居宅支援福祉用具購入費、予算額500,000円であります。福祉用具の購入にかかわる保険給付費であります。

95ページであります。3 3 居宅支援住宅改修費、予算額1,100,000円であります。住宅改修にかかる保険給付費を計上してあります。

4 目居宅支援サービス計画給付費、予算額7,038,000円であります。居宅支援サービス、いわゆるケアプランの作成にかかわる保険給付費であります。

3 項その他諸費、1 目審査支払手数料、予算額1,465,000円あります。介護保険法によりまして国保連が市町村から委託を受けて行う審査支払い業務、つまり国保連合会から介護サービスを提供した事業者へ支払います介護報酬の審査とその支払いに要する経費を計上しております。

96ページであります。4 項高額介護サービス等費、1 目高額介護サービス費、予算額5,764,000円あります。利用者の1割の定率負担が著しく高額となった場合、費用負担に与える影響を考慮し一定額を上まらぬよう負担経費をはかるため、要介護者に支給する高額介護サービス費を計上してあります。

2 目高額居宅支援サービス費、予算額10,000円あります。同様に要支援者に対して高額居宅支援サービス費であります。

5 項市町村特別給付費、1 目市町村特別給付費、予算額200,000円あります。このたび総合介護条例の一部を改正し、入浴補助用具、バスマットであります。市町村特別給付費として給付すべき予算を計上いたしましたところであります。

97ページであります。3 款財政安定化基金拠出金、1 項財政安定化基金拠出金、1 目財政安定化基金拠出金、予算額1,080,000円あります。財政安定化基金拠出金は市町村の介護保険財政の安定化に必要な費用にあて、一般会計からの繰り入れを回避するため、都道府県に設置される基金であります。保険財政は保険料収納率の低下、介護給付費の増加において赤字になる場合もありますが、その際に貸付や交付を行うために、国、都道府県、市町村の負担により設置するものです。市町村は平成15年から17年までの標準給付費の総額の0.1%を3年間で分割し拠出するものであります。

98ページであります。4 款基金積立金、1 項基金積立金、1 目基金積立金、予算額851,000円あります。介護給付費準備基金から生じますリスト、滞納繰越分の第1号被保険者保険料を基金条例の規定に基づきまして積み立てるものであります。

99ページであります。5 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金、1 目第1号被保険者保険料還付金、予算額100,000円あります。第1号被保険者の保険料の過誤納による還付金でございます。

2 目償還金、予算額1,000円あります。保険給付費の国、道等の負担金の精算還付にかかわります予算を科目存置するものであります。

以上が歳出の説明であります。

続きまして歳入のご説明を申し上げます。

69ページであります。1 款保険料、1 項介護保険料、1 目第1号被保険者保険料、予算額175,191,000円あります。第1号被保険者5,062人から徴収する現年度分174,341,000円、滞納繰越分850,000円あります。第1号被保険者の保険料基準月額につきましては、現行の基準保険料保険額を83円減額し、2,950円としたところであります。具体的に申し上げますと、介護保険料の年額は1番負担の少ない第1階層で年額17,700円となりまして400円の減。2階層は26,500円で700円の減、いわゆる基準保険料の3階層は35,400円で900円の減。それから4階層で44,200で1,200円減、5階層で53,100円の

1,400円の減であります。

70ページであります。2款分担金及び負担金、1項負担金、1目認定審査会負担金、予算額8,290,000円であります。東十勝介護認定審査会にかかわります東部3町からの共同設置負担金であります。内訳は池田町が3,071,000円、豊頃町2,457,000円、浦幌町2,762,000円であります。

71ページ、3款使用料及び手数料、1項手数料、1目総務手数料、予算額1,000円。介護保険料の納付証明書及び情報公開請求にかかわります手数料であります。

72ページをご覧ください。4款国庫支出金、1項国庫負担金、1目介護給付費負担金、予算額203,389,000円あります。国が負担することとされてます介護給付費の定率20%を計上したものでございます。過年度分としましては、1,000円あります。

73ページであります。2項国庫補助金、1目調整交付金、予算額55,729,000円あります。市町村の介護保険に関する財政力の格差を調整いたします調整交付金であります。

74ページでございます。1目事務費交付金、予算額4,137,000円あります。要介護認定に要する費用の2分の1を交付する定めによりまして、国から交付するものであります。

75ページ、5款支払基金交付金、1項支払基金交付金、1目介護給付費交付金、予算額325,422,000円あります。40歳から64歳までのいわゆる2号被保険者の負担であります。幕別町の介護給付費の32%が社会保険診療報酬支払基金から交付されるものであります。

77ページであります。6款道支出金、1項道負担金、1目介護給付費負担金、予算額127,119,000円あります。北海道が負担することとされてます介護給付費の定率12.5%分でございます。

79ページをご覧ください。7款財産収入、1項財産運用収入、1目利子及び配当金、予算額10,000円あります。これは介護給付費準備基金から生ずる利子でございます。

80ページをご覧ください。8款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、予算額165,640,000円あります。1節介護給付費繰入金、127,118,000円は介護給付費の定率12.5%の一般会計負担分であります。

81ページをご覧ください。2節職員給与費繰入金28,582,000円は、一般管理費の計上しております職員3名分の人件費、2,282,000円と、東十勝介護認定審査会に計上してあります審査会を担当する職員1名分の人件費、9,816,000円から、東十勝3町の負担分を控除した5,759,000円をそれぞれ計上しております。

3節事務費繰入金4138,000円は、東十勝介護認定審査会及び認定調査等費に充当します事務費でございます。

4節その他繰入金5,802,000円は、その他の一般会計で負担すべき経費であります。

2項基金繰入金、1目介護給付費準備基金繰入金、予算額5,108,000円あります。3年間の財源調整のため造成いたしました介護給付費準備基金から保険給付費のうち不足する財源を取り崩すために、基金繰入金に計上したところでございます。

83ページであります。9款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、予算額101,000円あります。前年度からの繰越金を東十勝介護認定審査会議分とその他の分に分けて計上したところであります。

84ページであります。10款諸収入、1項延滞金、加算金及び過料、1目第1号被保険者延滞金、予算額1,000円あります。

2項預金利子、1目預金利子、予算減額1,000円あります。

3項雑入、1目滞納処分費、予算減額1,000円あります。滞納処分に直接要した経費で、滞納者の負担に記すべき弁償金的なものであります。

85ページをご覧ください。2目第三者納付金、予算額1,000円あります。介護保険法に基づく第三者行為によって支給が発生した場合になります。

3目返納金、予算額1,000円あります。

4目雑入、予算額1,000円あります。

以上で介護保険特別会計の予算の説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（永井繁樹） 説明が終わったところでありまして、この際16時15分まで休憩をいたします。

（休憩 15：57）

（再開 16：15）

○委員長（永井繁樹） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

質問をお受けする前にお願いがございます。質問者におかれましては、質問の要旨をできる限り簡潔にお願いしたいと思います。どうぞよろしく申し上げます。

それでは質疑をお受けいたします。

中橋委員。

○委員（中橋友子） それでは2点だけお尋ねします。1点目69ページ、1目第1号被保険者の保険料にかかわりまして、保険料が今回83円下げられまして、このこと自体はただいま詳細にご説明がありまして、それぞれの負担の軽減になるだろうと思っております、ただ、この保険制度、3年間一応試行的になって、そして今は本格的な主動というふうには受け止めているのですが、これまでに取られておりました軽減措置がまったく無くなった段階でこの料金でスタートするというのでありますから、全体としては負担が大きい状況というのはやはり依然として残っていると思うのです。その点で昨年10月から富に高齢者の医療介護に関わる負担が増えている現状から見て、なんらかの手立てを取る必要があると思っておりますが、その点ではいかがでしょうか。

2点目です。ページ数で75ページ、資料でいきますと47ページ。施設介護にかかわりまして、施設サービスのその説明資料の中では、平成15年から19年までの数字がパーセントと人数で出されております。それでこれは国の基準に合わせたものというふうには思うのですが、全体の介護の認定者、1年間の増加分だけでも、高齢者、あるいは認定率を先ほどお伺いした分を考えると、もっと増えていくというのが自然な流れじゃないかと思うのですが、逆に措置率は減るという形になっています。このへんの矛盾といいますか、実態とかみ合わない面はでてこないでしょうか。

○委員長（永井繁樹） 保険福祉センター所長。

○保健福祉センター所長（佐藤昌親） まず保険料の関係でございまして、なんらかの手立てをというご質問でございまして。先ほども部長のほうから説明がございましたように、第1期、すなわち12年から14年までの3年間で計画に比較しまして、それぞれ100%までいかなかった。平成14年度は93%程度になるというようなことでございました。これら過去の実績3年間のことを踏まえまして、さらには町民のアンケート等とらえた中で、今回の第2期の計画を作成させていただいたわけがあります。全体では保険料につきましては、今までの基金の積み立て等も繰り入れることの中で下がるということもございましたし、それから保険料を下げる段階の一つの考え方といたしましては、例えば保険料の現在ある5段階制性を6段階制にするということも一つも考えの手法としてはございまして、これにつきましても介護保険の運営協議会の中でも審議されましたけれども、一つのシュミレーションとして下げた場合にそれに与える、今度4、5段階に対する方々の保険料がさらに上がっていくということもございまして、現状トータルの中ではやはり5段階でいいたろうというようなことでご意見いただいたものでございまして、よろしく申し上げます。

それから認定者の推移につきまして、もっと増えてもいいのではというご質問でございましたけれども、これにつきましては、在宅重視ということもございまして、特に施設につきましては施設の整備状況が、例えば老健につきましては十勝管内、今年度音更、あるいは鹿追にできると状況にありますけれども、総体的には国の基準に基づきまして一定程度の歯止めがかかっているという状況にございます。それらトータルを勘案いたしまして、このような状況になったということもございまして。

○委員長（永井繁樹） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 後段の施設のほうは当然既存の施設の中で対応しようと思えば必要とする人は人口増からみても増えてくるわけですから、比率からいって下がるというのは当然のことですね。保険に加入している人たちは、その保険に加入していることによって、介護を受ける権利を有するとい

うことになっていきますから、必要な人に保障するというふうになっていけば、その点で手立てをとらなかつたら解決をしていかないということになると思います。どうでしょうか。手立てをとる必要があるのじゃないかと思ひます、どうでしょうか。

料金のほうですが、先ほどの国保の考え方の中でも言われておりました。低所得者を救えばそれを他の人全体にかぶさっていくと、その中でのやりくりというふうになれば当然そうだと思います。私は考え方として、所得のない人、低い人を救うのは基本だと思います、ひとつには、もうひとつは全体の中でやりくりする場合に、国保の場合は一般会計のことがありましたけれども、介護保険も全体の中で見直すというふうになれば、低所得者に基準を当てた対処というのはずっと離さないで進めていただきたいと思うのです。審査会の中で却下されたということでもありますから当然実現にいたらなかったと思うのですか、やはりここでもすでに3年の間に経過措置が取られて、残り1年半の中だけでもこれだけの滞納があったという実態を見れば、やはり手立てが必要ではないでしょうか。

○委員長 保健福祉センター所長。

○保険福祉センター所長（佐藤昌親） まず最初のご質問は施設入所の手立てといひましようか、その改善という意味合いかと判断いたしますが、施設入所につきましては、今年度から優先的に入れる、従来までの先着順ではなくて介護の状態、あるいは本人の身体の状態等々色々な観点から総合的に判断し判定を優先順位を決めていくという制度に新たになるわけでございまして、施設の限られたその定員の中では、より入るべき順位の高い人が入る制度に変わっていくんであろうというふうにございところでもあります。また、この効果を期待するところでございまして、もちろんそうは言ひましても、その施設に入れない方につきましてはこれまでも同様に対処、対応はしてございまして、居宅サービスの色々な多くの種類といひましようか、いろんな組み合わせの中で、出来るだけ在宅の中で満足していただけるようなことも当面は考えていかなければならないというふうにございまして、保険料につきましては、低所得者対策につきましては5段階制の中での第1段階、第2段階という段階もございまして、さらには高額介護サービスにおきましても、制度的にそれなりに配慮しているということでございしますので、基本的に従来と考え方は変わっておりませんけれども、そういう中で対応させていただきたいというふうにございしております。

○委員長（永井繁樹） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 施設サービスですが、基準そのものを見直しには根本的な解決にはならないというふうにござい思ひます。それで北海道の社会性などを考慮した申請といひますか、そういう声が非常に強いわけですが、その点で他の組み合わせももちろん必要だと思ひます。その上でさらに現状の中でも入居できない状況があるわけですから、今後も単なる組み合わせだけで解消していくというふうには解決されると思ひません。そこで北海道の得意性なども含めて、基準の改正といひますか北海道の3.5%、そして施設は1.5%というところをもっと広げるという運動が必要なんではないでしょうか。どうでしょうか。

それともう1点。実は今回、在宅のウエイトを高くして、そして施設サービスは低くするというございことで報酬の内容が少し変わりましたね。そうすると在宅のほうはその報酬が増えるということはいひんですけど、ただその分がやはり利用者へ跳ね返るということはいひありますね、1割負担ですから。そうなると、施設ギリギリのラインのところでは、やはり施設と求めるというございのも逆に増えていくんじゃないかというござい見方もあります。ですからそういう状況を総合的に考えていくと、やはり今の状況の施設入所を申し込む人はさらに増えていくだろうと予想されていきます。ですからそういうござい状況も踏まえて組み合わせ、基準そのものも広げるようなござい努力が必要ではないかと思ひますが、いかがですか。

○委員長（永井繁樹） 保健福祉センター所長。

○保険福祉センター所長（佐藤昌親） 施設の入所基準についてござい思ひますが、北海道特有の地域的な事情、それを鑑みてもう少し基準を緩めたらどうだござい思ひますが、これらの制度全体につきましては従来からも町村会を通じまして、その制度の中でいろいろと改善するございご

ろを改善してほしいということも要望しているところでございますので、これらを含めまして今後とも内部的な協議をいたしまして、町村会を通すべきものについてはそういうような動きをしていきたいと思っております。

それから新しい第2期の計画の中で、報酬単価の中で特に施設の報酬が落ちたということ、すなわちそれは新聞なんかにも報道されておりますけれども、逆に総体的な1割負担が下がると、結果的にこちらのほうにより多くシフトするのではないかとということも書かれていたことも承知しております。そうは言いますが、そういう要因もあるでしょうけれども、町民のアンケート調査をとりましても、やはり基本的には事情が許すのであれば、やはり在宅の要望が多いというのも事実であります。そうはいいますが在宅系のサービスの単価の上がって行って、たくさん利用することであれば結果的に施設の方がいいかな、そういうことも懸念はされますけれども、そのへんは先ほどの繰り返しになりますけど、施設の定員といえましょうか容積は決められて段階では、やはり在宅サービスとの組み合わせをしながら対応せざるを得ないといえましょうか、そういう状況にあると思います。

○委員長（永井繁樹） 他に質疑をお受けいたします。

（なしの声）

質疑がないようですので、介護保険特別会計予算につきましては、以上をもって終了させていただきます。

次に議案第7号、平成15年度幕別町簡易水道特別会計予算の説明を求めます。

水道部長。

○水道部長（三井 巖） 議案第7号、平成15年度幕別町簡易水道特別会計予算について説明をいたします。

106ページをお開きください。第1条では歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ205,039,000円と定めるものであります。款項の区分及び当該区分ごとの金額は107ページ、108ページの第1表、歳入歳出の予算のとおりであります。

第2表、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、109ページの第2表、地方債のとおりでございます。

第3条では、一時借入金の借り入れの最高額を50,000,000円と定めるものであります。

109ページをお開きください。第2表地方債であります。地方債の本年度借り入れ予定といたしましては、糠内簡水の配水管布設事業として4,900,000円、軍豊地区の道営畑総事業として56,500,000円、明倫と糠内の簡易水路統合事業として6,000,000円でございます。なお起債の方法、利率、償還の方法については記載のとおりであります。

次に118ページの歳出にまいります。

1款水道費、1項水道事業費、1目一般管理費、本年度予算額204,939,000円であります。本目は駒島地区のほか、4地区の給水経費と施設整備に要する経費であります。2節から4節につきましては職員1名分の人件費であります。

120ページになりまして、13節委託料、細節12、13についてであります。明倫簡水は慢性的な水量不足となっております。また浄水場施設も老朽化していることから現在の水源を放棄いたしまして、新たに水源を確保し浄水場を新設、さらには糠内簡水と統合することにより水量不足の解消を図る考えでありまして、これらにかかるも委託費でございます。

次に121ページにいきまして15節工事請負費、細節2番は糠内簡水関係で、道々幕大線横断新設工事であります。細節3の監視制御装置であります。浄水場のポンプ運転の制御と給排水装置の故障などを猿別の浄水場にて監視しているのもで、簡水といたしましては現在、糠内と大豊の2地区がつながっておりますが、設置後10数年経過しておりまして、機能も低下しておりますことから、新和の簡水の設備整備にあわせて更新をするものであります。細節4については道路工事などに伴います水道管の移設工事であります。

19節の細節4は新和簡水の浄水場設備の整備を軍豊地区道営畑総事業で実施することから、それに

伴う20%相当の負担金であります。

123ページにまいりまして、2款予備費、1項予備費、1目予備費につきましては100,000円であります。

次に歳入にまいりまして、112ページをお開きください。歳入、1款分担金及び負担金、1項負担金、1目負担金、本年度予算額19,223,000円であります。細節には道路工事に伴います水道管の移設の負担金でございます。

113ページにいきまして、2款使用料及び手数料、1項使用料、1目水道使用料、予算額37,030,000円であります。本目は駒島地区他4地区にかかります水道の使用料であります。

2項手数料、1目手数料、予算額1,000円で設計手数料であります。

114ページにいきまして、3款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、予算額80,985,000円で一般会計からの繰入金であります。

115ページに参りまして、4款繰入金、1項繰入金、1目繰入金につきましては、100,000円であります。

116ページにまいりまして、5款諸収入、1項消費税還付金、1目消費税還付金、予算額300,000円で、これは前年度の精算還付金であります。

117ページにまいりまして、6款町債、1項町債、1目水道事業債、予算額67,400,000円あります。これは第2号で説明いたしました工事にかかります起債でございます。

以上で簡易水道特別会計の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願いします。

○委員長（永井繁樹） 説明が終わりましたので質疑をお受けいたします。

（なしの声）

質疑がないようでございますので、簡易水道特別会計予算につきましては以上を持って終了させていただきます。

次に議案第8号、平成15年度幕別町公共下水道特別会計予算の説明を求めます。

水道部長。

○水道部長（三井 巖） 議案第8号、平成15年度幕別町公共下水道特別会計予算について説明申し上げます。

130ページをお開きいただきたいと思えます。第1条では歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,471,449,000円と定めるものであります。款項の区分及び当該区分ごとの金額につきましては、131,132ページの第1表歳入歳出予算のとおりであります。

第2条、起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法は133ページの第2表地方債のとおりであります。

第3条では一時借入金の借り入れの限度額を700,000,000円と定めるものであります。

133ページをお開きください。第2表地方債であります。本年度の借り入れ予定といたしましては、公共下水道建設事業として、補助事業5本、単独事業1本、合わせて241,900,000円で流域下水道建設事業としては建設事業負担分27,900,000円を予定しております。また、資本費平準化債につきましては先行投資分にかかります企業債相当債の一部を、一定期間後年次に繰上げする起債であります。今年度90,000,000円を予定しております。なお、起債の方法、利率、償還の方法についてはここに記載のとおりでございます。

143ページの歳出をお開きください。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、予算額86,488,000円あります。本目は下水道の管理経費と複合事務組合などへの各種負担金のほか、水洗化普及に伴います貸付金が主なものであります。2節から4節につきましては、職員1名分の人件費であります。

145ページをお開きください。21節につきましては水洗化便所への改造資金として、貸付するものであります。

次に146ページにいきまして、2款事業費、1項下水道施設費、1目下水道建設費、本年度予算額412,051,000円であります。本目は下水道事業にかかります担当職員4名分の人件費と工事費並びに事業に伴います事務費が主なものであります。

147ページにまいりまして、13節の細節6につきましては、幕別浄化センターの濃縮汚泥掻寄機、沈砂コンベアー、沈砂洗浄器の更新に伴います実施設計費であります。

148ページにいきまして、15節の細節1につきましては、北海道施行の道々幕別帯広芽室線、札内南大通りですが、の整備に伴います污水管の新設工事、細節2の雨水管の新設工事で3箇所、延長330メートルに要する費用、細節3については札内ふ化場関連の整備費でありまして本年度は採卵舎、発電機室、雨天時の非常用ポンプ所などを実施する予定であり本年度で完了となる予定であります。

細節4は幕別浄化センターの濃縮汚泥掻寄機の更新にかかわるものであります。

2項下水道管理費、1目浄化センター管理費、本年度予算額61,849,000円であります。本目は幕別処理区に関わります浄化センターの維持管理費でありまして、年間処理量は640,000トン进行予定しております。

次に150ページにまいりまして、2目札内中継ポンプ場管理費、本年度予算額10,243,000円あります。本目は札内処理区の污水を十勝川流域下水道の処理場へ圧送するための中継ポンプ場の維持管理経費であります。年間圧送量につきましては1,440,000トン进行予定しております。

3目環境維持管理費、本年度予算額12,427,000円あります。本目はすでに整備をいたしました污水環境117,115m、マンホール2,165箇所、污水桝7,303箇所分の維持管理経費であります。

次に152ページにまいりまして、3款公債費、1項公債費、1目元金、予算額、507,324,000円あります。これは起債償還元金であります。

2目利子、予算額380,966,000円あります。これは起債償還の利子及び一時借入金の利子であります。

3目公債諸費、予算額1,000円あります。元金、利子の支払い手数料であります。

153ページにまいりまして、4款予備費、1項予備費、1目予備費、予算額100,000円あります。

次に136ページ歳入にまいります。

歳入、1款分担金及び負担金、1項負担金、1目都市計画負担金、予算額4,432,000円あります。これは受益者負担金であります。

137ページにまいりまして、2款使用料及び手数料、1項使用料、1目下水道使用料、予算額201,229,000円あります。これは幕別、札内両地区にかかわります使用料であります。

138ページにいきまして、3款国庫支出金、1項国庫支出金、1目下水道事業補助金、予算額99,300,000円でありまして下水道建設事業費に対します国庫補助金であります。

139ページにまいりまして、4款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、予算額776,563,000円あります。一般会計からの繰入金であります。

140ページにいきまして、5款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、予算額100,000円あります。

次に141ページでございまして、6款諸収入、1項貸付金元利収入、1目水洗化改造等資金貸付金元利収入、予算額25,025,000円で、これは水洗化の貸付金の元金収入と利子収入であります。

2項消費税還付金、1目消費税還付金、予算額5,000,000円で、これは精算による還付金であります。

次に142ページにまいりまして7款町債、1項町債、1目都市計画事業債と2目の資本費平準化債につきましては先ほど第2表の地方債で説明起債の関係であります。

以上で公共下水道特別会計の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○委員長（永井繁樹） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

伊東昭雄委員。

○委員（伊東昭雄） 130ページの公共事業下水道の件ですけれども、今年予算を立てて終わった時点で

全町民の何パーセントの進捗率をお尋ねいたします。

そして十勝1市19町村の平均進捗率、幕別は何番目になるのか、わかれば教えていただきたいと思っています。

○委員長（永井繁樹） 水道課長。

○水道課長（前川満博） 町内の下水道の普及率でありますけれども、まず幕別地区、こちらにつきましては90.55%、それから札内地区、こちらにつきましては91.41%、幕別、札内合計いたしますと91.2%ということになります。

それと十勝管内ということになりますと、現在普及率、具体的な数字が今表せるというのはできませんけど、帯広それから音更、芽室、幕別と管内では4番目の普及率という形になっております。

○委員長（永井繁樹） 他に質疑ございますか。

他に質疑がないようでございますので公共下水道特別会計予算につきましては以上をもって終了させていただきます。

次に議案第9号、平成15年度幕別町公共用地取得特別会計予算の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（新屋敷清志） 160ページをお開きねがいます。

平成15年度公共用地取得特別会計予算につきましてご説明いたします。

第1条で歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,919,000円と定めるものであります。また、歳入歳出と官公等の区分及び当該区分との金額につきましては161ページ、162ページの第1表、歳入歳出予算のとおりとするものであります。

それでは始めに歳出からご説明いたします。167ページをお開きいただきたいと思っております。

167ページ、1款公債費、1項公債費、1目利子、本年度予算額3,819,000円でございます。23節の起債償還利子で平成11年度に札内9号南通り街路整備事業の用地取得及び移転報償のために借り入れしました公共用地先行取得債の起債償還利子でございます。現在据え置き期間中でありまして利子のみ償還であります。

168ページ、2款予備費、1項予備費、100,000円でございます。

以上で歳出の説明を終わりました、次に歳入でございますけれども165ページをお開きいただきたいと思っております。

165ページ歳入、1款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、本年度予算額3,819,000円。起債償還利子に充当するための一般会計からの繰入金であります。

166ページ、2款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、100,000円の繰越金であります。

以上で公共用地取得特別会計予算の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○委員長（永井繁樹） 説明が終わりましたので質疑をお受けいたします。

（なしの声）

質疑がないようでございますので、公共用地取得特別会計予算につきましては、以上をもって終了させていただきます。

次に議案第10号、平成15年度幕別町個別排水処理特別会計予算の説明を求めます。

水道部長。

○水道部長（三井 巖） 議案第10号、平成15年度幕別町個別排水処理特別会計予算について説明をいたします。

170ページをお開きいただきたいと思っております。

第1条では歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ164,390,000円と定めるものであります。款項の区分及び当該区分ごとの金額につきましては、171、172ページの第1表歳入歳出予算のとおりであります。

第2条起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、173ページの第2表の地方債のと

おりであります。

第3条では一時借入金の借り入れの最高額を100,000,000円と定めるものであります。

173ページをお開きください。第2表地方債であります。本年度借入予定といたしましては、個別排水処理施設整備事業として40機分、88,200,000円を予定しております。なお、起債の方法、利率、償還の方法についてはここに記載のとおりであります。

次に182ページの歳出をお開きください。歳出、第1款総務費、2項総務管理費、1目一般管理費、予算額7,551,000円であります。本目は個別排水処理施設による水洗化の普及に要する経費であります。

21節につきましては、水洗便所の改造資金として1件50万円を限度として貸付するものであります。

183ページにまいりまして、2款事業費、1項個別排水処理施設費、1目排水処理施設費、予算額114,014,000円あります。本目は本年度設置を予定しております40機分の建設経費であります。

2項排水処理施設管理費、1目排水処理施設管理費、予算額25,950,000円あります。本目は本年度分も含めまして324機分の維持管理経費であります。

185ページにまいりまして、3款公債費、1項公債費、1目元金、予算額3,684,000円で、起債の償還負担金であります。

2目利子、予算額13,091,000円で、起債償還利子及び一時借入金の利子であります。

186ページにまいりまして、4款予備費、1項予備費、1目予備費、予算額100,000円あります。

次に176ページの歳入でございます。歳入、1款分担金及び負担金、1項分担金、1目排水処理分担金、予算額6,401,000円あります。これは40機分の受益者分担金でございます。

177ページでございます。2款使用料及び手数料、1項使用料、1目排水処理施設使用料、予算額11,813,000円あります。これは本年度実施分を含めました322機分の使用料であります。

178ページにまいりまして、3款繰入金、1目他会計繰入金、1目一般会計繰入金、予算額48,870,000円で一般会計からの繰入金であります。

179ページにまいりまして、4款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、予算額100,000円あります。

180ページにいきまして、5款諸収入、1項貸付金元利収入、1目水洗化便所改造等資金貸付金元利収入、予算額6,006,000円で、貸付金の元金収入と利子収入であります。

2項消費税還付金、1目消費税還付金、予算額3,000,000円で、これは前年度分の精算還付金であります。

181ページにまいりまして、6款町債、1項町債、1目排水処理施設整備事業債、予算額88,200,000円で、これは40機分の建設に対します起債であります。

以上で個別排水処理施設特別会計の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（永井繁樹） 説明が終わりましたので質疑をお受けいたします。

伊東昭雄委員。

○委員（伊東昭雄） 個別排水事業は今年で終わる予定でございますが、先日の12月の一般質問に坂下議員がお尋ねいたしました件で、答弁として12月にアンケート調査をして、その結果によって次の予定を考えるという説明でございましたが、そのアンケート調査をしたのかしないのかお伺いいたします。

○委員長（永井繁樹） 水道課長。

○水道課長（前川満博） 個別排水処理事業の今後の継続についてのアンケートということでございまして、前回一般質問の中でアンケートを12月に行うということえお答えしたんですけれども、12月末にアンケートの調査票、これにつきましては下水道処理区外の浄化槽設置済みの家庭と事業所を除く784世帯にアンケートの調査票を送付いたしました。それでその中で回答を、実際には12月に調査票を送付したんですけれども、回収率が思ったより悪かったということで、2月にもまたアンケートの送付をいたしております。その中で全体で回答をいただいたのは179世帯、全体約22.8%の家庭から

アンケートの回答をいただきました。その中身でいいますと、アンケートの回答をいただいて設置希望をするという世帯、この世帯につきましては118戸の世帯から個別排水を設置したいという希望の回答を寄せられております。あとちなみに考えていないという世帯については39戸回答をいただきました。あとわからない22戸、未回答が1世帯ということでもあります。以上であります。

○委員長（永井繁樹） 伊東委員。

○委員（伊東昭雄） 今聞いたら118戸あるということで、それを勘案して今後やっていくかどうかということだったんですけど、その今後についてはまだ検討されていないんですか。

○委員長（永井繁樹） 水道課長。

○水道課長（前川満博） 先ほど申しあげましたように、アンケートを2月にまた出しております。まだこれからもう少し全体にいきわたっていない部分もあるのかなという解釈もしております。実際問題としてまだ回答をいただければということで待っている状態であります。それにつきましても15年度中には早い段階で、これらの回答を寄せられ設置希望があるということでもありますので、このまま事業について継続してけるような形で、また関係部局とも相談しながらやっていきたいというふうに思っております。以上です。

○委員長（永井繁樹） 伊東委員。

○委員（伊東昭雄） やっていくという考えでありますのでよろしいんですけど、一方、下水道で約90%の進捗率、それで個別排水については現在25%か30%切れると思うんですけど、そういうやるという方向づけであるならば、是非、これは非常に喜ばれている事業でございますので、ひとつ是非予算に取り入れてやっていただきたいということを強く要望して終わります。

○委員長（永井茂樹） 他に質疑をお受けいたします。

（なしの声）

質疑はないようでございますので、個別排水処理特別会計予算につきましては以上をもって終了させていただきます。

次に議案第11号、平成15年度幕別町水道事業会計予算の説明を求めます。

水道部長。

○水道部長（三井 巖） 議案第11号、平成15年度幕別町水道事業会計予算について説明を申し上げます。

188ページをお開きください。始めに業務の予定量でございますが、給水個数7,650戸、年間総給水量2,289,000トン、一日平均給水量6,271トン、主要な建設改良事業は配水管布設整備事業であります。

次に第3条予算の収益的収入及び支出の予定額であります。収入の第1款、事業収益は463,585,000円で、支出の第1款事業費は563,683,000円あります。

次に第4条の資本的収入及び支出の予定額であります。収入の第1款資本的収入は89500,000円で、支出の第1款、189ページになりますけど資本的支出は253,609,000円あります。資本的収入が資本的支出額に対し不足する額、163,659,000円は当年度損益勘定保留基金163,659,000円で補填するものであります。

189ページにまいりまして、次に第5条の企業債でありますけれども、起債の目的は配水管布設整備事業で限度額は60,600,000円あります。起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりであります。

次に第6条の一時借入金であります。限度額は200,000,000円と定めるものであります。

次に第7条の議会の議決を得なければ流用することのできない経費であります。職員給与費48,494,000円あります。

次に第8条のたな卸資産の購入限度額は6,298,000円と定めらるものであります。

次に215ページをお開きいただきたいと思っております。平成14年度幕別町水道事業の決算見込みにおける損益計算書であります。営業利益ではマイナス12,011,000円、営業外利益ではマイナス83,932,000円となり、当年度純損失は95,943,000円となり、前年度繰越欠損金211,915,000円を加え、

当年度未処理欠損金は307,858,000円となる見込みであります。

次に211ページをお開きください。平成15年度幕別町水道会計の予算貸借対照表であります。212ページの5の余剰金(3)の欠損金のイ、繰越欠損金307,858,000円。平成15年度の純損失は113,742,000円となり、欠損金の累計額は421,600,000円となる見込みであります。

15年度において113,742,000円の純損失が生じたことになった主な原因は、国の高料金対策繰出基準が毎年改定されて、14年度に引き続き本年も該当しない見込みでありますことから、一般会計の繰り入れを計上していないことによるものであります。

次に192ページをお開きください。収益的支出であります。1款事業費、1項営業費用、1目原水及び浄水費、予定額152,603,000円であります。本目は職員1名分の人件費と浄水場の維持管理経費、並びに企業団からの受水費などが主なものであります。

194ページにまいりまして、29節受水費であります。広域企業団からの受水費用でありまして、基本料金1トンあたり12,000円で6,300トン分、重量料金1トン42円で一日1,800トンの365日分であります。

2目排水及び給水費、予定額は28,263,000円であります。本目は職員1名分の人件費と排水及び給水にかかる経費であります。主なものとしては、196ページにまいりまして16節の修繕費の細節1の配水管漏水修理などであります。

197ページにまいりまして、5目総係費、予定額は42,924,000円であります。本目は職員3名分の人件費と事務管理経費であります。

200ページにまいりまして、6目減価償却費、予定額216,836,000円あります。本目は有形無形の減価償却費にかかる経費であります。

7目資産減耗費、予定額20,829,000円あります。本目は構築物と機械及び装置にかかる固定資産の除却費であります。

2項営業外費用、1目支払利息及び配当金、予定額は93,628,000円あります。本目は企業債利息及び一時借入金利息であります。

3目消費税、予定額は88,000,000円あります。

201ページであります。消費税の負担区分により預かり分の方が多くなりましたことから支払うものであります。5目雑支出、予定額500,000円あります。4項予備費、1目予備費、予定額100,000円あります。

次に190ページをお開きください。収益的収入であります。

1款事業収益、1項営業収益、1目給水収益、予定額434,135,000円あります。本目は給水戸数、7650戸にかかる水道使用料であります。3目その他営業収益、予定額は9,551,000で、量水器売却収益及び加入者負担金などであります。

2項営業外収益、1目受取利息及び配当金、予定額は10,000円で預金利息であります。

191ページにまいりまして、7目雑収益、予定額は19,889,000円で下水道会計からの収納及び管理業務にかかります受託収入であります。

次に203ページをお開きください。資本的支出であります。1款資本的支出、1項建設改良費、1目配水管整備費、予定額93,450,000円あります。本目は配水管布設などにかかります委託料及び工事請負費であります。主なものとしたしましては26節の工事請負費であります。札内7号団地道路のほか4件にかかります配水管布設及び布設替工事であります。配水管移設工事としましては道営畑総の農道工事他3件であります。

2目営業設備費、予定額34,955,000円あります。本目は検定満了の量水器の取り替えなどにかかる費用であります。

204ページの4項企業債償還金、1目企業債償還金、予定額125,204,000円で企業債にかかります元金償還金であります。

次に202ページをお開きください。資本的収入であります。1款資本的収入、1項企業債、1目企

業債、予定額60,600,000円でありまして、配水管布設などに伴う企業債であります。

6項負担金、1目負担金、予定額29,350,000円でありまして、道営畑総事業などにかかります水道管移設負担金であります。

以上で水道事業会計予算の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（永井茂樹） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

（なしの声）

質疑がないようですので、水道事業会計予算につきましては以上をもって終了させていただきます。お計りをいたします。

議案第3号、平成15年度幕別町一般会計歳入歳出予算は原案の通り決することにご異議ございませんか。

（異議ありの声あり）

異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を願います。

起立多数であります。従って平成15年度幕別町一般会計歳入歳出予算は原案のとおり可決されました。

次におはかりいたします。

議案第4号、平成15年度幕別町国民健康保険特別会計歳入歳出予算は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（異議ありの声あり）

異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を願います。

起立多数であります。従って平成15年度幕別町国民健康保険特別会計歳入歳出予算は原案のとおり可決されました。

次にお計りいたします。

議案第5号、平成15年度幕別町老人保健特別会計歳入歳出予算は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

異議なしと認めます。従って本案は原案のとおり可決されました。

次におはかりいたします。

議案第6号、平成15年度幕別町介護保険特別会計歳入歳出予算は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（異議ありの声あり）

異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を願います。

起立多数であります。従って平成15年度幕別町介護保険特別会計歳入歳出予算は原案のとおり可決されました。

次におはかりいたします。

議案第7号、平成15年度幕別町簡易水道特別会計歳入歳出予算は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

異議なしと認めます。従って本案は原案のとおり可決されました。

次におはかりいたします。

議案第8号、平成15年度幕別町公共下水道特別会計歳入歳出予算は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

異議なしと認めます。従って本案は原案のとおり可決されました。

次におはかりいたします。

議案第9号、平成15年度幕別町公共用地取得特別会計歳入歳出予算は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

異議なしと認めます。従って本案は原案のとおり可決されました。

次におはかりいたします。

議案第10号、平成15年度幕別町個別排水処理特別会計歳入歳出予算は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

異議なしと認めます。従って本案は原案のとおり可決されました。

次におはかりいたします。

議案第11号、平成15年度幕別町水道事業会計歳入歳出予算は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

異議なしと認めます。従って本案は原案のとおり可決されました。

以上をもって本特別委員会に付託されました平成15年度幕別町各会計予算議案第3号から議案第11号までの9議件の審査をすべて終了いたしました。

終了に先立ちまして一言お礼を申し上げます。本委員会が設置されて昨日、今日と各委員におかれましては終始ご熱心にご審議をいただき、心からお礼を申し上げます。また、理事者におかれましては、審査の円滑な運営にご協力をいただき、合わせてお礼を申し上げる次第でございます。不慣れな委員長ではありましたが、皆様のおかげを持ちまして無事終了することができました。委員長より心から感謝を申し上げます。誠にありがとうございました。

これで委員会を閉会いたします。